

岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業
その他の質問・意見への回答

平成23年7月29日

岡山市

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	4	第2	1	(4)	4)ウ	事業期間	設計・建設工事の交付金について、事業者サイドの不備とは異なる交付金の見込み違い(金額の差異)は、市殿の負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	第2	1	(4)	4)エ	事業期間終了時の措置	「事業者は、事業期間終了時に市の定める引継ぎ時における本施設の要求水準書を満足する状態で、市に引継ぐものとする。」とありますが、要求水準書を満足する状態というのは、引継ぎ時点によるものと考え、引渡し後数年にわたる費用を見込むと言うことではないことを確認させて下さい。	引継ぎ時点において、要求水準書を満足する状態を確認します。
3	4	第2	1	(4)		事業者の収入	運營業務内容を概ね5年毎に見直すがありますが、将来処理品目に変化してプラント構成機器に影響が出るような事態となった場合は、その建設費用については市様負担と考えて支障ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	4	第2	1	(4)	6)イ	事業者の収入	「運營業務内容については、概ね5年毎に見直す予定である。」とありますが、見直しにより契約金額が増減することがあるのでしょうか。	見直しにより、契約金額を含む契約変更もあり得ると考えます。
5	4	第2	1	(4)	6)イ	本事業の運營業務に係る対価	「運營業務については、概ね5年毎に見直す予定である。」とありますが、見直しの内容によっては、委託料の変更についてもご協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
6	5	第2	1	(5)		スケジュール(予定)	10月27日予定の改善通知から入札書の受付期限までの期間が短いため、十分な対応期間を確保すべく、改善通知の日時を繰り上げることをご検討下さい。	入札説明書のとおりとします。
7	6	第3	1	(2)		各業務を行う者の要件	特定建設工事共同企業体協定書の提出時期についてご教示下さい。	基本協定締結時まで提出してください。
8	6	第3	1	(1)	2)	入札参加者の構成等	「SPCから直接業務の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。」とあります。これに関連し、入札参加資格に関する質問回答No.5において、保険は委託に当たらないとありますが、委託に当たらない業務の範囲をご教示願います。また、業務形態の検討のため、直接業務の委託を受ける者を構成員とする意図をご教示願います。	前段については、請負又は委任、これに準じる契約は委託とみなします。 後段については、特定事業契約の当事者となっていたためです。
9	6	第3	1	(1)	3)	入札参加者の構成等	構成員が担う役割は設計業務、建築物の建設業務、プラントの建設業務、運營業務の何れかに分類されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	7	第3	1	(2)	1)	本施設の設計業務	プラント設計に関しましては、本施設の建設業務の資格要件が無くとも、プラント会社にて設計できることを確認させて下さい。	建設業務を設計業務と読み替える限りにおいて、ご理解のとおりです。
11	11	第3	2	(2)	2)	SPCの設立に関する要件	出資金額の合計を8,000万円とした根拠をご教示下さい。	本事業の事業規模を勘案し、設定しました。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
12	13	第4	1	(4)		入札参加表明書の提出	既に提出させていただいた入札参加表明書について、各構成員の代表者、使用印、住所等に変更があった場合、岡山市への入札参加資格申請の登録変更手続きを行います。入札参加表明書についても別途変更届け出等の手続きが必要でしょうか。	変更が生じた時に市と協議してください。
13	14	第4	1	(10)		技術対話	技術対話に出席できる人数制限はありますか。また、雇用の証明方法について、ご教授ください。	前段については、6名までとします。 後段については、健康被保険者証(写し可)又は雇用証明書(様式は任意)とします。
14	14	第4	1	(11)	イ	技術提案書の改善	入札参加者が改善の提案を行い、市が採用した場合について、採用された旨ご通知いただけるのとことですが、それは提案を行なった者に個別に通知されるという意味でしょうか。通知方法を具体的にご教授ください。	個別に改善通知書を郵送します。
15	14	第4	1	(10)		技術対話	技術対話の内容(進め方)はどのようにお考えでしょうか。パワーポイント等を利用したプレゼンテーション等をお考えでしょうか。	提案内容の説明を目的とするプレゼンテーションの実施は予定していません。また、技術対話の詳細は未定です。
16	14	第4	1	(10)		技術対話	対話(内容、時間、方法等)の詳細が決定していましたらご教示願います。	No.15の回答を参照ください。
17	14	第4	1	(10)		技術対話	技術対話の内容は、入札参加者によるプレゼンテーションも実施されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
18	15	第4	1	(15)		改善技術提案書に関する要件の確認を認められない者に対する理由の説明	「平成23年11月24日(木)までに書面により回答する。」とありますが、その回答が内容が不当と思われる場合は、申し入れは可能なのでしょうか。	申し入れは可能です。
19	16	第4	1	(18)		入札書の提出	応札者が相当の時間の余裕を持って郵送したにもかかわらず、事故等により入札書が紛失もしくは遅配された場合の取扱いについてご教示願います。	原則として、無効又は失格となります。
20	16	第4	1	(19)		開札	開札後、入札価格はその場において、発表されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	17	第4	1	(19)	3)	開札における留意事項	先着5名で入札に立会いできるのとことですが、立会いの受付要領についてご教示下さい。いつから並ぶことが可能ですか。仮に先着5名に入れずに立会いできなかった場合は、改札時の状況は改札後に貴市より教えていただけますか。	立会人ではなくても、入札を傍聴することはできます。傍聴における詳細は、岡山市入札会傍聴規則(平成11年市規則第171号)を参照してください。
22	17	第4	1	(19)	3)オ	開札における留意事項	「入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、」とありますが、保留とは、開札後に総合評価を行い入札参加資格確認対象者を決定のうえ、入札参加資格を有することを確認するために保留するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
23	18	第4	1	(20)	3)	提出期限	「入札参加資格確認対象者となった日」とありますが、具体的に何月何日を指しておられるのでしょうか。	現時点では、お示しすることはできません。
24	20	第4	2	(7)	4)	改善技術提案書の使用等	「公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用する事ができるものとする。」とありますが、事業者のノウハウにあたる箇所が多数あると思われるので、使用前に事業者へ公表内容の確認を行っていただけますでしょうか。	岡山市情報公開条例に基づき、配慮します。
25	20	第4	2	(9)		入札保証金	市長が確実に認める金融機関の保証に「公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証」が含まれると考えてよろしいでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
26	20	第4	2	(9)	1)	納入金額	入札保証金の免除について、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者かどうかは、いつの時点でどのように判明するのでしょうか。ご教示下さい。	入札保証金の納付が必要な者は、平成21年1月1日以後に本市と締結した契約を履行しないこと、又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等があった場合です。これに該当しない場合は、原則として免除されます。なお、本入札に参加を希望した者で入札保証金の納付が必要な者はいませんでした。
27	20	第4	2	(9)		入札保証金	「入札保証金を免除することができる者は、…契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるもの、…」とありますが、①平成21年1月1日以降に、貴市との間で締結した契約を履行しないことがない②貴市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないことがない、という2つを満たせば入札保証金を免除できるとの理解でよろしいでしょうか。他の条件があれば、具体的にご教示ください。また、入札保証金を免除することができる者とお認めいただくための手続き等があればご教示下さい。	No.26の回答を参照ください。
28	20	第4	2	(9)	1)	入札保証金	「入札保証金を免除することができる者は、平成21年1月1日以降に本市との間で締結した契約を履行しないこと、本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者」とありますが、平成21年1月1日以降に、貴市との契約を不履行していなければ、入札保証金が免除されるという理解でよろしいでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
29	20	第4	2	(9)	1)	入札保証金	「入札保証保険契約」とは民間の保険会社と締結した入札保証保険と考えてよろしいでしょうか。またこの証券を開札日前日の午後3時までにご提出するという理解でよろしいでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
30	20	第4	2	(9)	1)	納入金額	入札保証金を免除することができる者は、貴市での契約実績業者以外でも、今回の参加要件を満たした業者(グループ)であれば、免除して頂けないでしょうか？	No.26の回答を参照ください。
31	20	第4	2	(9)	1)	納入金額	「契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者」の確認手段についてご教示願います。	No.26の回答を参照ください。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
32	21	第4	2	(9)	2)	納入方法	入札保証保険を選択する場合、保証期間はどのように設定すればよろしいでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
33	21	第4	3	(1)		許容価格	許容価格の定義をご教示下さい。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいいます。
34	21	第4	3	(1)		許容価格	提案審査において許容価格を超えた場合は、総合評価の算定外となると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	21	第4	3	(1) (2)		許容価格及び上限価格	許容価格と上限価格の差異は、「消費税及び地方消費税を含むか否か」のみであるとの理解で宜しいでしょうか？	許容価格は上限価格とは別に、上限価格以下の金額で設定されます。
36	21	第4	3	(2)		提案の上限価格	上限価格の内訳(設計・建設業務に係る対価・運營業務に係る対価)を御教示頂けないでしょうか？	上限価格の内訳については、お示しできません。
37	21	第4	3	(2)		提案の上限価格	入札価格が提案の上限価格を超えた場合は、総合評価の算定外となると理解してよろしいでしょうか。	入札価格が提案の上限価格を超える場合、必然的に許容価格を超えることとなるため、総合評価の算定外となります。
38	21	第4	3	(1)		許容価格(予定価格)	許容価格(予定価格)とは、どのような位置づけの価格でしょうか。上限価格以下でも許容価格(予定価格)に達せず失格や、不調となることがあるのでしょうか。	前段については、No.33の回答を参照してください。 後段については、入札価格が税抜き許容価格を超える場合は、総合評価算定対象外となります。
39	21	第4	3	(1)		許容価格(予定価格)	許容価格(予定価格)の目安はありますでしょうか。(例:提案の上限価格の○%)	ありません。
40	22	第5	1	(1)		落札者の決定	「入札価格が著しく低価格の場合には調査を行い」とありますが、調査を行なうかどうかの「著しい低価格」の基準をご教示下さい。	基準となる価格はありません。市の他施設における履行実績や他都市の先行事例を踏まえ、市が必要と認めた時に調査を行います。
41	22	第5	1	(1)		落札者の決定方法	入札価格が著しく低価格の場合には調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは失格とする場合がある。」とありますが、履行がなされないおそれとはどのような基準にて判断されるのでしょうか。	工事及び業務の実施に必要な費用が計上されていない等の理由により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合です。
42	22	第5	1	(1)		落札者の決定方法	入札価格が著しく低価格の場合には調査を行うとなっていますが、調査を行う場合の価格基準(調査基準価格)は予め定められるのでしょうか。定める場合は、公表(事前又は事後)されるのでしょうか。	No.40の回答を参照ください。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
43	22	第5	1	(2)		総合評価	技術評価は、平成23年11月14日～15日提出させて頂く「改善技術提案書」に対して実施されるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
44	22	第5	1	(3)		落札者の決定	入札参加資格確認対象者の参加資格審査の結果、入札参加資格が認められなかった場合、落札者はないということになるのでしょうか。	総合評価点が第2順位以降の者について、順次申請書等の提出を求め、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行います。
45	22	第5	1	(2)		総合評価	「技術提案書を評価し技術評価点を算定する。また、市は前記第4-1-(19)に示す開札を行った結果より、あらかじめ定める落札者決定決定基準に基づき、価格評価点を算定する。」とありますが、技術評価点の算定を終了した後に、価格評価点を算定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	22	第5	1	(2)		総合評価	公平性の確保のため、技術評価点は開札前に発表されるべきと考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	技術評価点について開札前の発表は行いません。
47	23	第5	2	(7)		1 運営期間における保証	運営期間における契約保証金については、契約期間が平成24年3月からと想定されるため、設計・施工期間中も納付し続ける必要がありますが、仮に履行保険を選択する場合には運営開始前であっても毎年履行保険を更新していく必要があると理解しましたが正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	23	第5	2	(6)		費用負担	今回の方式では、事業者サイドで完工後の所有権移転費用が発生すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	25	第6	3			技術提案書	確認ですが、技術提案書提出時は、事業計画に関する提案書は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	25	第6	3			技術提案書	提出する電子データ(CD-R:3部)は、PDF版の提出で良いのか、もしくは、作成したワードやエクセル版データをそのまま提出するのかをご教示願います。	電子データは、ワード、エクセル等でテキストデータが抽出可能な状態で提出してください。
51	26	第6	4			改善技術提案書	事業計画に関する提案書(様式11号)は、改善技術提案書の受付時(11月14日～15日)に提出するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	27	第7	2			技術提案書	技術提案書副本において、構成員は個別商号等の記載は不可ですが、協力企業等については個別商号等の明記は差し障りないと理解しておりますがよろしいでしょうか。特に地域の活性化についての提案の項目において可能な限り具体的に記載するためにもご了承願います。	ご理解のとおりです。
53	27	第7	2			技術提案書	各様式に記載がある制限ページ数について、例えば2ページ以内と記載のある様式において2ページの表裏印刷で2倍の内容を記載するのは様式の制限を逸脱するものと理解しておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
54	27	第7	2	(2)		技術提案書	技術提案書について、入札説明書にて説明されている以外にも、文字フォント、文字間隔、行数、枠の大きさ等について制限があればご教示ください。	特に具体的な制限はありませんが、見易さに配慮をお願いします。
55	27	第7	2	(1)		技術提案書	提案書の綴じ方についてご指示はありますでしょうか。(製本、ファイル綴じ等)	ファイル綴じとして下さい。
56	27	第7	2	(3)		技術提案書	「構成企業名がわかる記載を避けること」とありますが、様式11号-1の提案について、各企業の役割分担記載時も企業名は記述できないのでしょうか。その場合はどう記載すればよろしいでしょうか。	様式11-1においても企業名が分かる記載は避けてください。例えば、「設計企業」、「建設企業A」、「建設企業B」、「運営企業A」、「運営企業B」等ような記載としてください。
57	27	第7	2	(3)		技術提案書	「表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること」とありますが、記述箇所があれば明らかにすることでしょうか？または各様式毎に構成企業名を記載する必要があるのでしょうか。	記述箇所があれば明らかにしてください。
58	27	第7	2	(1)		技術提案書	フォント数は任意との理解でよろしいでしょうか。	No.54の回答を参照ください。
59	27	第7	2	(1)		技術提案書	各提案書の区切り挿入するインデックスは、提案書の種類毎および様式毎など任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。	提案書の種類毎としてください。
60	27	第7	2	(2)		技術提案書	添付資料を提出してもよろしいでしょうか。	要求していない添付資料の提出は不可です。
61	27	第7	2	(2)		技術提案書	添付資料の内容は評価対象でしょうか。	No.60の回答を参照ください。
62	27	第7	2	(2)		技術提案書	様式の枠を広げて、記載スペースを広くしてもよいでしょうか。	余白の調整は問題ありません。
63	27	第7	2	(3)		技術提案書	「ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述をさけること」とありますが、採用技術や実績から、構成企業名が推測される場合もあるかと考えます。そのような場合は問題ないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	28	第7	4			入札参加資格確認申請時の提出書類	あらかじめ第6-6に示す書類を作成しておくことのご指示ですが、様式第16号への添付資料で指示のある開札日から3ヶ月以内のものとは、開札日からさかのぼって3ヶ月以内のものとして理解しておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	31	別図2				事業スキーム図	協力企業は、事業着手後に変更可能と理解してよろしいでしょうか。	提案書に社名等を記載した協力企業については、提案として履行義務が生じます。
66	32	別図3				入札書の提出用封筒	封筒のご指定はございますでしょうか。また封筒は無地の封筒を利用する必要がありますか。社名、ロゴ等が入った封筒を利用してもよろしいでしょうか。	別図3に定める記載事項を満たしていれば社名、ロゴ等が入っても構いません。
67	32	別図3				入札書の提出用封筒	封筒の裏面には代表企業名のみ記載で、代表者の記載は不要でしょうか。また必要な場合は代表者印の押印は必要でしょうか。	代表者の記載は不要です。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
68	33	別紙1	2	(2)		運営業務に係る対価	「ごみの種類毎の提案単価…」とありますが、ごみの種類毎という分け方では細かすぎて、各委託費の算出が困難です。提案単価を算出する際には、ごみの種類をもう少し大別化していただけないでしょうか。	入札説明書のとおりとします。
69	33	別紙1	2	(1)		設計建設に係る対価	「工事中金利」とありますが、何を想定されておられるのでしょうか。	建設企業において工事中に発生する当該工事に係る金利負担を想定しています。
70	33	別紙1	2	(1)		設計建設に係る対価	「市への所有権移転費用」とは、何を想定されておられるのでしょうか。	表示登記、保存登記に係る登記関係費用等を想定しています。
71	33	別紙1	2	(1)		設計・建設業務に係る対価	支払の対象となる費用の③その他費用の内訳として、「市への所有権移転費用」とありますが、今般御計画はDBO事業であり、施設の所有権移転は無いものと理解しております。この意味を御教示願います。	No.70の回答を参照ください。
72	33	別紙1	2	(1)		設計・建設業務に係る対価	支払いの対象となる費用として、市への所有権移転費用がありますが、具体的にどのような費用を想定されておりますでしょうか。	No.70の回答を参照ください。
73	33	別紙1	2	(1)		運営業務に係る対価	変動費の設定において、施設の能力を逸脱する著しいごみ量の変動に対しては、費用負担について別途協議がなされるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	34	別紙1	2	(2)		委託費B	SPC管理費の中にSPCの租税公課・及び利益を含めると理解しておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	34	別紙1	2	(2)		委託費C	各年度毎の補修費内訳を4期毎に平準化してお支払いされる条件ですが、SPCが構成員に補修業務を発注する際に平準化して発注するかどうかは提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	34	別紙1	2	(2)		委託費C	本事業の前提として5年毎の見直しを行なうと理解しておりますが、補修費についてもストックマネジメントの手法に基づき、ごみ処理の実績・実態によって機器や装置の損耗状況を反映し補修費を見直しできるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書記載のとおり、関係する法改正や市の分別基準の変更等により処理品目が変わった場合や、収集形態や技術革新等により、処理量は処理品質に大きく変化が生じた場合に、運営業務内容を見直すことを想定しています。無条件に、概ね5年毎に業務内容を見直すことはありません。
77	34	別紙1	2	(3)		インセンティブフィー	東部リサイクルプラザの売却単価の実績値より高く売れた場合インセンティブフィーをいただけるのとことですが、過去の引取り単価・等級等を開示願います。	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。
78	34	別紙1	2	(3)		インセンティブフィー	東部リサイクルプラザの売却単価の実績値とは、リサイクルプラザから搬出された状態での単価であり、別途委託等で再選別された上での引取り単価ではないとの理解でよろしいでしょうか。貴市ホームページ情報では、破碎鉄について再選別の委託を実施した経緯が見受けられ確認させていただきたい次第です。	最終的な引取単価です。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
79	34	別紙1	2	(2)		運営業務に係わる対価	委託費C①補修費については、その補修内容に係わらず、各期において事業者の提案金額どおりに支払われるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者努力により、要求水準を満足しながら補修頻度の減少等を実現した場合は、事業者のインセンティブとしてお考え頂けないでしょうか。	補修費については、要求水準を満たしている限りにおいて明らかに不合理で無駄な出費を強制するものではありませんが、予防保全の観点から計画どおりの執行が基本であると考えます。
80	34	別紙1	2	(3)		資源化物の品質向上に係る対価(インセンティブフィー)	岡山市東部リサイクルプラザの同種資源化物の当該年度の売却単価の実績値は公開していただけるのでしょうか。また現在の売却単価はご教示いただけますでしょうか。	No.77の回答を参照ください。
81	34	別紙1	2	(3)		資源化物の品質向上に係る対価(インセンティブフィー)	御市による本施設の売却単価と東部リサイクルプラザの売却単価の決定方法、改定期間、改定時期をご教示願います。また、御市の決定価格に対する事業者からの高額な価格での提案はどのようなタイミングや方法を想定されていますでしょうか。また、御市の決定価格に対する事業者からの高額な価格での提案はどのようなタイミングや方法を想定されていますでしょうか。	前段については、前期・後期の年2回を予定しています。後段について、事業者による本市が指定する業者の引取価格よりも高額な価格で引き取る業者の提案のタイミングは、随時とし、提案方法は事業者任せます。
82	35	別紙1	4			委託費の改定	第1回支払い時の改訂については、契約締結日を含む月の1日時点で公表されている最新の指標とありますが、平成24年3月を契約とした場合、平成23年4月～平成24年3月までの12ヶ月の平均値を前回改訂時の指標とするとの理解で正しいでしょうか。	物価変動等による改定で用いる指標は確報値になります。したがって、左記の場合は、平成24年3月1日時点で公表されている最新の指標は、平成23年2月から平成24年1月までの平均値となります。
83	35	別紙1	4			委託費の改定	運営事業の最終年度支払いにおける物価変動分の考え方についてご教示下さい。	通常年度に準じて改定します。
84	36	別紙1	4	(1)	2)	物価変動等の指標	委託費Aの③光熱水費(電力等の基本料金除く)において、ひとくくりで消費税を除く企業向けサービス価格指数>総平均(日本銀行調査統計局)でのみの比較とすると、実勢価格が価格指数の上下動と合わず、事業者にとって過度な負担となることが懸念されます。従って、実際の電力会社・水道局等より公表される電気・水道料金の改定単価を採用させていただけないでしょうか。	物価変動等の指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い見直すことができるものとします。
85	36	別紙1	4	(1)	2)	物価変動等の指標	委託費Bの①人件費②維持管理費(補修費除く)④その他費用(SPC運営費等)において、ひとくくりで消費税を除く企業向けサービス価格指数>総平均(日本銀行調査統計局)でのみの比較とすると、実勢価格が価格指数の上下動と合わず、事業者にとって過度な負担となることが懸念されます。従って、消費税を除く企業向けサービス価格指数>一般廃棄物処理(日本銀行調査統計局)等のより実態に合った指標に変更いただけないでしょうか。	物価変動等の指標は、落札者決定後、落札者の提案について合理性及び妥当性があると市が認める場合、協議を行い見直すことができるものとします。
86	36	別紙1	4	(2)		改訂の条件	「毎年、1月1日時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月分の平均値)に基づき見直しを行い、…」とありますが、最新の指標というのは、現時点で考えると消費税を除く企業向けサービス価格指数(日本銀行調査統計局)については2005年基準を用い、これが改訂される都度、最新の基準年の指標を用いるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
87	38	別紙2	2	(2)	2)	モニタリングについて	長期修繕計画等にて修繕を予定している場合、稼動後、当該予定年度に実施する必要性がなく、実施年度を延期させて改めて実施する場合には、当該予定年度の費用精算(減額措置)はないと考えてよろしいでしょうか。	市との合意による場合は、ご理解のとおりです。
88		全体					質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。
89		全体					ご公表の資料の中にリスク分担表がございませんが、リスク分担表をご提示願います。	リスク分担については、各契約書(案)をご参照ください。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	I-1-1	1.1				事業概要	20年後の運用期間においても、受注者が提案する維持管理サイクルを実施する前提の施設維持管理計画と考えますがよろしいですか。	要求水準書の当該部分と質問の関連が不明ですが、本事業の運営に関する事業条件は、要求水準書第Ⅱ編及び運営業務委託仮契約書(案)等の公募資料に示すとおりです。
2	I-1-3	1.3	1.3.2.2			敷地面積	地番428-2は、地積測量図によると10423.70㎡あります。東側構内道路も含んでいると思われます。敷地面積9400㎡の境界線の位置をご教示願います。敷地図のCADデータを頂けないでしょうか。	別紙資料[現況平面図]の区域表示を参照して下さい。また、要望があれば、代表企業に測量図のCADデータを配付しますので、連絡の上、来庁して下さい。
3	I-1-3	1.3	1.3.3.4			啓発施設	再生品修理、販売日は毎日ではなく貴市とのご協議の上、設定して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	I-1-4	1.3	1.3.3.6			家庭系粗大・資源化物回収所	一部計量(軽量物)とは一般家庭から持込まれる資源化物を対象と考えれば良いでしょうか。また最小計量単位は何kgと考えればよろしいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。また、最小計量単位は0.1kg単位とします。
5	I-1-4	1.3	1.3.3.7			計量棟	一般事業者とは、P. I-4-10、4.2.1(5)2)に記載のある事業系一般持込車のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	I-1-5	1.3	1.3.5.1			地形、地質等	土壌汚染等、工事の進捗に影響を及ぼす事態が発現した場合とありますが、土壌汚染が心配される敷地なのでしょうか。	現時点では、想定されません。
7	I-1-5	1.3	1.3.5.1			地形、地質等	建設段階において、工事の進捗に影響を及ぼす事態が発生した場合において、明らかに追加工事内容の場合は、工事費用の追加請求できるものと考えてよろしいですか。	市との協議によります。
8	I-1-5	1.3	1.3.5.2			周辺状況	交通量が多い施設周辺道路において、搬入・搬出車両がスムーズに流れるように周辺道路における安全対策(カーブミラー、信号機等の設置)は貴市が考慮していただけたらと考えて良いでしょうか。	建設用地内については、事業者にて負担するものとします。
9	I-1-5	1.3	1.3.5.4			周辺道路	「敷地への出入りは、県道入巖線側道より行うものとする」と記載がありますが、敷地東側道路より搬出入車の出入りを計画することは可能でしょうか。	不可とします。
10	I-1-5	1.3.5	1.3.5.4			周辺道路	「敷地への出入りは、県道川入巖井線側道より行うものとする」とありますが、敷地東側面道路から敷地へ出入りすることはできないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	I-1-5	1.3	1.3.5.4			周辺道路	敷地東側道路は一般車両の通行はありますでしょうか。	一般車両の通行はあります。
12	I-1-6	1.3	1.3.5.6	(3)		河川保全区域	河川保全区域の影響範囲に関する資料をご提示ください。	堤防の基脚(法尻)から20m以内の区域が河川保全区域に該当します。
13	I-1-6	1.3	1.3.5.6			その他	周囲の河川、運河等の氾濫により洪水が発生し、施設運用が困難となった場合において、復旧のための処置手段は貴市による災害対策事業となるのでしょうか。	洪水が不可抗力といえる場合には、建設工事請負仮契約約款第29条の定めに従います。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
14	I-1-6	1.3	1.3.5.6			その他	周囲の河川、運河等の氾濫により洪水が発生し、床下浸水程度の災害が発生した場合の復旧作業費用については運営の業務範囲内でしょうか。	洪水が不可抗力といえる場合には、建設工事請負仮契約約款第29条の定めに従います。なお、請負者が負担するのは第26条の義務が考えられますが、引渡し前であれば、これにより生じた損害は乙の負担となります。 なお、ご指摘の復旧作業については、建設段階においては、運営の業務範囲とはなりません。
15	I-1-6	1.3	1.3.6			工期	完工は平成26年12月何日と考えればよろしいでしょうか。	平成26年12月26日とします。
16	I-1-8	1.4	1.4.5			部分使用	部分使用する具体的な予定があるか御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
17	I-1-8	1.4	1.4.6			生活環境影響調査	環境アセス(騒音・振動・悪臭測定)の実施された位置をご教示願います。	岡山市の行政資料室にて閲覧が可能です。
18	I-1-8	1.4	1.4.6			生活環境影響評価	「事業者は、設計・施工にあたって、「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業に係る生活環境影響評価」を遵守するものとする」とありますが、具体的な内容についてご教示願います。	No.17の回答を参照してください。
19	I-1-8	1.4	1.4.8			住民説明	「事業者は、市が行う住民説明会等に出席し…」とありますが、市が行う住民説明会とは具体的にはどのようなものでしょうか。(開催頻度、規模等)	現段階では、工事着工前に近隣住民に対して工事説明会を行うこと等を想定しています。
20	I-1-8	1.4	1.4.8			住民説明	今までの住民との決め事があるか御教示願います。	現段階ではありません。
21	I-1-8	1.4	1.4.8			住民説明	住民説明会はいつ頃、何回ぐらい予定しているか御教示願います。	No.19の回答を参照してください。
22	I-1-8	1.4	1.4.6			生活環境影響調査	「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営事業に係る生活環境影響調査書をご提示下さい。	No.17の回答を参照してください。
23	I-1-9	1.5	1.5.1			建設工事期間中の保険	(1)組立保険 (2)建設工事保険(火災保険を含む) について、保険会社によっては一つの保険で両方の保険を兼ねるものもありますが、この場合はこの保険の付保をもって (1) (2)を満足するものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の判断によります。
24	I-1-10	1.6	1.6.1	(1)		本施設の設計業務	事業者は監督職員の指示に従い業務に必要な調査等を行うよう記載がありますが、具体的な調査内容をご提示下さい。	設計業務に必要なすべての調査項目を想定しています。
25	I-1-10	1.6	1.6.2	(2)		実施設計	「工事提案書」と「改善技術提案書」の違いについてご教示下さい。	入札説明書の「改善技術提案書」(P15)を御参照ください。
26	I-1-10	1.6	1.6.2	(4)	1)	実施設計	敷地測量図をご提示願います。	No.2の回答を参照してください。
27	I-1-11	1.6	1.6.2.1			実施設計図書書の提出	著作権の譲渡、公開権等について、一定の制限を設けるものとする。とありますが、具体的にどのようなことをお考えか御教示願います。	実施設計図書を本市が利用できること、事業者が他者に対して本市に無断で譲渡・公開しないことを想定しています。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
28	I-1-11	1.6	1.6.2.1			実施設計図書の提出	処理施設(工場棟)と管理・啓発施設が合棟の図書としてもまとめると考えますがよろしいでしょうか。	処理施設(工場棟)と管理施設(管理棟)、啓発施設(啓発棟)を合棟とする場合は、実施設計図書もまとめて作成してください。
29	I-1-16	1.7	1.7.1	(4)		本施設の建設業務	時間の規制があるか御教示願います。	8:30 ~ 17:00 を想定しています。但し、休日、夜間作業等は協議によるものとします。
30	I-1-16	1.7	1.7.1	(4)		本施設の建設業務	近隣住民との調整は、貴市の協力のもとで実施できるものと考えますがよろしいでしょうか。	施工に関する近隣住民との調整は、事業者が主体となって行うものとします。
31	I-1-16	1.7	1.7.1	(4)		本施設の建設業務	適宜近隣住民に周知し、作業時間に関する了解を得る。とありますが、工事看板等での御案内による周知でよろしいでしょうか。	市との協議によるものとします。
32	I-1-16	1.7	1.7.1	(5)		本施設の建設業務	現状または将来に具体的なインフラ整備工事があればご教示願います。	現時点では想定していません。
33	I-1-16	1.7	1.7.1	(5)		本施設の建設業務	関連部署との調整は、貴市の協力のもとで実施できるものと考えますがよろしいでしょうか。	事業者が主体となって行うものとしますが、必要に応じ本市も協力します。
34	I-1-16	1.7	1.7.1	(5)		本施設の建設業務	「調整により費用負担が生じた場合は、明らかに本市が負担すべき費用以外は」とありますが、貴市が明らかに負担すべき費用とは具体的に何を想定されているかご教示ください。	他工事の工期優先等の理由により、著しく本工事に影響が出た場合を想定しています。
35	I-1-17	1.7	1.7.3.1	(5)		設計図書	「その他貴市が指示するもの」との記載がありますが、具体的にご提示をお願いします。	市で定める基準等が挙げられます。
36	I-1-17	1.7	1.7.3.2	(2)		現場管理	副現場代理人となる資格について、必ずしも建設請負者の直接雇用者でなくともよいと考えておりますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、担当工種において現場代理人に準じる権限を履行し得る人材であることを前提とします。
37	I-1-17	1.7	1.7.3.2	(2)		現場管理	「1)現場代理人とは別に建築工事、機械設備工事のそれぞれに係る副現場代理人を配置する。副現場代理人はそれぞれの工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するものを配置すること。」とありますが、必要な知識と経験及び資格は、事業者の判断でよろしいのでしょうか。また、副現場代理人の駐在時期については、現場施工期間との理解でよろしいのでしょうか。	前段については、事業者の提案に対し、本市が判断するものとします。後段についてはご理解のとおりです。
38	I-1-17	1.7	1.7.3.2	(4)		設計変更	「実施設計の変更が生じた場合は、事業者の責任において変更しななければならない。この場合、請負金額に増額は行わない。」との記載がありますが、貴市の事情で、実施設計の変更が生じた場合は、この限りでないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	I-1-17	1.7	1.7.3.2	(2)	5)	現場管理	「電波伝搬障害」とありますが、隣接貴市施設(消防署、粗大事務所等)において、新幹線の走行における、電波障害等の事例があればご教示ください。	隣接施設に関する電波伝搬障害の事例はありません。
40	I-1-18	1.7	1.7.3.3			施工承諾図書等の提出	「製作図」とありますが製作図はメーカーのノウハウを公開することになりますので、製作図の提出はご容赦願います。	施工承諾の判断ができる範囲で、製作図の提出を求めます。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
41	I-1-18	1.7	1.7.3.4	(2)		電気主任技術者の配置	「本施設に電気主任技術者を配置し、電気事業法に関する選任者として、各種許認可手続きを行う。」とのことですが、各種許認可手続きは電気主任技術者の配置無しに可能な場合は、配置を不要としてよろしいでしょうか。	電気主任技術者を配置するものとします。
42	I-1-18	1.7	1.7.3.4	(2)		電気主任技術者の配置	電気事業法施工規則第52条2項において「……出力1000KW未満の発電所……7000V以下で受電する需要設備……」に該当しますので、電気主任技術者を外部委託してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	I-1-18	1.7	1.7.3.4	(2)		電気主任技術者の配置	本電源の受電より引渡しまでの期間と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	I-1-18	1.7	1.7.3.4	(2)		電気主任技術者の配置	電気事業法施工規則第52条2項において「……出力1000KW未満の発電所……7000V以下で受電する需要設備……」に該当しますので、電気主任技術者は常駐は不要と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	I-1-18	1.7	1.7.3.4	(2)		電気主任技術者の配置	電気主任技術者を配置とありますが建設業務において選任者として記載してありますが、具体的にどのようなことかご教示願います。	電気に関する技術者を選任・配置し、電気工事に関する管理・監督を行うものとします。
46	I-1-18	1.7	1.7.3.5	(1)		残存工作物他	撤去予定のフェンスは市の財産処分をされているものとして、事業者にて処分すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(9)		工事用車両の搬出入経路	「工事用車両の…用地北側の市道より計画する」とありますが、「用地北側の市道」とはどの道路を示すのでしょうか。	別紙資料[現況平面図]の「進入用接道」を参照してください。
48	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(10)	3)	仮設物	監督職員事務所の備品類は、3名分を用意すればよいでしょうか。	市との協議によるものとします。
49	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(2)		地中障害物	予期しない地中障害物が確認された場合は、対応及び費用についてご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	市との協議によるものとします。
50	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(2)		地中障害物	「予期しない大規模な地中障害物」の定義をご教示願います。また、杭は本定義に該当すると考えてよろしいでしょうか。	前段については、市との協議によるものとします。また、要求水準書に示す杭は、「予期しない大規模な地中障害物」には該当しません。工事上、必要な場合は撤去してください。
51	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(2)		地中障害物	「地中障害物は、事業者により適切に処分する。」との記載がありますが、既に撤去された岡山市消防総合訓練場等の地中埋設物のご提示をお願いします。	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。
52	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(2)		地中障害物	「なお、予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、貴監督職員の指示に従うこと。」との記載がありますが、障害物の撤去・処分方法は貴監督職員の指示に従いますが、撤去・処分に必要な費用は、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。	市との協議によるものとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
53	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(2)		地中障害物	予期しない大規模な地中障害物は、別途工事と考えてよいでしょうか。	市との協議によるものとします。
54	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(2)		地中障害物	予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、とありますが、そのような大規模な地中障害物が埋まっている可能性があるのででしょうか。また、その場合の費用負担は本工事に含まない理解でよろしいでしょうか。	No.51の回答を参照してください。
55	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(2)		地中障害物	地中障害物について、現在判明しているもの、あるいは想定されるものがありましたらご教示下さい。	No.51の回答を参照してください。
56	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(3)		建設発生土の処分	「余剰な残土が生じた場合は、岡山県建設残土センター(財団法人岡山県環境保全事業団)を活用する等、場外での適正な処理・有効利用を図る。」とありますが、建設発生土に有害物による汚染の存在が確認された場合は、貴市のご負担で処分していただけるの理解でよろしいでしょうか。	P I-1-5の「1.3.5.1 地形、地質等」を参照してください。
57	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(6)		工事実績情報の登録	「工事実績情報システム(CORINS)への登録で、配置予定技術者の従事期間登録は、設計期間を含んだ契約工期にて登録する必要がありますでしょうか。	「工事実績情報システム(CORINS)」(財団法人日本建設情報総合センター)の運用方法に従うものとします。
58	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(9)		工事用車両の搬出入経路	「工事用車両の待機は、...、用地内に仮設道路を設ける。」との記載がありますが、貴市側で設けていただけるのでしょうか。また、東側の構内道路は、工事期間中に利用することは可能でしょうか。	用地内に仮設道路を設ける場合は、事業者の負担とします。また、東側の構内道路の使用は不可とします。
59	I-1-19	1.7	1.7.3.5	(9)		工事用車両の搬出入経路	「必要に応じて交通誘導員を配置する」とありますが、必要性の判断者は、請負者側にあると理解してよろしいでしょうか。	市との協議によるものとします。
60	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	4)	仮設物	「見学者対応が可能で工程会議等を行うための会議室」とありますが、工事期間中の見学対応は貴市にて行っていただけるのでしょうか。またどれくらいの頻度で見学者が来られると想定されているのでしょうか。	工事の見学者対応は、市の管理の下、事業者が行うものとします。また、見学者対応の頻度は、現時点では具体的な回数は想定していません。
61	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(14)		工事に対する環境調査	「環境モニタリング等調査を行う」とありますが、事業者にて行うのでしょうか。また具体的な調査内容をご指示願います。	ご理解のとおりです。内容は、P I-1-20の「(14)工事に伴う環境調査」を参照してください。
62	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(14)	1)	工事に伴う環境調査	「必要に応じ、騒音・振動及び敷地周辺の地盤変形等の環境モニタリング等調査を行う。」とのことですが、調査の可否の判断基準をご提示ください。また予想している調査回数があればご提示ください。	市との協議によるものとします。
63	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)		仮設物	「給排水設備(室内トイレ)、... 工事用電話を設け、」との記載がありますが、通常、工事関係者はすべて屋外の仮設トイレを使用する計画であります。貴監督員様も屋外トイレを使用することで、了承いただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
64	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	3)	執務に必要な図書	図書名、冊数、を具体的に御教示願います	市との協議によるものとします。
65	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	3)	什器類	什器名、個数、を具体的に、御教示願います	市との協議によるものとします。
66	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(12)	3)	安全・保安	統括安全衛生責任者を置く場合は、本工事で所管する。とありますが、どのようなことが御教示願います。	事業者において統括安全衛生責任者を配置することです。
67	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(12)	1)	交通誘導員	安全が確保されれば必要に応じて配置すると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
68	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	1)	仮設物	監督員事務所における、貴市監督員の従事人数をご教示下さい。	6名程度を想定しています。
69	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	4)	仮設物	ここでいう「見学者対応」とは、工事期間中のことを指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	4)	仮設物	ここでいう「見学者対応」が工事期間中のことを指している場合、1回あたりの見学人数は最大30名という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	4)	仮設物	ここでいう「見学者対応」が工事期間中のことを指している場合、工事期間中に何回程度の見学を想定されているのでしょうか。	具体的な開催回数は想定していません。
72	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	4)	仮設物	ここでいう「見学者対応」が工事期間中のことを指している場合、請負者側で危険と判断した場合、見学を断ることは可能でしょうか。	市と協議の上で「危険」と判断した場合は見学を断るものとします。
73	I-1-20	1.7	1.7.3.5	(10)	4)	仮設物	ここでいう「見学者対応」が工事期間中のことを指している場合、工事での安全性の確保と見学者対応のどちらを優先されるのでしょうか。	安全性の確保です。
74	I-1-21	1.7	1.7.3.5	(15)		リーフレットの提出	リーフレット仕様についての指示はございますでしょうか。(カラーor白黒、ページ数他)	カラー刷りとします。ページ数は提案に委ねます。
75	I-1-21	1.7	1.7.3.5	(15)		リーフレットの提出	提出するリーフレットはA4版両面カラー刷りを考えておりますが、提出する様式があれば提示をお願いします。	No.74の回答を参照してください。
76	I-1-21	1.7	1.7.3.5	(15)		リーフレットの提出	作成部数は毎年度2000部とは、2000部×3年=6000部でしょうか。	ご理解のとおりです。
77	I-1-21	1.7	1.7.3.5	(15)		リーフレットの提出	外国語の発行は必要なく、日本語のみでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	I-1-21	1.7	1.7.3.5	(15)		リーフレットの提出	同じものを毎年発行するという理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	I-1-21	1.7	1.7.3.5	(16)		負担金	電力、電話、ガス、上水、下水道等の用地までの敷設に必要な整備は、事業者とありますが、電力等は敷地内第1柱までは電力会社の負担ではないのでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	I-1-22	1.8	1.8.1	(2)		…海外における…定められたすべての項目…	定められたすべての項目とはどのようなものがあるか御教示願います。	JIS等の規格に定められた項目です。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
81	I-1-22	1.8	1.8.2	(3)		機材指定製作者	主要機器について海外製作する場合の品質管理は、原則として、製作期間中、事業者の検査担当者が、現地に常駐とありますが、合理的な判断の中でご協議いただけるものでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
82	I-1-22	1.8	1.8.2.1	(3)		器材指定製作者	「主要機器について海外製作する場合の品質管理は、原則として、制作期間中、事業者の検査担当者が、現地に常駐して行うものとする。」とありますが、主要機器とは何を想定されるか御教示願います。	市との協議によるものとします。
83	I-1-22	1.8	1.8.2.1	(3)		器材指定製作者	主要設備を具体的にご提示願います。	市との協議によるものとします。
84	I-1-23	1.8	1.8.2.2			鉄骨製作工場の選定	岡山市にHグレードの業者がない場合、地元業者を使う理由からMグレードに範囲を広げて選択してもかまわないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
85	I-1-24	1.9		(5)		機器の工場立会検査	「監督員が指示した機器」とありますが、立会検査を予定されている機器があればご提示願います。	市との協議によるものとします。
86	I-1-24	1.9		(5)		機器の工場立会検査	「本検査に係る費用については、全て事業者の負担とする。なお、海外の工場における機器の立会検査に係る交通費等の費用についても全て事業者の負担とする。」とありますが、検査予定機器、検査予定回数、検査員人数をご教示ください。また事業者負担する費用の範囲(食事費も含む等)を明確にご指示ください。また事業者負担となるのは、貴市検査員のみで、コンサル殿の費用は含まずという理解でよろしいでしょうか。 具体的なご回答いただけない場合、積算が困難ですので貴市負担としていただくようご検討願います。	止むを得ず海外で製作し、工場検査が必要な場合は、必要な回数・人数を確保することとします。交通費等の費用については、全て事業者の負担とします。
87	I-1-25	1.10	1.10.1	(1)		試運転	「据付工事完了、静調整、モーター単体、無負荷調整等の動調整完了後、工期内に試運転を行うものとする。試運転の期間は、負荷運転、性能試験を含めて60日間以上とする。」とのことですが、負荷運転を土日を含んで60日間以上行うと考えてよろしいでしょうか。	土日は含まず、稼働日のみで60日間以上とします。
88	I-1-25	1.10	1.10.1	(1)		試運転	60日の中に土曜日、日曜日が含まれるか御教示願います。	No.87の回答を参照してください。
89	I-1-25	1.10	1.10.2	(1) (2)		試運転及び運転指導に係る費用	可燃物及び不燃物の搬出費用は事業者負担とありますが、その処分費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。もし処分費を事業者負担とする場合は、処分費用の算出方法をご提示願います。また、不燃物及び残渣の搬出費用及び処分費用は貴市の負担と考え、場内車上渡しと考えてよろしいでしょうか。	処分費用については、市負担です。不燃物は場内車上渡しとします。残渣は可燃物及び不燃物と同様であり、事業者が負担するものとします。
90	I-1-25	1.10	1.10.2	(1)	2)	市の費用負担範囲	資源化物の処理に要する費用は貴市ですが、資源化物の対象となるものを御教示願います。	鉄類、アルミ類、生きびん・カレット、ペットボトル、古紙・古布、発泡トレイ、廃乾電池等、蛍光管です。
91	I-1-25	1.10	1.10.2	(2)		事業者の費用負担範囲	試運転期間、運営期間において危険物、処理不燃物等の搬出は含まれないと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
92	I-1-25	1.10	1.10.2	(2)		事業者の費用負担範囲	試運転期間において可燃物・不燃物の運搬に必要な車両は運営時に使用する車両を用意するという前提でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	I-1-25	1.10	1.10.2	(2)		事業者の費用負担範囲	可燃物及び不燃物の搬出費用とは事業者負担であり、焼却場、埋立場の引取費用は含まれていないと判断して良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	I-1-25	1.10	1.10.2	(2)		事業者の費用負担範囲	試運転期間において、可燃物・不燃物の処理先は決定しているのか御教示願います。	要求水準書 第Ⅱ編 運營業務編「4.12 搬出物の運搬」(PⅡ-4-4)と同じとします。
95	I-1-25	1.10	1.10.2	(2)		事業者の費用負担範囲	試運転期間、運営期間において可燃物・不燃物の運搬に必要な許可があるか御教示願います。	許可は不要ですが、事業者自ら行ってください。また、運搬中に落下・飛散させないように運搬するとともに、車両については、事業者が適法な使用権原を有して下さい。
96	I-1-25	1.10	1.10.2	(2)		事業者の費用負担範囲	「(可燃物及び不燃物の搬出費用を含む)」とありますが、対象項目としては、粗大ごみ処理施設からの可燃物、破碎不燃物及び資源選別施設からかの不燃物のみとし、搬出先に対する処分費用の発生はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	I-1-26	1.10	10.10.3	(2)		運転指導	運転指導を土曜日、日曜日で行う場合、搬出先の持ち込みは可能でしょうか。	土曜日、日曜日の搬出先への持ち込みは不可とします。
98	I-1-27	1.11	1.11.2.1	(2)		引渡性能試験条件	引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析は原則として第三者機関とするとありますが、性能保証事項の一部については第三者機関の下計測分析を行い、第三者機関より計量証明書を付けた計測及び分析結果を報告するという方法も良いでしょうか	第三者機関が実施するものとします。
99	I-1-28	1.11	1.11.3	(1)		安定稼動試験	「安定稼動」とは性能指針に定められた定義であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	I-1-28	1.11	1.11.3	(1)		安定稼動試験	「事業者は、施設引き渡し後に、計画稼働日において...」との記載がありますが、「施設引き渡し後」とは、1.14項目の正式引渡し後両者による協議との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	I-1-28	1.11	1.11.3			安定稼動試験	要求水準書運營業務編Ⅱ-4-2にも安定稼動試験の記載がありますが、同一の内容を指すと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	I-1-28	1.11	1.11.3			安定稼動試験	試験開始後、改善事項が発見さて、改善を実施した際には、改善実施日から起算して90日間以上の安定稼動の確認を実施するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	I-1-28	1.11	1.11.4			確認性能試験	引渡し後2年目にあつて、搬入ごみ質(ごみの性状)が変わった場合は合理的な判断をしていただけると考えて良いでしょうか。	市との協議によります。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
104	I-1-29	1.11	1.11.5.2			性能保証事項	「なお事業者は、引渡し後10年目にあつて、施設全体としての性能及び機能を確認するため、監督職員または本市職員立会いのもとに確認性能試験を実施した後、その後の維持管理・運營業務契約の完了までの期間の性能保証を行うものとする。」とのことですが、ここでいう事業者とは建設事業者のことでしょうか。この場合、運営開始より20年間の性能保証を建設事業者(JV)に求めることになり、一般的なものではなく民間側に過剰な負担を求めるものと理解します。つきましては、設計の瑕疵担保期間である10年間と合わせていただければ幸いです。	前段について、建設事業者を指します。後段について、原案のとおりとします。
105	I-1-29	1.11	1.11.5.2			性能保証事項	引渡し後10年目にあつて、搬入ごみ質(ごみの性状)が変わった場合は合理的な判断をしていただけると考えてよろしいでしょうか。	市との協議によります。
106	I-1-29 I-1-34	1.11 1.12	1.11.5.2			性能保証 かし担保	性能保証とかし担保の関係および各々の定義につきまして、明瞭化をお願いいたします。	要求水準書のとおりとします。
107	I-1-30	1.11	1.11.5.2	表1-1	2	性能保証事項 選別能力(粗大系) 2)回収率	P. I-2-6表2-3に示される不燃ごみの組成内訳で、アルミ類が4%程度と微量であることから、アルミ類の選別回収率については、達成が困難が予想されます。そのため、アルミ類の回収率については、目標値と考えると宜しいでしょうか。 参考:「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2006 P546」では、アルミ回収率は、55~60%で参考値とするのが一般的とあります。	要求水準書のとおりとします。
108	I-1-30	1.11	1.11.5.2	表1-1		性能試験の項目 と方法	回収した不燃物について、篩目10mm口を通過するものを不燃物とみなしてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
109	I-1-30	1.11	1.11.5.2		表1-1	性能試験の項目 と方法 【性能保証】 選別能力(粗大系)	1)純度、2)回収率の試験時におきまして、種別の判定に<不燃物の定義:φ10mmのふるい目を通過するごみは全て不燃物とみなす>と条件を追加いただくと考えてよろしいでしょうか。	No.108の回答を参照してください。
110	I-1-30	1.11	1.11.5.2		表1-1	性能試験の項目 と方法	破碎可燃物と破碎不燃物の引取先の基準があれば御教示願います。	引き取り先の基準にかかわらず、要求水準書を満足してください。
111	I-1-31	1.11	1.11.5.2	表1-1	3	性能試験の項目 と方法	破碎能力の保証値の項目において、「可燃性粗大ごみ20cm以下」との記載がありますが、保証値としては高速回転破碎機と同じ85%と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	I-1-31	1.11	1.11.5.2	表1-1	3	性能試験の項目 と方法	破碎能力の保証値の項目において、「不燃性粗大ごみ40cm以下」との記載がありますが、保証値としては高速回転破碎機と同じ85%と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
113	I-1-31	1.11	1.11.5.2		表1-1	性能試験の項目と方法 【性能保証】 破砕能力 【破砕寸法】	「可燃性粗大ごみ20cm以下」につきまして、低速回転式破砕機を用いて布団・毛布・カーペット(じゅうたん)など破砕処理しますと、繊維材料が断裂しきれずに短冊状につながった破砕物として排出する事があります。従って<20cm以下>の判定基準は、「Φ20cmのふるい目を通する破砕ごみが重量比で85%以上」と考えてよろしいでしょうか。	判断基準はご理解のとおりです。
114	I-1-31	1.11	1.11.5.2		表1-1	性能試験の項目と方法 【性能保証】 破砕能力 【破砕寸法】	「不燃性粗大ごみ40cm以下」につきまして、<40cm以下>の判定基準は、「Φ40cmのふるい目を通する破砕ごみが重量比で85%以上」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	I-1-31	1.11	1.11.5.2		表1-1	性能試験の項目と方法 【性能保証】 破砕能力 【破砕寸法】	「高速回転破砕機は15cm以下(85%)」につきまして、<15cm以下(85%)>の判定基準は、「Φ15cmのふるい目を通する破砕ごみが重量比で85%以上」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	I-1-31	1.11	1.11.5.2		表1-1 番号3	性能試験の項目と方法 【性能保証】 破砕能力 【破砕寸法】	保証値にそれぞれ単独処理で0.6t/h以上の能力を有すること。とありますが、性能試験において、実際に全てのごみ種別に対して単独処理確認を行うのでしょうか。低速回転式破砕機では軟質系粗大ごみ(ふとん・マットレスなどの破砕による減容効果が期待できないもの)を連続投入する処理運転は推奨できかねます。破砕機後段の搬送設備に対する容積としての負荷や搬送ルートでの閉塞、可燃残さ貯留ホッパの小重量大容積物による満杯サイクルの短小化といった不具合が想定されます。また、硬質系粗大ごみ(タンク、戸棚など)と混合破砕する事で破砕粒度の小型化も図れます。御教示願います。	可燃性粗大ごみ粗破砕機単体での要求能力を指しています。
117	I-1-31	1.11	1.11.5.2		表1-1	性能試験の項目と方法 【性能保証】 破砕能力 【破砕寸法】	保証値にそれぞれ単独処理で0.6t/h以上の能力を有すること。とありますが、性能試験において、実際に全てのごみ種別に対して単独処理確認を行うのでしょうか。低速回転式破砕機では薄板金属ばかりを連続投入する処理運転は推奨できかねます。破砕(せん断)に於いて刃の隙間に薄板が挟まる状態が多くなると過負荷状態となり、過負荷保護機能により運転停止となります。この挟まった薄板金属は容易に除去することは困難で、最悪は分解が必要となる事態も想定されます。不燃粗大ごみや不燃ごみと混合破砕する事で挟雑不具合の軽減も図れます。実運用において連続処理されるのか御教示願います。	不燃性粗大ごみ粗破砕機単体での要求能力を指しています。
118	I-1-31	1.11	1.11.5.2		表1-1	破砕能力	「ふとん」の記載がありますが、羽毛布団も可燃性粗大ごみとして搬入されてくるのでしょうか。その場合は現状どのような処理をされているのでしょうか。	羽根布団の破砕処理は行いません。 ひもで60cm以下に梱包し、可燃物として搬出します。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
119	I-1-31	1.11	1.11.5.2			性能試験の項目と方法【性能保証】	3.破砕能力【破砕寸法】 「可燃性粗大ごみ20cm以下。なお、竹、ふとん、カーペット、畳、剪定木、ビニールホース(巻状)についても、それぞれ単独処理で0.6t/h以上の能力を有すること」とありますが、竹、ふとん、カーペット、畳、剪定木、ビニールホース(巻状)をそれぞれ単独で数個処理し、処理時間と処理量から、破砕寸法20cm以下、かつ0.6t/h以上の破砕能力であることを確認すると理解してよろしいでしょうか。 また、「不燃性粗大ごみ40cm以下、なお、不燃性粗大ごみ+不燃ごみは、4.6t/h以上の能力を有すること。また、アルミ板、ロッカ等についても、それぞれ単独処理で、0.6t/h以上の能力を有すること」とありますが、アルミ板、ロッカを数個処理し、処理時間と処理量から、破砕寸法40cm以下、かつ0.6t/h以上の破砕能力であることを確認すると理解してよろしいでしょうか。	いずれも、ご理解のとおりです。
120	I-1-31	1.11	1.11.5.2		表1-1	性能試験の項目と方法【性能保証】破砕能力【投入寸法(最大)】	投入寸法の材木は生木でしょうか、それとも乾燥でしょうか御教示願います。	生木、乾燥木のいずれも処理できるものとします。
121	I-1-32	1.11	1.11.5.2	表1-1	4	性能保証事項 粉じん(2)作業環境基準	プラットホーム及び機械室等1.89mg/m ³ 以下となっていますが、プラットホームは、搬入車の排ガス、投入作業時の粉じん等防止できないものが多いため、対象外としていただけないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
122	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	粉塵	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
123	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	振動	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
124	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	排水	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
125	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	電気関係諸室内温度	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
126	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	電気関係諸室内局部温度	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
127	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	機械関係諸室内温度	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
128	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	機械関係諸室内局部温度	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
129	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	空調設備 夏季	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。
130	I-1-32	1.11	1.11.5.2		表1-1	空調設備 冬季	測定回数は何回見込めばよいか御教示願います。	市との協議によります。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
131	I-1-34	1.12	1.12.1 1.12.2 1.12.3			かし担保	設計のかし担保、施工のかし担保、かしの判定・補修の本文に記載されている「引渡し後」とは、1.14項目の正式引渡し後との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	I-1-35	1.12	1.12.3	(3)		かし担保期間中の定期補修工事の経費分担	「引渡し後、かし担保期間中に実施する定期補修工事の経費の分担は、事業者の負担とする。なお、下記については、運營業務側の負担とする。」とのことですが、ここでいう事業者とは、建設事業者のことでしょうか。この場合、10年間の定期補修工事の費用を建設費に含めた形で発注することになり、一般的でないと感じます。円滑な事業運営のためにも、実績の多くある、建設事業と運営事業を分けた形での経費分担としてください。	前段については、ご理解のとおりです。後段については要求水準書のとおりとします。かし担保期間は、1.12.2のとおりです。
133	I-1-36	1.13	1.13.1			完成図書	「建築CAD図面作成要領等」について具体的にどのようなものが御教示願います。	国土交通省大臣官房官庁営繕部等の資料をご確認ください。
134	I-1-36	1.13	1.13.1.1			処理施設の建築工事関係	(1)完工図と(2)竣工原図の違いを御教示願います。	「竣工原図」は「完工図」の原図のことです。
135	I-1-36	1.13	1.13.1.1	(4)		処理施設の建築工事関係	同上製本版とありますが、これは、完工図縮刷版見開き製本(見開きA3版)と同じものではないでしょうか。御教示願います。	ご理解のとおりです。
136	I-1-36	1.13	1.13.1.2			処理施設の建築機械設備工事及び建築電気設備工事	(1)完工図と(2)竣工原図の違いを御教示願います。	「竣工原図」は「完工図」の原図のことです。
137	I-1-37	1.13	1.13.1.3			処理施設の建築機械設備工事関係	(1)完工図と(2)竣工原図の違いを御教示願います。	「竣工原図」は「完工図」の原図のことです。
138	I-1-37	1.13	1.13.1.4			管理施設の建築工事関係	(1)完工図と(2)竣工原図の違いを御教示願います。	「竣工原図」は「完工図」の原図のことです。
139	I-1-38	1.13	1.13.1.6			管理施設の建築工事関係	(1)完工図と(2)竣工原図の違いを御教示願います。	「竣工原図」は「完工図」の原図のことです。
140	I-1-39	1.13	1.13.1.8			家庭系粗大・資源回収所の建築工事関係	(1)完工図と(2)竣工原図の違いを御教示願います。	「竣工原図」は「完工図」の原図のことです。
141	I-1-40	1.13	1.13.1.9			外構工事、屋外便所の建築工事	(1)完工図と(2)竣工原図の違いを御教示願います。	「竣工原図」は「完工図」の原図のことです。
142	I-1-43	1.15	1.15.1			予備品及び消耗品	本項目に記載の予備品消耗品と1.15.2付属品(1)共通に記載の機器製作メーカー付属予備品、消耗品との定義の違いをご教示ください。	機器製作メーカー標準予備品、消耗品以外に事業者が必要と判断したものを指します。
143	I-1-43	1.15	1.15.1			予備品及び消耗品	搬出用パレット、養生フィルム、ドラム缶等は引取業者等からの御支給と考えて良いでしょうか。	運営事業者が用意するものとします。
144	I-1-43	1.15	1.15.1			予備品及び消耗品	予備品、消耗品ともに運営に支障のない数量を納入とありますが、建設契約の範囲で納入すべき数量のご指定はございますでしょうか。	市との協議によります。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
145	I-2-2	2.1	2.1.5			環境保全	1.3.5.6(1)電波伝搬路にて「電波伝搬障害防止区域」に該当しないと記載がありますが、この項では調査・対策を実施することとあります。具体的な調査・対策内容についてご教示下さい。	市との協議によります。
146	I-2-2	2.1	2.1.9			施設利用者等への配慮	「岡山県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」(概要版)では、福祉のまちづくりに関する施策として、教育及び学習機会の提供が条例の構成骨子になっております。また、岡山県HPでは岡山市内のリサイクルプラザが、障害のある方を対象とする職業実践能力習得のための委託訓練施設となっておりますが、本事業は障害のある方を対象とする訓練施設とならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	I-2-3	2.1	2.1.10			災害対策	「災害廃棄物の受入についても十分に配慮した計画」とありますが、想定される処理対象物及び処理量があればご提示願います。	家財道具等の粗大ごみを想定しています。
148	I-2-3	2.1	2.1.10			災害対策	災害廃棄物の受入に必要なスペースの設定は提案者の任意で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	I-2-4	2.2	2.2.2			施設稼働日数	「処理施設の年間稼働日数は255日/年以上とする。」とありますが、稼働日数が不足する場合、土日祝日に運転することは可能でしょうか。	市との協議によります。
150	I-2-4	2.2	2.2.2			施設稼働日数	計算は255日で考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書に基づくものとします。
151	I-2-5	2.2	2.2.3		表2-1	別紙[粗大ごみ処理対象物一覧]	本表の欄外に※可燃粗大ごみ、不燃粗大ごみの対象物は別紙[粗大ごみ処理対象物一覧表]参照とありますが、単位はkgでよろしいでしょうか。	重量ではなく個数を示しています。
152	I-2-5	2.2	2.2.3		表2-2		計画年間日平均処理量の欄は、搬入量を365日で除していますが、この数値は日平均発生量と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
153	I-2-5	2.2	2.2.3		表2-2	計画ごみ質(異物割合)	「処理対象ごみの異物割合、単位体積重量は不明」とありますが、異物割合は除去作業員数に大きく影響がありますので、「概ね〇〇%」とした指標数値で結構ですのでごみ種別毎に、御教示願います。	処理対象ごみの異物割合、単位体積重量は不明です。
154	I-2-5	2.2	2.2.3		表2-2	計画ごみ質(かさ比重)	「処理対象ごみの異物割合、単位体積重量は不明」とありますが、単位体積重量は仕様書後段の「4. 機械設備工事仕様」の各ヤードや各装置仕様中に記載されている数値を計画の根拠とする考えですが、<生きびん><蛍光管>は記載がありませんので御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
155	I-2-10	2.2			図2-4	古紙・古布の処理フロー(参考)	資源化できない古布の扱いについて御教示願います。	可燃物として処理します。
156	I-2-11	2.2			図2-5	発泡トレイの処理フロー(参考)	トレイの積込方法、引取方法、排出方法について御教示願います。	搬入は専用ネットによります。仕分け後の搬出はそれぞれビニル袋(寸法:1200×1500)によります。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
157	I-2-11 I-2-12	2.2	2.2.4			処理施設基本概要	発泡トレイ、廃乾電池等、蛍光管、廃食用油の処理フローに記載の各受入貯留、搬出貯留の貯留日数について、1日分としては、発泡トレイ:0.1t/日、廃乾電池等:0.6t/日、蛍光管:0.2t/日、廃食用油:0.4t/日で計画するものと考えてよろしいでしょうか。また、面積指定の発泡トレイ、蛍光管については、貯留日数を満足した上で、ご指定の面積以上を確保することと考えてよろしいでしょうか。	いずれも、ご理解のとおりです。
158	I-2-13	2.2	2.2.5.1	表2-4		施設構成	家庭系粗大・資源化物回収所にて、一部計量(軽量物)を行うとのことですが、軽量物の例をご提示ください。	乗用車等で個別に持ち込まれる粗大ごみと資源化物等について、トラックスケールで計量できないものをはかり等で計量します。別紙資料[処理対象物一覧]に示すものの一部が搬入されます。
159	I-2-13	2.2	2.2.5.2	(7)		配置動線等	「場内に十分な収集車の待車スペースを確保すること。」との記載がありますが、具体的な車種、台数のご提示をお願いします。	車種は表2-6に示すとおりです。台数は5台程度を想定しています。
160	I-2-13	2.2	2.2.5.2			配置動線等	年末などの繁忙期に、待車スペースでは補えない場合の対応として、本敷地東側の構内道路に車を誘導して待機させることは可能でしょうか。	東側の構内道路の使用は不可とします。
161	I-2-13	2.2	2.2.5.2	(2)		配置動線等	敷地への出入りが、県道川入巖井線側道からと限定されていますので、敷地へ入る、また敷地から出る場合の動線はどうしても重なることとなります。他の進入道路は考えられないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
162	I-2-13	2.2	2.2.5.2	(2)		配置動線等	一般持込車と収集車の動線を分けるとのことですが、入口2箇所、出口2箇所、計4箇所出入口を設けることは可能でしょうか。	提案に委ねます。
163	I-2-13	2.2	2.2.5.2	(4)		配置動線等	一方通行の周回道路を設けるとありますが、目的を御教示願います。また、走行する車両サイズを具体的に御教示願います。	車両動線の錯綜を防止するため、一方通行とします。また、車種については表2-6を参照してください。
164	I-2-13	2.2	2.2.5.2	(7)		配置動線等	2度計量が必要な車種・ごみ種(頁I-2-14、15:2.2.7車両使用に記載について)具体的に御教示願います。	表2-6を参照してください。
165	I-2-13	2.2	2.2.5.2	(5)		配置動線等	駐車場を啓発施設出入口と隣接させ「再利用品の受け取りの便を図る」とありますが、販売された再生品を市民が受け取る際の便を図るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	I-2-13	2.2	2.2.6	(2)		燃料	非常用発電機用の燃料は、始動性の確保・市販性等を考慮して、A重油・軽油としてもよろしいでしょうか。	軽油は可とします。
167	I-2-13	2.2	2.2.6	(2)		ユーティリティ	「燃料 灯油とする。ガスは都市ガスとする。」給湯熱源等について、選択する場合、優先があるでしょうか。	特に優先はありません。
168	I-2-13	2.2	2.2.6	(4)		排水	雨水排水は、公共用水域へ直接排水するとありますが、敷地西側の水路に排水すると考えてよろしいでしょうか。	北側及び東側の側溝、南側及び西側の水路の、いずれにも排水は可能です。
169	I-2-14	2.2	2.2.7		表2-6	ごみ種別の搬入・搬出形態	収集車、搬出車において、車種別の1日または1ヶ月平均台数のご提示をお願いします。	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
170	I-2-14	2.2	2.2.7			車両仕様	表2-5ごみ種別の搬入形態(参考)資源選別施設において「発泡トレイ」、「蛍光灯」、「廃食用油」に乗用車が明記されていませんが、市民のかたの持ち込みは無いと判断して良いのでしょうか	市民の方の持ち込みはあります。
171	I-2-14	2.2	2.2.7			車両仕様	収集車・事業系について具体的にどの車両が該当するか御教示願います。	表2-5及び表2-6を参照ください。
172	I-2-15	2.2	2.2.7		表2-6	ごみ種別の搬入・搬出形態	搬出車の記載で、「ダンプ車 最大10t車程度」とありますが、10tダンプ車として計画してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	I-2-15	2.2	2.2.7		表2.6	ごみ種別の搬入・搬出形態	資源化物の搬出車輛(破碎鉄・破碎アルミ)については10tダンプ程度とありますが、具体的な荷台寸法・容積・最大積載量を御教示ください。	提案に委ねます。
174	I-2-15	2.2	2.2.7		表2.6	ごみ種別の搬入・搬出形態	資源搬出設備の20tトレーラの具体的な荷台寸法・容積・最大積載量を御教示ください。	提案に委ねます。
175	I-2-15	2.2	2.2.7		表2.6	ごみ種別の搬入・搬出形態	資源化物の搬出車輛の業者については、固定でしょうか。それとも一定期間ごとに変更になるのでしょうか。	固定ではありません。
176	I-2-15	2.2	2.2.7		表2-6	ごみ種別の搬入・搬出形態	一般家庭の車種として最大4t平ボディ車とありますが、家庭系粗大・資源物回収所の動線を計画する上で必要となりますので、ご計画の4t平ボディ車の全長、全高、回転半径等をご教示下さい。	提案に委ねます。
177	I-2-16	2.2	2.2.9		表2-9	設計対象人員	市の監督員人数をご教示下さい。	市の監督員は常駐しません。
178	I-2-16	2.2	2.2.9		表2-9	設計対象人員	見学者及び、外来者の訪問人数について、東部リサイクルプラザの実績値がございましたら、ご教示ください。	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。
179	I-2-16	2.2	2.2.9			設計対象人員	市殿の管理事務職員の数をご教示ください。	No.177の回答を参照ください。
180	I-2-18	2.3	2.3.5			排水基準	「表2-15 公共下水道の排除基準」が記載されておりますが、上乗せ基準等はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
181	I-3-4	3.2	3.2.1.5	(1)		積載過重の低減	具体的にどのようなことか御教示願います。	単位床面積当たりの積載荷重は同値条件であることを意味しています。
182	I-3-4	3.2	3.2.1.5	(3)		対象物重量	具体的にどのようなことか御教示願います。	積載物を体積検討する場合の重量換算条件です。
183	I-3-4	3.2	3.2.1.5	(4)		対象物容積	具体的にどのようなことか御教示願います。	積載物を重量検討する場合の体積換算条件です。
184	I-3-5	3.2	3.2.2	(3)	1)	床	1階床は、土間コンクリートとしても良いのでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
185	I-3-9	3.2	3.2.4.1	(1)	1)	建築概要	建築面積は、管理・啓発施設と分棟の場合は4500㎡、合棟の場合は4500~5000㎡とのことですが、敷地条件が厳しいため、本数値は応募者の提案によるものとさせていただきます。	要求水準書のとおりとします。
186	I-3-10	3.2	3.2.4.1	(4)	1)	①プラットホーム	「内部の床面勾配は1/50程度とし、…」とありますが、作業員の歩行を考慮し、1/100程度としてもよいのでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
187	I-3-10	3.2	3.2.4.1	(3)		見学者用階段・通路・スペース	本項目に記載はございませんが、見学者動線と従業員動線は分離する必要がありますでしょうか。	極力それぞれの動線を分離することを考慮して下さい。
188	I-3-10	3.2	3.2.4.1	(3)	5)	見学者用階段・通路	見学窓は、面積区画により特定防火設備が必要な時は、耐熱ガラスとしてもよいでしょうか。	建築基準法、消防法上の対応は、所管当局との協議によります。
189	I-3-11	3.2	3.2.4.1	(4)	2)	中央制御室	「④倉庫(棚付き)を付設する。」とありますが、棚の大きさ、数については事業者提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	I-3-11	3.2	3.2.4.1	(4)	1) ③	プラットホーム出入口 扉	両開きスライドドアは、メンテナンスに手間がかかる為、重量シャッターと高速シートシャッターの組合せにしてはどうでしょうか。入退室がスムーズになり待ち時間のストレスが無くなります。	要求水準書のとおりとします。
191	I-3-11	3.2	3.2.4.1	(4)	1) ⑤	エアーカーテン機 械室	パッケージ式のエアーカーテンを使用し、騒音・振動上問題が無いと判断した場合は、エアーカーテンは機械室に設置しなくてもよろしいでしょうか。	必要な能力・性能を満足する場合は、事業者の提案に委ねます。
192	I-3-12	3.2	3.2.4.1	(4)	9)	手選別室	「障がい者(知的障がい者)作業員の作業に配慮する」とありますが、貴市が本施設で作業する事を想定されている障がい者に、身体障がい者は含まれないと解釈して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
193	I-3-12	3.2	3.2.4.1			処理施設(工場棟) (4)工場棟諸室 6)集じん機室	①床は防水構造(ウレタン塗膜防水)とし排水溝を設けることとありますが、機器を基礎の上に設置する場合は、防水構造としなくてもよろしいでしょうか。また、防水構造とする必要性についてご教示下さい。	要求水準書のとおりとします。 室全床に亘る散水清掃を想定しています。
194	I-3-13	3.2	3.2.4.1	(10)	11) ②	搬出室等	ステンレスと同等の防錆性能がある亜鉛鍍金鋼板も検討してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
195	I-3-13	3.2	3.2.4.2			管理施設(管理棟)	本施設に、貴市の管理用の諸室は、必要でしょうか。必要な場合、室名・所要スペース・仕様等をご開示願います。	不要です。
196	I-3-13	3.2	3.2.4.2	(3)	1)	管理施設(管理棟)	事業者が利用する管理用諸室については、事業者が必要に応じ必要と思われる諸室を設けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
197	I-3-13	3.2	3.2.4.2	(3)		管理棟諸室	事業者が利用する事務室とありますが、貴市職員の方は施設引渡後は、当施設に常駐しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
198	I-3-14	3.2	3.2.4.3	(3)	1)	啓発施設(啓発棟)	修理・再生室100m ² ・再生品倉庫150m ² は体験工房ゾーンに、展示・販売室200m ² は交流ゾーンに、研修室130m ² 程度は、リサイクル学習ゾーンにそれぞれ含まれるものと考えて宜しいでしょうか。	ゾーニングは、事業者の提案に委ねます。 各室面積は、要求水準書のとおりとします。
199	I-3-14	3.2	3.2.4.3			啓発施設(啓発棟)	「リサイクル学習ゾーン、体験工房ゾーン、…、及び交流ゾーン等に斬新かつ持続性のある計画を提案すること。」とありますが、啓発設備に関しては、計画までが本工事範囲とすればよろしいのでしょうか。	事業者の提案による啓発機能を具現する設備、調度品等のうち固定したものの設置までを本工事範囲とします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
200	I-3-14	3.2	3.2.4.3	(3)	1)	啓発用諸室	「啓発に関わる調度品(展示・販売用陳列ケース、設え棚等)を計画し、そのリストを提示すること。」とありますが、啓発に関わる調度品については、計画立案と調度品のリスト提出までが本工事と考えればよろしいのでしょうか。	固定したものを除く調度品等は、運営事業者が用意するものとします。
201	I-3-14	3.2	3.2.4.3	(3)	1)	啓発用諸室	調度品のリストを提出するとありますが、調度品は建設契約の範囲外であり運営事業者で用意するとの理解でよろしいのでしょうか。またこの場合、運営事業者の所有物となるのでしょうか。	前段は、No.200の回答を参照ください。 後段は、運営業務委託仮契約書(案)に関する質問回答No.7の回答を参照ください。
202	I-3-15	3.2	3.2.4.5			家庭系粗大・資源化物回収所	「家庭系粗大・資源化物回収所は、他の棟とは独立して計画する。」との記載がありますが、市民の利便性・安全性が確保できれば、合棟としてもよろしいのでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
203	I-3-15	3.2	3.2.4.5			家庭系粗大・資源化物回収所	市民の利便性・安全性を確保できた場合、工場棟との合棟は提案可能でしょうか。	No.202の回答を参照ください。
204	I-3-15	3.2	3.2.4.5			家庭系粗大・資源化物回収所	市民が持ち込むごみ・資源は、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、不燃ごみ、空きびん、ペットボトル、古紙・古布、発泡トレイ、廃乾電池等、廃食用油、蛍光管である。とありますが、I-2-7に記載の処理フローには、不燃ごみは、家庭系持込の記載がありません。 よって、不燃ごみの家庭系粗大・資源化物回収所への搬入の有無について、ご教示下さい。	不燃ごみの家庭系粗大・資源化物回収所への持込みもあるものとします。
205	I-3-16	3.2	3.2.4.6			計量棟	搬入出車輛の利便性・安全性を確保できた場合、工場棟との合棟は提案可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
206	I-3-16	3.2	3.2.4.6			計量棟	計量棟は処理施設(工場棟)と合棟としてもよろしいのでしょうか。	No.205の回答を参照ください。
207	I-3-19	3.3	3.3.2.1	(5)	表3-1	電気方式及び用途	保安動力の負荷として、エレベータ・排水ポンプ等の記載がありますが、4.14.5非常用発電装置の記載より、停電時のごみ受入に関わる各装置、生活用水ポンプ、消火栓ポンプ以外の負荷は、事業者により、必要な負荷を見込むことでよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
208	I-3-19	3.3	3.3.3.1	(1)		形式及び構造	「表3-3 盤類の形式・構造」にて「JEM1425MW以上」をご指定ですが、該当盤の電圧が低圧であるので、「JEM1265CX」を採用してもよろしいのでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
209	I-3-20	3.3	3.3.3.3	(1)		形式及び構造	「表3-3 盤類の形式・構造」にて「JEM1425MW以上」をご指定ですが、該当盤の電圧が低圧であるので、「JEM1265CX」を採用してもよろしいのでしょうか。	No.208の回答を参照ください。
210	I-3-20	3.3	3.3.3.3	(2)		蓄電池形式	「2種シール形据置アルカリ蓄電池」をご指定ですが、機能的に同等で、維持管理上メンテナンスフリー、かつ運営期間終了後も考慮しランニングコストに優れた「制御弁式据置鉛蓄電池」を採用してもよろしいのでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
211	I-3-20	3.3	3.3.3.3	(2)		蓄電池方式	「2種シール型据置アルカリ蓄電池」とありますが、他の方式、例えば鉛蓄電池方式でもよろしいでしょうか。	No.210の回答を参照ください。
212	I-3-22	3.3			表3-3	盤類の形式・構造	建築主幹盤の閉鎖階級について、JEM1425MWの記載がありますが、建築主幹盤は低圧回路となりますので、JEM1265CXと解釈して宜しいでしょうか。	No.208の回答を参照ください。
213	I-3-24	3.3	3.3.12	(1)	3)	電話設備	「電力会社の専用電話の引き込み」と記載がありますが、太陽光発電設備の商用連系を行う際に協議の上必要になる、専用連絡回線敷設工事を行うとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
214	I-3-25	3.3	3.3.12	(1)	3)	配管・配線等	「電力会社の専用電話の引き込み、建物内配線も対応すること。」とのことですが、電力会社の専用電話の引込は不要と考えますが、なにか必要な条件があるのでしょうか。	No.213の回答を参照ください。
215	I-3-25	3.3	3.3.13	(1)		監視	建築設備の監視について、「各設備の運転情報を、プラント側にて設ける中央制御室オペレータコンソールの液晶モニタにより集中監視する。」とのことですが、建築設備の制御・監視には、一般的な建築用の制御装置を用いることで効率的な運転が可能と考えます。したがって重要な建築設備の運転状況のみをプラント側のオペレータコンソールで監視することでもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
216	I-3-25	3.3	3.3.13	(1)		監視	プラント稼動状況を確認する監視画面とは別途に建築専用のモニタを設けてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
217	I-3-26	3.3	3.3.13	(2)	2)	制御	空気調和機器等とは、給排気ファンと考えて良いでしょうか。	要求水準書 3.4.2 空気調和設備を参照ください。
218	I-3-28	3.4	3.4.2.1	(8)		設計用屋内条件	室内 夏季湿度50%、冬季40%とありますが、個別8時間の各諸室には加湿機能が必要。湿度については、成り行きと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
219	I-3-28	3.4	3.4.2.1			熱源空調機器設備	熱源は電気式(空冷ヒートポンプ)として計画してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 但し、仕様詳細は協議によるものとします。
220	I-3-29	3.4	3.4.2.1	(14)		熱源空調機器設備	「空調機器、ファンコイルユニットは、国土交通省仕様とする。」とありますが、空冷ヒートポンプエアコンの場合、国土交通省仕様がありませんので、メーカー標準と考えてよろしいでしょうか。	No.219の回答を参照ください。
221	I-3-29	3.4	3.4.2.2	(2)	1)	風道、配管設備	「防鳥」「鳥獣」と言った言葉がこのページ以外にも何ヶ所記載されていますが、建設予定地付近でとりわけ繁殖している鳥類がいるのでしょうか？御教示願います。	防鳥対象として、ハトを想定しています。
222	I-3-31	3.4	3.4.4.2	(4)		引込み用量水器及び流量積算計	系統別に設けることとありますが、生活用水・プラント用水の2系統と大別してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
223	I-3-31	3.4	3.4.4.2	(5)	4)	水槽類 ポンプ類	「生活用水ポンプ」は、2台(内1台予備)とし、「加圧給水ポンプ」1組(2台)の場合、交互運転となりますが、1台予備と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
224	I-3-31	3.4	3.4.4.2	(5)	2)	水槽類	点検を運転休止日に行うこととし、1槽式としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
225	I-3-31	3.4	3.4.4.2	(5)	3)	水槽類	点検を運転休止日に行うこととし、1槽式としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
226	I-3-31	3.4	3.4.4.2	(5)	2)	生活用受水槽	「②水槽は二槽式とし」とありますが、容量が5m3程度の少量の場合は一槽式でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
227	I-3-32	3.4	3.4.4.4	(6)		排水設備 枅	屋外汚水排水・雨水排水枅で、小口径塩ビ枅の使用は、できないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
228	I-3-32				表3-5	配管材料一覧	提案において、用途として妥当性があれば配管材料を表以外に選定することは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。 但し、妥当性の判断は協議によります。
229	I-3-34	3.4	3.4.5			都市ガス設備	給湯設備は電気式として計画しますので、都市ガスは不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
230	I-3-34	3.4	3.4.7	(4)	2)	消火器	壁仕上げがない箇所については露出形の格納箱でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
231	I-3-35	3.5	3.5.3	(1)		駐車場	大型車3台以上とのことですが、大型車とはバスと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	I-3-35	3.5	3.5.3	(1)		駐車場	大型車3台以上(啓発施設利用者用)とありますが、I-2-15項表2-7に記載のバスを3台以上という理解でよろしいでしょうか。	No.231の回答を参照ください。
233	I-3-36	3.5	3.5.8	(4)		撤去工事	解体撤去済み建物の既設杭の撤去とありますが、別紙資料「岡山市消防総合訓練場新設工事設計図」で読み取れる杭のみが残置されていると考えてよろしいでしょうか。また、フーチング基礎や地中梁は残置されていないものと考えてよろしいでしょうか。	No.51の回答を参照ください。
234	I-3-36	3.5	3.5.8	(4)		撤去工事	既存杭の配置図及び構造図をいただけないでしょうか。	別紙資料[撤去構造物]を参照ください。
235	I-3-36	3.5	3.5.8	(4)		撤去工事	「解体撤去済み建物の既設杭(施設建設に必要な場合は撤去すること。)」と記載がありますが、添付の既設建屋杭は全て残っているものと考えてよろしいでしょうか。	No.51の回答を参照ください。
236	I-3-36	3.5	3.5.6	(1)		植栽	敷地の緑化率についてご指定がありましたらご教示下さい。	要求水準書のとおりとします。
237	I-3-36	3.5	3.5.8	(4)		撤去工事	場内に電柱が5本ありますが、電柱移設は所掌範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
238	I-3-37	3.6	3.6.1	(6)	3)	太陽光発電装置	売電が見込まれる場合、御市側の収入になるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
239	I-3-37	3.6	3.6.1			太陽光発電装置	売電可能なシステムとは具体的にどこまでの装置までを想定されておられますでしょうか。また、将来的に売電に必要な諸工事は、市殿の負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 また、将来的な売電ではなく、本工事範囲において売電可能なシステム構成を指しています。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
240	I-3-37	3.6	3.6.2			電気自動車急速充電設備	本設備に関しまして、充電用電力費は、貴市にてご負担いただけるのでしょうか。あるいは、利用者負担として、課金してもよろしいでしょうか。また、応募者にて費用を負担する場合は、1日に何台程度の充電を見込めば宜しいでしょうか。	市の負担(太陽光発電の売電益で支払う予定)とします。1日あたり5台程度の充電を想定しています。
241	I-3-37	3.6	3.6.2	(5)	1)	電気自動車急速充電設備	啓発の一環として、市内の充電ステーションとして設置することですが、本ステーションの営業時間をご指示願います。	啓発施設の営業時間と同一とします。
242	I-3-37	3.6	3.6.2	(5)	3)	電気自動車急速充電設備	給電コネクタの収納箱(鍵付き)を設けるとのことですが、鍵を所持している特定の利用者だけに給電するのでしょうか。あるいは不特定の利用者を想定するする場合、鍵は啓発施設の受付で管理するのでしょうか。(この場合は、啓発施設の営業時間と充電ステーションの営業時間が同一となります)	鍵は啓発施設にて管理するものとします。
243	I-3-37	3.6	3.6.2			電気自動車急速充電設備	「市内の充電ステーションとして設置する」とあることから、利用対象者は一般市民ととらえておりますが、その費用は無償での対応となるのでしょうか。仕様を検討のための設置条件についてご教示の提示をお願いします。	No.240の回答を参照ください。
244	I-3-37	3.6	3.6.2			電気自動車急速充電設備	電気自動車急速充電設備は、来場者駐車場に2台設置しますが、駐車場台数18台中の2台分との理解でよろしいでしょうか。	駐車場台数とは別に確保してください。
245	I-3-37	3.6	3.6.2	(5)	3)	電気自動車急速充電設備	給電コネクタの収納箱(鍵付き)とありますが、利用者への鍵の受け渡しなどの急速充電設備の運用方法は、運営事業者の任意提案との理解でよろしいでしょうか。	No.242の回答を参照ください。
246	I-4-1	4.1	4.1.1	(7)		設計条件	落雷の影響がないように防護されていること。とありますが、どこまでの対策が必要かお考えがあれば御教示願います。	要求水準書 3.3.7 雷保護設備を参照ください。
247	I-4-3	4.1	4.1.6.2	(3)		配管材料	ステンレスの必要性を御教示願います。躯体貫通部において交換が可能であれば用途に見合った配管材と考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
248	I-4-4	4.1	4.1.6.4	(2)		バルブ類	形式の指定がありますが、どのような趣旨であるか御教示願います。	要求水準書のとおりとします。
249	I-4-4	4.1	4.1.7.2			配管類の防露及び保温方法	仕上げ材は、原則として、ステンレス製とするとのことですが、屋内配管については、営繕等、適切な規格に合わせて適時選定することでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
250	I-4-5	4.1	4.1.8	(8)		配管塗装	めっき配管等塗装の必要のない配管は塗装不要と解釈でよろしいでしょうか。	識別等が不要な場合に限り、塗装不要とします。
251	I-4-9	4.1	4.1.14			支持金物	周囲の雰囲気湿度が少なく明らかにステンレス製の必要がない箇所に対してはSS材でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
252	I-4-9	4.1	4.1.14			支持金物	周囲の雰囲気湿度が少なく明らかにステンレス製の必要がない箇所に対しては塗装等でもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
253	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	4)	計量機	「排水は、排水処理設備にて処理すること」とありますが、ごみ性状からしてごみ汁の計量ピットへの流入はないと思います。そのため計量ピット排水は雨水として処理してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
254	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	6)	計量機	「現在使用カード(パンチカード)の互換を図ること」とありますが、現在使用カードの仕様をご教示ください。(メーカー、形式等)	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。
255	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)		設計基準	「計量操作を行い、料金の計算、伝票の発行を行う」とありますが、一般持込車の料金徴収は自動料金徴収ではなく別途受付で行うとの理解で宜しいでしょうか。	一般家庭持込車については、金銭の授受はありません。一般事業者持込車については、No.254同様、パンチカードの配付、回収によります。
256	I-4-10	4.2	4.2.1	(4)	2)	データ処理装置	数量が2基となっておりますが、1基にて計量装置2基に対応できる場合、1基としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
257	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	3)	設計基準	「既設ごみ処理情報ネットワークにリンクできるよう計画」とありますが、既設ネットワークの詳細仕様をご教示をお願いします。	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。
258	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	6)	計量用パンチカード	現在使用カードとの互換を図るとのご指示がありますが、現在ご使用になっておられます計量機メーカーおよびカードの仕様についてご教示をお願い致します。	No.254の回答を参照ください。
259	I-4-10	4.2	4.2.1			計量機	2度計量が必要な車種・ごみ種を御教示願います。	一般事業者持込車、資源化物搬出車、処理不適物搬出車等が該当します。
260	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	2)	設計基準	収集車と事業系一般持込車について、それぞれ専用の積載台にする理由を御教示願います。	安全上の配慮です。
261	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	3)	設計基準	既設ごみ処理情報ネットワークとは何か具体的に御教示願います。	No.257の回答を参照ください。
262	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	3)	設計基準	既設ごみ処理情報ネットワークにリンクできるようにありますが、既設に対するハードの追加・修正、ソフトの追加・修正は工事範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
263	I-4-10	4.2	4.2.1	(5)	6)	設計基準	現在使用カードのメーカー名、仕様を御教示願います。	No.254の回答を参照ください。
264	I-4-11	4.2	4.2.1	(5)	9)	計量棟接地	接地は単独とする、との記載がありますが、計量棟で単独に接地極を設けるとの解釈でよろしいでしょうか。	計量機についての設計基準です。
265	I-4-11	4.2	4.2.1	(5)	11)	計量装置	「計量装置、データ処理装置はそれぞれ相互にバックアップできるものとする」とご指示がありますが、1基が故障した場合にもう1基で計量が可能なシステムとする、との解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
266	I-4-11	4.2	4.2.1	(5)	11)	設計基準	それぞれ相互にバックアップ・・・の意味を具体的に御教示願います。	No.265の回答を参照ください。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
267	I-4-11	4.2	4.2.2	(5)	5)	プラットフォーム	車両落下防止装置は、使い勝手を考慮し、大口径(250φ程度)の鋼管のみとしてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
268	I-4-11	4.2	4.2.2	(4)	3)	天井最低高さ	プラットフォームの天井最低高さが9m以上とありますが、天井に該当する床下端までの高さを9m以上と考えても宜しいでしょうか。若しくは、梁下有効高さ9m以上必要ということでしょうか。	梁下有効高さとします。
269	I-4-11	4.2	4.2.2	(4)	1)	主要項目	設計GL+100mm程度とありますが、レイアウト上プラットフォーム床下の有効活用、またピット掘削施工時の地下水位対策のためプラットフォームを2階に配置してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
270	I-4-12	4.2	4.2.3	(1)		形式	両引戸自動扉を高速シートシャッター+重量シャッターへ変更提案をさせて頂いてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
271	I-4-13	4.2	4.2.6.1	(3)	2)	主要項目	1回当たりの噴霧量をどれくらいでお考えか御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
272	I-4-15	4.2	4.2.9	(2)	②	不燃ごみ投入扉	ダンピングボックス用は、一般的であるシャッターとしてもよろしいでしょうか。	No.273の回答を参照ください。シャッター式は不可とします。
273	I-4-15	4.2	4.2.9	(1)		不燃ごみ投入扉	形式が観音開き式となっておりますが、ダンピングボックス用1基については、ごみクレーンとの干渉の恐れがあるため、折れ戸式を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
274	I-4-16	4.2	4.2.9	(5)	2)	不燃ごみ投入扉	「本扉はクレーン操作室、プラットフォーム監視室からの開閉操作が可能とし、」とのことですが、安全性の観点から開閉操作は現場のみで行うほうが良いと考えます。操作方式は、応募者の提案によることでよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
275	I-4-16	4.2	4.2.9	(5)	2)	不燃ごみ投入扉	「クレーン操作室…からの開閉操作が可能」とありますが、クレーン操作室から扉を開操作することには危険が伴うと考えます。クレーン操作室からの操作は閉のみとして計画してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
276	I-4-16	4.2	4.2.9	(5)	7)	不燃ごみ投入扉	「不燃ごみの積上げに耐える構造」との記載がありますが、ごみピットの貯留量について、ピット縁よりも高い位置に積上げた状態も貯留量として算入してよろしいのでしょうか。	不可とします。
277	I-4-16	4.2	4.2.10	(1)		ペットボトル投入扉	形式が観音開き式となっておりますが、ダンピングボックス用1基については、ごみクレーンとの干渉の恐れがあるため、折れ戸式を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
278	I-4-16	4.2	4.2.10	(2)		ペットボトル投入扉	ダンピングボックス用は、一般的であるシャッターとしてもよろしいでしょうか。	No.277の回答を参照ください。シャッター式は不可とします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
279	I-4-17	4.2	4.2.10	(5)	2)	ペットボトル投入扉	「クレーン操作室…からの開閉操作が可能」とありますが、クレーン操作室から扉を開操作することには危険が伴うと考えます。クレーン操作室からの操作は閉のみとして計画してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
280	I-4-17	4.2	4.2.10	(5)	7)	ペットボトル投入扉	「ペットボトルの積上げに耐える構造」との記載がありますが、ごみピットの貯留量について、ピット縁よりも高い位置に積上げた状態も貯留量として算入してよろしいのでしょうか。	不可とします。
281	I-4-17	4.2	4.2.11	(3)	2)	主要部材質	SUS製とご指定がありますが、底板の交換を行う事を考慮して他の材質とする事も可能かご教示をお願いします。	要求水準書のとおりとします。
282	I-4-17	4.2	4.2.11	(4)	3)	設計基準	展開検査と記載されているが全車両検査か、抜打ち検査を意味しているのか御教授願います。	要求水準書(運営編) 4.5 搬入管理によるものとします。
283	I-4-18	4.2	4.2.12			ペットボトルダンピングボックス	本機器の目的を御教示願います。	ネット袋回収に対応するためです。
284	I-4-21	4.2	4.2.17	(5)	7)	不燃ごみクレーン	本設備をペットボトルクレーンと共用化した場合ですが、クレーン操作盤から見難い側の貯留ピットは、カメラ映像によるクレーン操作としてもよろしいでしょうか。	目視によるクレーン操作を原則としてください。
285	I-4-22	4.2	4.2.17	(4)	9)	不燃ごみクレーン	クレーン掃除用空気供給設備(圧力0.5MPa)の専用機とは、クレーン掃除専用の配管を設置することでよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。但し、圧力、使用空気量、使用場所等は協議によるものとします。
286	I-4-22	4.2	4.2.17	(3)	④	操作方式	「半自動・遠隔手動」とありますが、運転業務上不要と判断した場合に「半自動」は行わないとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
287	I-4-22	4.2	4.2.17	(4)	9)	クレーン清掃用空気供給設備	「一式(専用機)」とありますが、他との共用とし、ご指定圧力を満たす空気配管の敷設とする事で良いでしょうか。	事業者の提案に委ねます。但し、圧力、使用空気量、使用場所等は協議によるものとします。
288	I-4-22	4.2	4.2.17	(4)	9)	主要機器	専用のコンプレッサが必要な趣旨を御教示願います。プラント設備共用の空気供給では問題あるのでしょうか。	No.285の回答を参照ください。
289	I-4-25	4.2	4.2.18	(4)	9)	主要機器	専用のコンプレッサが必要な趣旨を御教示願います。プラント設備共用の空気供給では問題あるのでしょうか。	No.287の回答を参照ください。
290	I-4-26	4.2	4.2.19	(7)	4)	設計基準	年間14t程度を見込むこととありますが、引き取りの頻度(何ヶ月に一回)をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
291	I-4-26	4.2	4.2.19	(7)	4)	設計基準	年間14t程度を見込むこととありますが、貯留平面積は提案[] m2となっています。適正処分にまわすまでの保管スペースは類推できかねますので、必要とお考えのスペースを御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
292	I-4-26	4.2	4.2.19	(7)	8)	設計基準	コンプレッサ等の機器モータ、マットレスのスプリング、プリント基板等の再資源化対象物を回収するためのスペースを設けるとありますが、(6)面積 4)前処理作業場に含むものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
293	I-4-27	4.3	4.3.1	(3)	2)	主要材質	「12mm厚以上とする」とありますが、設計性能上問題ないと判断した場合、他の板厚とする事も可能かご教示をお願いします。	要求水準書のとおりとします。
294	I-4-28	4.3	4.3.3	(4)	1)	設計基準	可逆転、可変速操作可能とするとありますが、可変速操作については問題ありませんが、可逆転についてはトラブル時、不適物発見時用に限定した御使用方法に限定いただけるものと考えますがよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
295	I-4-28	4.3	4.3.4	(4)	4)	設計基準	必要に応じの趣旨を具体的に御教示願います。	No.296の回答を参照ください。
296	I-4-28	4.3	4.3.4			不燃性粗大ごみ供給コンベヤ	(4)設計基準 4)必要に応じ、不燃ごみピットへのバイパスラインを設けること。とありますが、設置の有無については、事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。 また、設置する必要性(不燃性粗大ごみ粗破砕機、または、高速回転破砕機へごみを投入できないための配慮等)についてご教示下さい。	再積出しの必要がない設備構成の場合は、事業者の提案に委ねます。
297	I-4-29	4.3	4.3.7			不適物除去装置	「本装置は、不燃ごみ破袋後の危険物、不適物を分離するものである」とありますが、危険物、不適物の割合は除去作業員数に大きく影響がありますので、「概ね〇〇%」とした指標数値で結構ですので、御教示願います。	危険物については、100%除去。 不適物については、性能を担保し得る割合とします。
298	I-4-29	4.3	4.3.7	(3)	1)	不適物除去装置	可逆転、可変速操作可能とするとありますが、可変速操作については問題ありませんが、可逆転についてはトラブル時に限定した御使用方法に限定いただけるものと考えますがよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
299	I-4-29	4.3	4.3.8.1	(3)	3)	可燃性粗大ごみ粗破砕機	破砕寸法:20cm以下とありますが、、低速回転式破砕機を用いて布団・毛布・カーペット(じゅうたん)など破砕処理しますと、繊維材料が断裂しきれずに短冊状につながった破砕物として排出する事があります。従って<20cm以下>の判定基準は、「Φ20cmのふるい目を通過する破砕ごみが重量比で85%以上」と考えれば良いかご教示願います。	No.113の回答を参照ください。
300	I-4-29	4.3	4.3.8.1	(3)	2)	可燃性粗大ごみ粗破砕機	岡山市役所のHPの粗大ごみの出し方では「単品で重量が100キログラムを超える物、または長さが1.8メートルを超える物は、お断りする場合があります。」とありますので、投入寸法(最大)は1.8m程度と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
301	I-4-30	4.3	4.3.8.1	(4)	10)	可燃性粗大ごみ粗破碎機	処理対象物である竹、ふとん、カーペット、畳、剪定木、ビニールホース(巻状)についても、それぞれ単独処理で、0.6t/h以上の能力を有することとありますが、この低速回転式破碎機では軟質系粗大ごみ(ふとん・マットレスなどの破碎による減容効果が期待できないもの)を連続投入する処理運転は推奨できかねます。破碎機後段の搬送設備に対する容積としての負荷や搬送ルートでの閉塞、可燃残さ貯留ホッパの小重量大容積物による満杯サイクルの短小化といった不具合が想定されます。また、硬質系粗大ごみ(タンク、戸棚など)と混合破碎する事で破碎粒度の小型化も図れます。実運用において連続処理されるのか御教示願います。	No.116の回答を参照ください。
302	I-4-31	4.3	4.3.8.2	(4)	10)	不燃性粗大ごみ粗破碎機	処理対象物であるアルミ板、ロッカー等、それぞれ単独処理で、0.6t/h以上の能力を有することとありますが、この低速回転式破碎機では薄板金属ばかりを連続投入する処理運転は推奨できかねます。破碎(せん断)に於いて刃の隙間に薄板が挟まる状態が多くなると過負荷状態となり、過負荷保護機能により運転停止となります。この挟まった薄板金属は容易に除去することは困難で、最悪は分解が必要となる事態も想定されます。不燃粗大ごみや不燃ごみと混合破碎する事で挟雑不具合の軽減も図れます。実運用において連続処理されるのか御教示願います。	No.117の回答を参照ください。
303	I-4-33	4.3	4.3.9.1			破碎系磁力選別機	(4)設計基準 6)純度を確保するため、必要に応じ、精選装置等を設置すること。とありますが、設置の有無については、事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
304	I-4-34	4.3	4.3.9.3			破碎系アルミ選別機	(4)設計基準 8)純度を確保するため、必要に応じ、精選装置等を設置すること。とありますが、設置の有無については、事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
305	I-4-35	4.3	4.3.10.1	(3)		搬送コンベヤ	「現場操作盤は、原則としてコンベヤ1台につき、1面とし、駆動側の機側に設置する。」との記載がありますが、近隣のコンベヤ等と現場操作盤を共有することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
306	I-4-35	4.3	4.3.10.1			搬送コンベヤ	(3)設計基準 7)破碎物を搬送するコンベヤは、必要に応じ(乗り継ぎ部等)、消火用散水ノズルを設け、コンベヤ上部の温度等を検知し、中央制御室に警報を表示するとともに自動散水する。とありますが、温度検知器、消火用散水ノズルの設置箇所については、事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。但し、設置個所の判断は協議によります。
307	I-4-36	4.3	4.3.11.1			鉄類貯留ホッパ	(5)設計基準 6)必要に応じ、金属圧縮機を設置すること。とありますが、高速回転破碎機の型式等を考慮し、設置の有無については事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
308	I-4-36	4.3	4.3.11.2			アルミ類貯留ホッパ	(5)設計基準 6)必要に応じ、金属圧縮機を設置すること。とありますが、高速回転破砕機の型式等を考慮し、設置の有無については事業者提案と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
309	I-4-38	4.4	4.4.1.1	(1)		空きびん受入プラットフォーム	専用プラットフォームとありますが、全体のプラットフォームと隣接していてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
310	I-4-40	4.4	4.4.2.1			空きびん選別装置	生きびん保管用プラスチックコンテナは貴市より必要時に、必要なだけ支給されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	I-4-40	4.4	4.4.2.1			空きびん選別装置	「生きびん(一升ビン、ビールビン、720mlビン、その他1、その他2、混載等の6種類以上選別後、再利用)」とありますが、生きびんを選別後に収納するコンテナは何種類と考えればよろしいでしょうか？種類とサイズを御教示願います。	No.310の回答を参照ください。
312	I-4-40	4.4	4.4.2.1			空きびん選別装置	「(生きびん用)空コンテナを整理・整頓するスペースを確保し……」とありますが、上記の生きびん用コンテナの貯留・保管スペースはどの程度必要と考えればよろしいでしょうか？例えば、1.1m×1.1mのパレット積み状態で10パレット分というように具体的に御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
313	I-4-40	4.4	4.4.2.1			空きびん選別装置	「障がい者(知的障がい者)作業員の作業(立ち作業)に配慮すること」とありますが、具体的にどういった配慮をすれば良いのかできるだけ詳しく御教示願います。	作業環境面(空調)、安全面、指導者配置、状況監視等に配慮して下さい。
314	I-4-41	4.4	4.4.2.2			生きびんエレベータ	回収した生きびんはパレット積みの状態で搬送するのでしょうか。形式に「垂直連続搬送式」とあり、設計基準には、コンテナに適したものを選定することとあります。コンテナでの搬送と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
315	I-4-41	4.4	4.4.2.2			生きびんエレベータ	「回収した生きびん(パレット積)を搬出ヤードに搬送する装置」、(1)型式:垂直連続搬送式とありますが、生きびんの1日あたり搬出量は重量割合(参考値)で4%ですので約320kgと想定され、かさ比重を0.25t/m3としても約1.3m3ですのでパレットに積みは2~3パレットまでと考えられます。1日に1回程度の昇降作業と想定されますので連続搬送式(開口面積が大きく、障がい者作業員への危険防止が必要)ではなく、キースイッチ付操作式で汎用性のあるバッチ運転式貨物エレベータとして提案しますがよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。但し、設備仕様の可否は協議によります。
316	I-4-41	4.4	4.4.2.2			生きびんエレベータ	運用にて効率がよければ頁 I-3-15、3.2.4.3啓発設備 口 再生品運搬用エレベータと共用してもよろしいでしょうか。	不可とします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
317	I-4-41	4.4	4.4.3			コンテナ自動洗浄装置	本装置は、……自動洗浄するものである。洗浄後は、乾燥、点検、整理の後、パレット保管される。」とありますが、洗浄装置にプラスして温風乾燥機能を設け、空コンテナ貯留ヤードに保管する前までに乾燥、点検、整理を行うものと考えます。	事業者の提案に委ねます。 但し、設備仕様の可否は協議によります。
318	I-4-41	4.4	4.4.3			コンテナ自動洗浄装置	洗浄後は、乾燥とありますが、機器で乾燥させるのではないものと考えてよろしいでしょうか。	No.317の回答を参照ください。
319	I-4-42	4.4	4.4.4.1	(5)	1)	生きびん搬出貯留ヤード	生きびんのストック方法について、パレット、コンテナの段積数、コンテナ寸法等を具体的にご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
320	I-4-42	4.4	4.4.4.1	(5)	1)	生きびん搬出貯留ヤード	一時貯留に十分はスペース(30日分以上)を確保することとありますが、生きびんの1日あたり搬出量は重量割合(参考値)で4%という情報のみですので(30日分)が想定できません。「概ね〇〇m ² 」とした指標数値で結構ですのでごみ種別毎に、御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
321	I-4-42	4.4	4.4.4.1	(5)	2)	生きびん搬出貯留ヤード	空コンテナの自動洗浄、2t平ボディ車への積み込みスペースを見込むこととありますが、<空コンテナの自動洗浄>とは4.4.3項の装置をさし、その設置スペースを本ヤード内に見込むこと、生きびん用の空コンテナを洗浄する装置を設ける意味では無いと解釈しますがよろしいでしょうか。	4.4.4.1 (5)設計基準の 2) は、4.4.4.2 (5)設計基準に移項してください。
322	I-4-42	4.4	4.4.4.1	(5)	2)	生きびん搬出貯留ヤード	2)……但し、自動洗浄は前工程で完了してもよい。とありますが、<前工程>の解釈が難しいので、コンテナ自動洗浄装置の設置スペースを無理に本ヤード内に見込まなくてもよいと解釈しますがよろしいでしょうか。	No.321の回答を参照ください。
323	I-4-44	4.5	4.5.1	(3)	2)	ペットボトル受入ホツパ	主要材質の板厚が12mm以上となっておりますが、ペットボトルの受入れでは、投入時の磨耗や荷重による変形も無いことから6mm厚の一般構造用圧延鋼として宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
324	I-4-44	4.5	4.5.2			ペットボトル破除袋機	「収集用ビニル袋の内容物が極力破損しないように効率的に引裂き、内容物のほぐし、ばらしを行い……」とありますが、破袋除袋効率に大きく影響しますので、収集用ビニル袋の大きさ、材質、厚みについて具体的に御教示願います。	市指定の袋はありません。
325	I-4-44	4.5	4.5.2	(2)		ペットボトル破除袋機	効率:破袋・除袋効率95%以上とありますが、判断基準は破袋:非破袋数/投入袋数、除袋:非除袋数/投入袋数と考え、後段の手選別コンベヤ側に排出された袋の数量で判断いただくものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	I-4-44	4.5	4.5.2	(2)		ペットボトル破除袋機	効率:ペットボトル回収率95%以上とありますが、判断基準は重量比と考え、袋、異物(汚汁を含む)を除いたペットボトルのみの重量比較で判断いただくものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
327	I-4-44	4.5	4.5.2			ペットボトル破除袋機	「収集用ビニル袋の内容物が極力破損しないように効率的に引き、内容物のほぐし、ばらしを行い…」とありますが、<岡山市様のごみの出し方>に【つぶす】とされています、また収集車はバックカー等とあり、ごみピットにて受入一時貯留し、ごみクレーンで受入ホッパへ投入、受入コンベヤで破除袋機に投入されます。各所で内容物の破損が予測されますので、ここで言う内容物の破損については当装置の投入から排出について極力破損しないように考慮するものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
328	I-4-45	4.5	4.5.3.1	(2)		ペットボトル選別設備 不適用除去装置	「数量 2基」と記載されておりますが、処理能力を満足し、ペットボトルが選別しやすいように、手選別コンベヤの機長を長く、また、広くし作業者が向かい合って2列で選別することで、不適用除去装置は1基にて対応してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
329	I-4-45	4.5	4.5.3.1			(ペットボトル) 不適用除去装置	「資源化の阻害物であるキャップ類等、資源化不適合品を分離、除去するものである」とありますが、<岡山市様のごみの出し方>に【キャップをはずす、ラベルは付いていてもかまいません】とされています、ボトル同様にラベルもPETマークの有無を確認することが肝心となります。作業人員数に大きく影響がありますので、資源化不適合品の混入割合を「概ね〇〇%」とした指標数値で結構ですのでごみ種別毎に、御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
330	I-4-45	4.5	4.5.3.1			(ペットボトル) 不適用除去装置	「資源化の阻害物であるキャップ類等、資源化不適合品を分離、除去するものである」とあり、「キャップ類は回収の上、別途資源化する」とありますが、回収したキャップ類は何らかの容器(ネット・コンテナなど)に保管すると解釈しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
331	I-4-45	4.5	4.5.3.1			(ペットボトル) 不適用除去装置 障がい者作業に配慮	「障がい者(知的障がい者)作業員の作業に配慮すること」とありますが、具体的にどういった配慮をすれば良いのかできるだけ詳しく御教示願います。	作業環境面(空調)、安全面、指導者配置、状況監視等に配慮して下さい。
332	I-4-45	4.5	4.5.4.1			ペットボトル圧縮梱包装置	(5)設計基準 6)パレット用の積込装置(ホイスト等)を設けることとありますが、ペットボトル成形品は1個当り20kg程度であり、実績的に、パレットへの積込みは人手により可能ですので、ホイストの設置の有無は、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
333	I-4-45	4.5				ペットボトル処理系列	パレットとシートは引取業者が準備するのをご教示願います。	運営事業者が用意するものとします。
334	I-4-46	4.5	4.5.5.1			ペットボトルストックヤード	「……ストックヤードに運ばれ、保管後、資源化物運搬車両により搬出される」とありますが、ペットボトル梱包品の積込は工場棟外(屋外:庇付き)で行う計画としますがよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
335	I-4-46	4.5	4.5.5.1	(5)	1)	ペットボトルストックヤード	10tかつ施設規模の4日分の容量を確保することとありますが、施設規模の4日分は6t/日×4日分=24t となりますので、ストックヤードの容量は4日分と考えますがよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
336	I-4-47	4.6	4.6.1			古紙・古布ストックヤード	古紙・古布は、新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・ざつがみ、紙パック、古布毎に結束された状態で収集され、2t平ボディ車で搬入される。とありますが、搬入後は各種別毎に仕分け(荷おろし)を行うことと存じます。ストックヤードに直積み貯留するお考えでしょうか？それとも古紙引取業者から供出させる通箱を利用して貯留するお考えでしょうか具体的に御教示願います。	直積みを想定しています。
337	I-4-47	4.6	4.6.1			古紙・古布ストックヤード	「障がい者(知的障がい者)作業員の作業に配慮すること」とありますが、具体的にどういった配慮をすれば良いのかできるだけ詳しく御教示願います。	作業環境面(空調)、安全面、指導者配置、状況監視等に配慮して下さい。
338	I-4-47	4.6	4.6.1			古紙・古布ストックヤード	「障がい者(知的障がい者)作業員の作業に配慮すること」とありますが、本ヤードでは荷おろし時に仕分け作業は発生すると思いますが、他に結束ひもを除去するなどの作業があるのか御教示願います。	ご理解のとおりです。
339	I-4-48	4.7	4.7.1			発泡トレイストックヤード	「発泡トレイは専用ネットで収集され、・・・受入、仕分け、詰め替え・・・」とありますが、<詰め替え>とは引取業者から供出させる通箱的なものに詰めるのでしょうか？それとも搬入した専用ネットを転用して詰めるお考えでしょうか具体的に御教示願います。	No.156の回答を参照ください。
340	I-4-48	4.7	4.7.1			発泡トレイストックヤード	「障がい者(知的障がい者)作業員の作業に配慮すること」とありますが、具体的にどういった配慮をすれば良いのかできるだけ詳しく御教示願います。	作業環境面(空調)、安全面、指導者配置、状況監視等に配慮して下さい。
341	I-4-48	4.7	4.7.1			発泡トレイストックヤード	(6)設計基準 6)必要に応じ、仕分け用のコンベヤを設けることとありますが、障がい者(知的障がい者)作業員の作業に配慮を勘案され、コンベヤ(回転機器)をご要求されていると解釈すればよろしいのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
342	I-4-48	4.7	4.7.1			発泡トレイストックヤード	(6)設計基準6)必要に応じ、仕分け用のコンベヤを設けることとありますが、仕分け作業に必要な設備は事業者提案としてよろしいのでしょうか。	No.341の回答を参照ください。
343	I-4-49	4.8	4.8.1			廃乾電池等ストックヤード(土木・建築工事)	廃乾電池は、2t平ボディ車により搬入されますが、その時の荷姿を御教示願います。	専用コンテナ詰め搬入されます。コンテナの外寸は、L370×W280×H125です。
344	I-4-49	4.8	4.8.1	(6)	2)	廃乾電池等ストックヤード	単位体積重量が4t/m3ですが、弊社実績ではもう少し軽くなっています。本数値を使用してもよろしいでしょうか。	設計基準は参考値であることから判断してください。
345	I-4-50	4.9	4.9.1	(6)	1)	設計基準	専用コンテナ(収集用)と専用コンテナ(搬出用)の形状・寸法・容積・重量を御教示願います。	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。
346	I-4-50	4.9	4.9.1	(6)	1)	設計基準	専用コンテナ(搬出用)と専用コンテナ(搬出用)は蛍光灯が入った状態で積み重ねることは可能でしょうか。また重られる場合、何段まで重ねることが可能でしょうか。	別保管としてください。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
347	I-4-50	4.9	4.9.1			蛍光管ストックヤード	(6)設計基準 1)専用コンテナ(収集用)からの取出し、異物除去、専用コンテナ(搬出用)への詰め込み作業・・・とありますが、専用コンテナ(搬出用)は何種類と考えればよろしいでしょうか？種類とサイズをご教示願います。	No.345の回答を参照ください。
348	I-4-50	4.9	4.9.1			蛍光管ストックヤード	貯留に要するスペースはどの程度を準備しておけばよろしいでしょうか？専用コンテナ毎に「概ね〇〇m2」とした指標数値で結構ですので、ご教示願います。	事業者の提案に委ねます。
349	I-4-50	4.9	4.9.1			蛍光管ストックヤード	収集用コンテナ、搬出用コンテナのサイズをご教示下さい。	No.345の回答を参照ください。
350	I-4-50	4.9	4.9.1			蛍光管ストックヤード	(6)設計基準1)専用コンテナ(収集用)からの取出し、異物除去後、専用コンテナ(搬出用)への詰め込み作業スペース(20m2以上)を確保することとありますが、省スペース化を図るため、蛍光管を専用破砕機で破砕処理後ドラム缶貯留とすることは可能でしょうか。	不可とします。
351	I-4-51	4.10	4.10.1			廃食用油ストックヤード(土木・建築工事)	廃食用油は、2t平ボディ車により搬入されますが、その時の荷姿を御教示願います。	ペットボトルに充填され、専用コンテナ詰めで搬入されます。
352	I-4-51	4.10	4.10.1			廃食用油処理系列	ろ過とありますが具体的な作業を御教示願います。	濾し器を用いた人手によるろ過を想定しています。
353	I-4-51	4.10	4.10.1			廃食用油ストックヤード	ろ過されて搬入されるということで、ストックヤードにてろ過等の対応は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
354	I-4-51	4.10	4.10.1			廃食用油ストックヤード	「ペットボトルに充填された廃食用油は・・・搬入され、貯留用ドラム缶に貯留される」とありますが、ペットボトルからドラム缶へ中身を移しかえる作業が発生するものと考えます。ろ過装置・移送装置などは不要と考えてよろしいでしょうか。	No.352の回答を参照ください。
355	I-4-51	4.10	4.10.1			廃食用油ストックヤード	「ペットボトルに充填された廃食用油は・・・」とありますが、中身を除いたペットボトルはどの様に処理されるお考えでしょうか？廃油の付着が想定され危険物ですので不燃ごみライン・ペットボトルラインへの投入はしないものと考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
356	I-4-51	4.10	4.10.1			廃食用油ストックヤード(土木・建築工事)	廃食用油は、ペットボトルにて搬入され、ドラム缶に移し替えるとのことですが、搬入時のペットボトルはどのように処理するのでしょうか。またドラム缶からローリー車への積み込みはどのように行うのでしょうか。	前段は、可燃物として搬出して下さい。 後段は、ローリー車の吸引によります。
357	I-4-52	4.11	4.11.1	(4)	2)	回収ダスト	「・・・袋詰めできる・・・」とありますが、可燃物貯留ホッパーまでベルトコンベヤにて搬送する計画(袋詰めしない)でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 但し、防塵等の設備仕様は協議によります。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
358	I-4-54	4.12	4.12.2	(1)		給水設備 設計基準	「各槽の水位及び必要な用水量、使用水量、温度は中央制御室にて指示、管理、記録するものとする。」とありますが、中央制御室にて水槽に異常が発生した場合、知らせると共にその記録が残るものと考えればよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
359	I-4-54	4.12	4.12.2			給水設備	(1)・・・揚水ポンプを除き、ポンプ類は、連続運転とし、空転対策を図り、ミニマムフローを設けること。とありますが、レベル制御等による空転対策を行い、圧力発停式の給水ユニットを採用してもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 但し、設備仕様は協議によります。
360	I-4-56	4.14				電気設備	十分な避雷対策とありますが具体的な雷対策のお考えがあるか御教示願います。	No.246の回答を参照ください。
361	I-4-56	4.14	4.14.1.1	(2)	3)	電気方式	AC220Vと記載されておりますが、I-3-18ページの建築電気設備の項ではAC210Vと記載されております。AC210Vで計画することとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
362	I-4-56	4.14	4.14.1.1	(3)	2)	電気方式	(3)制御操作2)高圧盤DC100Vとありますが、AC100V(非常用又は無停電電源)としてよろしいでしょうか。停電してから非常用発電機が給電するまでの20秒前後でどうしても高圧盤の操作を行う必要はなく、どうしても必要であれば、無停電電源装置からAC100Vを給電すれば同様の効果がありますので、あえて電源種類を増やす必要は無いと考えます。	事業者の提案に委ねます。 但し、設備仕様は協議によります。
363	I-4-56	4.14	4.14.1.2	(1)		配線・配管	原則としてエコケーブルを選定することとなっておりますが、種別として、CVT,CV,IV,CVVの記載があります。これらは、相当するエコケーブルを選定するものと解釈すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
364	I-4-57	4.14	4.14.1.2	(2)	1)	配線・配管	使用材質については、適用場所により、SS材+亜鉛鍍金、またはSS材+メラミン焼付塗装などでご提案させて戴くことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
365	I-4-57	4.14	4.14.1.2	(3)	5)	配線・配管	使用材質については、適用場所により、SS材+亜鉛鍍金、またはSS材+メラミン焼付塗装などでご提案させて戴くことは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
366	I-4-57	4.14	4.14.3.1	(1)		形式	参考扱いで「表4-2」にて高圧受電盤の閉鎖階級を「JEM1425MW以上」にてご指定ですが、受電盤としての機能は同等で、維持管理上地元の盤業者にて対応できて発注も可能、かつ運営期間終了後の維持費低減等の経済的合理性を考慮しメンテナンス性に優れた「JEM1425CX」を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
367	I-4-58	4.14	4.14.3.2	(1)		形式	参考扱いで「表4-2」にて高圧配電盤の閉鎖階級を「JEM1425MW以上」にてご指定ですが、配電盤としての機能は同等で、維持管理上地元の盤業者にて対応できて発注も可能、かつ運営期間終了後の維持費低減等の経済的合理性を考慮し、メンテナンス性に優れた「JEM1425CW」を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
368	I-4-59	4.14	4.14.3.3	(5)	6)	進相コンデンサの設計基準	配電回線について、進相コンデンサ盤は盤外に配電線が出ない構造ですので、コンデンサ盤としては地絡保護は特に行わないとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
369	I-4-59	4.14	4.14.3.4			電力監視設備	「中央監視液晶モニタと列盤を構成し」とありますが、中央監視装置自体に電力監視機能を持たせることでもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。但し、設備仕様は協議によります。
370	I-4-59	4.14	4.14.3.4			電力監視設備	本設備は中央監視液晶モニタでの監視、操作が可能です。本装置機能を中央監視液晶モニタにて計画した場合、中央監視操作盤との共用としてよろしいでしょうか。	No.369の回答を参照ください。
371	I-4-59	4.14	4.14.3.4			電力監視設備	なお、本設備は計装制御設備の中央監視液晶モニタと列盤を構成し、内容は中央監視液晶モニタでも監視できるように計画をすることとありますが、鋼板製自立型の電力監視盤を中央監視盤の列盤として設置し、そこに表示されるデータを中央監視液晶モニタにも表示するという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	I-4-59	4.14	4.14.3.4	(2)	2)	電力監視設備	焼却施設のように特高受電で複数の高圧回路がある施設と違い、高圧1回線受電に施設においては遮断機の遠方操作は必要ないと考えますが、趣旨を御教授願います。	遠隔操作をするためです。
373	I-4-60	4.14	4.14.3.4	(3)	3)	電力監視設備	(3)設計基準3)電力監視操作装置をより受配電用遮断器の操作を可能とする(電動操作装置付断路器及び進相コンデンサ開閉器も含む)とありますが、操作は電力監視盤で行い、中央監視液晶モニタでは表示のみという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
374	I-4-60	4.14	4.14.3.4	(3)	4)	電力監視設備	(3)設計基準4)模擬母線を設ける。とありますが、電力監視盤に模擬母線を設けるという解釈でよろしいでしょうか。また、中央監視液晶モニタの表示も模擬母線と同等の表示と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
375	I-4-60	4.14	4.14.3.5	(2)	3)	建築動力用変圧器盤	電気方式にAC220Vと記載されておりますが、I-3-18ページの建築電気設備の項ではAC210Vと記載されております。AC210Vで計画することとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	I-4-60	4.14	4.14.3.5			高圧変圧器盤	高圧変圧器を低圧配電盤内に共用設置する計画をご提案させていただいてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
377	I-4-61	4.14	4.14.3.5	(4)	3)	非常用動力変圧器盤	電気方式に6600V/440Vとありますが、自家発電装置から電力供給する負荷が低圧の場合、自家発給電を440Vとし、必要に応じて440/210V変圧器や440/210-105V変圧器を設けることとして計画してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。但し、設備仕様は協議によります。
378	I-4-61	4.14	4.14.3.6			低圧配電設備	高圧変圧器盤と低圧配電盤を列盤構成とする場合は、動力主幹盤は省略しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
379	I-4-62	4.14	4.14.4	(1)	1)	低圧動力制御盤	「コントロールセンタ」方式をご指定ですが、リサイクル施設で一般的に採用が多く、プラント機能的にも親和性が高く、維持管理上地元の盤業者にて対応できて発注も可能、かつ運営期間終了後の維持費低減等の経済的合理性を考慮し、他の現場動力制御盤と同等構造の「動力制御盤」を採用しても宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
380	I-4-62	4.14	4.14.4			低圧動力設備	コントロールセンターとは低圧動力制御盤のみと判断しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
381	I-4-62	4.14	4.14.4			低圧動力設備	4)設計基準④設備の動力機器の制御は、主としてシーケンス制御盤で行う。とありますが、シーケンス制御盤とは中央監視制御装置を指すのでしょうか。あるいはコントロールセンタの内部制御回路をシーケンサで行うということでしょうか。	基本的に中央監視制御です。シーケンス制御方法、回路については提案に委ねます。但し、制御はフローチャート等での協議となります。
382	I-4-64	4.14	4.14.5			非常用発電装置	使用燃料灯油とありますが、近年、国内原動機(ディーゼルエンジン)メーカーはエンジン効率低下によるCO2排出量の観点、水分離における不完全燃焼の観点から灯油を燃料とするエンジン供給を保障していないのが実情です。使用燃料を軽油として提案させていただいてよろしいでしょうか。	No.166の回答を参照ください。
383	I-4-64	4.14	4.14.5.1	(3)	2)	燃料	灯油のご指定がありますが、他の燃料、例えば軽油で計画してもよろしいでしょうか。	No.166の回答を参照ください。
384	I-4-64	4.14	4.14.6.1			直流電源装置	焼却施設のように特高受電で複数の高圧回路がある施設と違い、高圧1回線受電に施設においては直流電源装置は必要ないと考えますが、趣旨を御教授願います。ただし、VCBはコンデンサトリップ方式を採用し、停電時には遮断できるようにします。	要求水準書のとおりとします。
385	I-4-64	4.14	4.14.6.1			直流電源装置	高圧遮断機の制御電源用に直流電源装置を設置するとありますが、今回の計画では蒸気タービン発電の計画が無いため、高圧遮断機の開閉頻度は少ないと予想されます。この場合、交流無停電電源を制御電源とすることが可能です。高圧遮断機の制御電源を交流無停電電源とした場合、直流電源装置は削除してもよろしいでしょうか。	No.384の回答を参照ください。
386	I-4-64	4.14	4.14.6.1			直流電源装置	交流電源装置と一体となった無停電電源装置を採用してもよろしいでしょうか。	No.384の回答を参照ください。
387	I-4-65	4.14	4.14.6.1	(3)	2)	直流電源装置入力	電圧が440Vのご指定がありますが、設計条件により200V系の入力で計画してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
388	I-4-66	4.15	4.15.1.1	(3)		システムのバックアップ機能	「商用電源停電時においても…(中略)…監視制御ができるものとする。」とありますが、非常用発電機を設置する計画がありますので、無停電電源による機器の制御はないと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
389	I-4-66	4.15	4.15.1.1	(1)	1)	計装システムの基本構想	パソコンとシーケンサによる監視制御システムと解釈しますがよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
390	I-4-66	4.15	4.15.1.1			計装システムの基本構想	(1)システム構成 1)マイクロコンピュータによる分散形電子計算機制御とする。とありますが、いわゆるDCSではなく、パソコンとPLC(シーケンサ)からなるSCADAシステムを提案してもよろしいでしょうか。	No.389の回答を参照ください。
391	I-4-66	4.15	4.15.1.1			計装システムの基本構想	(2)オペレーションシステム 工場内の各設備のデータ表示、設定変更、運転監視を集中的に行うための設備とし、キーボードとマウス及びタッチパネル等により液晶モニタ画面上から設定操作を行う。とありますが、キーボードとマウスによる操作としてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
392	I-4-66	4.15	4.15.1.2	(1)	1) 3)	自動運転制御	「各プロセスの最適制御」と記載がありますが、具体的にどのような制御対象、制御方法をお考えであるか、ご教示をお願いします。	制御対象は事業者の提案に委ねます。 制御方法は評価関数が最小になる制御系を構成するものとしてください。
393	I-4-67	4.15	4.15.1.2			計装項目の基本構想	(2)操作監視 1)ごみ自動計量システムにより搬入車台数、ごみ搬入量のデータを収集し、ごみの搬入状況、搬出物の搬出状況の監視とありますが、自動計量システムは計量棟で完結するシステムで、他の場所に波及する場合は、子機を設置すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
394	I-4-67	4.15	4.15.1.2			計装項目の基本構想	(2)操作監視 2)搬入車両管制状況の監視とありますが、プラントホーム内の進入表示灯等の状況監視と限定し、計量システムとは接続しないものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 但し、台数制御等、計量システムとの連携を要する要素がある場合、は協議によります。
395	I-4-68	4.15	4.15.1.3	(1)	1)	手動運転	中央での運転操作について、中央から運転することが適当でないと考えられる機器(ダンピングボックス・ホイストなど)は除外されないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
396	I-4-68	4.15	4.15.1.3			計装制御機能	(1)粗大ごみ・不燃ごみ処理系列の制御 1)粗大ごみ・不燃ごみ処理系列の立上げ・立下げ時の条件 ⑧粗大ごみ・不燃ごみ処理 イ.自動運転 ・運転目標は、任意に変更できることとし、運転目標値に達しない場合は、目標値変更ガイダンスを表示する。とありますが、クレーン掴み量により判断するシステムと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
397	I-4-68	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	「必要なデータは既存のデータ管理用ネットワーク(岡山市ごみ処理情報ネットワーク)にリンクできるよう計画する。」とのことですが、必要データの内容、受渡の形式、取合位置をご指示ください。	No.257の回答を参照ください。
398	I-4-68	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	「必要なデータは既存のデータ管理用ネットワーク(岡山ごみ処理情報ネットワーク)にリンクできるよう計画」とありますが、専用線による接続の場合、その工事所掌及び仕様をご指示ください。また、データ授受の仕様及び必要データの項目についてもご指示ください。	No.257の回答を参照ください。
399	I-4-68	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	「岡山市ごみ処理情報ネットワーク」にリンクするための具体的な要件(ファイアウォールの構築、データ伝送量、定型フォーマットなど)についてご教示願います。	No.257の回答を参照ください。
400	I-4-68	4.15	4.15.1.4	(2)	1)	運転管理帳票	任意の作表が可能とのことのご指示がありますが、データの手入力の意と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
401	I-4-68	4.15	4.15.1.4	(2)	4)	運転管理帳票	バックアップ機能を有することのご指示がありますが、バックアップデータのダウンロード・保存は人為的に行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
402	I-4-68	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	「また、必要なデータは既存のデータ管理用ネットワーク(岡山市ごみ処理情報ネットワーク)にリンクできるよう計画する。」とありますが、岡山市ごみ処理情報ネットワークは自動計量システムと通信し、データ処理装置は自動計量システムと通信するものとしてよろしいでしょうか。 また、岡山市ごみ処理情報ネットワークとの接続に関する一切の仕様は御市よりご提供頂き、事業者は、その通信仕様に合わせるのみと考えてよろしいでしょうか。	No.257の回答を参照ください。
403	I-4-68	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(1)プラントデータ等の収録・管理 1)ごみ自動計量システムにより収集台数、ごみ搬入量のデータを収集し、ごみ搬入状況、搬出物の搬出状況を監視する。とありますが、自動計量システムとの子機を中央制御室に設置して台数等の状況を監視するものとし、同じ作業をデータ処理装置で行わなくてもよろしいでしょうか。	No.393の回答を参照ください。
404	I-4-68	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(2)運転管理帳票の作成 1)…。また、帳票に関しては任意の作表が可能となるようにすること。とありますが、ワンタッチで帳票の空欄に新たにデータを割り付けるといったことは困難であるため、任意の意味としまして、既に作成された帳票を取り出して別のパソコンで作表ができるという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
405	I-4-68	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(2)運転管理帳票の作成 3)自動計量システムより、収集車両台数、ごみ搬入量データを収集する。とありますが、自動計量システムの子機を中央制御室に設置して台数等の状況を監視するものとし、同じ作業をデータ処理装置で行わなくてもよろしいでしょうか。	No.393の回答を参照ください。
406	I-4-69	4.15	4.15.1.4	(9)	2)	プロセスバランスシート	プロセスバランスシートとは、具体的にどのような機能を持ったものかをご教示願います。	例えば、フロー画面におけるプロセス計測値と設定値の比較を想定しています。
407	I-4-69	4.15	4.15.1.4	(9)	3)	受電バランスシート	受電バランスシートとは、具体的にどのような機能を持ったものかをご教示願います。	例えば、受配電系統画面におけるプロセス計測値と設定値の比較を想定しています。
408	I-4-69	4.15	4.15.1.4	(9)	5)	その他運転監視に必要なもの	「重要機器の発停状況はリアルタイムでプリントアウトする」と記載がありますが、専用の連続紙を使用したプリンタである必要があります。汎用性を考えた場合、プリンタはネットワークプリンタとし、発生時は画面で確認、印字はオペレータの判断によるストックデータの印字を行うほうが経済的と考えますので、そのように計画してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
409	I-4-69	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(5)年報の種類 1)総合運転年報とありますが、どのようなものをお考えかご教示願います。	搬入量、搬出量、ユーティリティ等、運営管理上代表的なデータを集計した帳票を想定しています。
410	I-4-69	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(6)日報、月報、年報のデータ整理、日報等データ内容の追加、修正の機能を有し、累計しているデータについては、データの修正等にもない自動的に整理する。とありますが、自動で帳票の内容を変更することは、万一ソフト上の問題が生じた場合、修復不可能となる恐れがありますので、手動で確認・修正することで対応させて頂いてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
411	I-4-69	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(7)日報、月報、年報の印字 3)日報等は、中央制御室のプリンタで印字することを原則とするが、他の帳票用プリンタでも印字可能とする。とありますが、他の帳票用プリンタは事業者の管理事務室に設置するのでしょうか。そうであれば、事業者が必要に応じて中央制御室にて印字しますので、帳票用プリンタの設置は中央制御室のみと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
412	I-4-69	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(9)定常運転時の表示 5)その他運転監視に必要なもの重要機器の発停状況はリアルタイムでプリントアウトする。 とありますが、プリンタはカラープリンタ(レーザ又はインク式)1台を中央に設置し、発停・警報につきましては記録されたもの(2000点程度)のうち必要な部分を必要時に印字するもので対応してもよろしいでしょうか。	No.408の回答を参照ください。
413	I-4-70	4.15	4.15.1.4	(9) (10)	5) 3)	データ処理機能	重要機器の発停、警報について、リアルタイムでのプリントアウトが記載されていますが、紙・トナー等の節約の観点から運転員が必要に応じて印刷することで宜しいでしょうか。	No.408の回答を参照ください。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
414	I-4-70	4.15	4.15.1.4	(10)	2)	原因警報	複数の警報が同時に上がる状況は単一ではありませんので、自動的に原因警報を特定することは難しいと考えます。警報履歴の表示画面にて、最も発生時刻の早いものを検索できるようにすることで同等機能を実現するとして計画してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
415	I-4-70	4.15	4.15.1.4	(10)	3)	警報	「警報…はリアルタイムで…プリントアウトする」と記載がありますが、専用の連続紙を使用したプリンタである必要があります。汎用性を考えた場合、プリンタはネットワークプリンタとし、発生時は画面で確認、印字はオペレータの判断によるストックデータの印字を行うほうが経済的と考えますので、そのように計画してよろしいでしょうか。	No.408の回答を参照ください。
416	I-4-70	4.15	4.15.1.4	(13)		データ処理機能	「点検作業結果及び…履歴として残せるよう計画する。」とありますが、I-4-69頁の同項(8)に記載のある機器台帳をパーソナルコンピュータに登録することと同義と解釈してよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
417	I-4-70	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(10)異常時の表示・指示 1)機器や制御系等に異常が発生した場合は、音声による警告を発するとともに、液晶モニタ画面に異常機器名、異常内容を表示する。 とありますが、画面で確認の方が早く、かつ、音声警報機能があっても使用されないことがほとんどですので、音声警報はなくすることは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
418	I-4-70	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(10)異常時の表示・指示 2)一つの原因で複数の警報が発報した場合は、その原因警報をフリッカ又は色分けで表示する。 とありますが、DCSやシーケンサは入力された順番ではなく、ソフト処理された順番でしか発報できませんし、リサイクル施設において、一つの原因で複数の警報が発報することは考えにくいいため、必要なものがあれば行うものとしてよろしいでしょうか。	No.414の回答を参照ください。
419	I-4-70	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(10)異常時の表示・指示 3)警報を発した時はリアルタイムで通常の印字と色を変えてプリントアウトする。とありますが、プリンタはカラープリンタ(レーザ又はインク式)1台を中央に設置し、発停・警報につきましては記録されたもの(2000点程度)のうち必要な部分を必要時に印字するもので対応してもよろしいでしょうか。	No.408の回答を参照ください。
420	I-4-70	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(10)異常時の表示・指示 4)異常に対して運転員が確認又は、操作すべき事項を簡潔にメッセージとして表示する。 とありますが、リサイクル施設において、ガイダンスを必要とする異常は基本的になく、現場確認が最も適切な対応と考えますので、メッセージの表示はなくてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
421	I-4-70	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(10)異常時の表示・指示 7)特に緊急性のある異常が発生した場合は、別の警報音を発し、優先順に従って画面に割り込み表示する。とありますが、重大障、軽故障を区別すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
422	I-4-70	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(12)前日の日報集計データから必要なデータをピックアップし、中央制御室、管理事務室に、随時一覧表示できる画面を設ける。とありますが、事業者が管理する上で、本機能は事業者の管理事務室に必要なと考えますので、中央制御室のみでよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
423	I-4-70	4.15	4.15.1.4			データ処理機能	(13)中央制御室において、打合せ、引継用のための大型画面を持つパーソナルコンピュータを設置し、運転データ、画像データ、トレンドデータ等を取り込み、また、点検作業結果及び予定、整備工事結果及び予定等の確認ができ、履歴として残せるよう計画する。とありますが、本機能につきましては、ホワイトボード的なイメージと考えますが、何か既存のものがありましたら参考図書をご提示頂きますようお願いいたします。	事業者の提案に委ねます。
424	I-4-70	4.15	4.15.2			ITV装置	「研修室においても操作・確認」と記載がありますが、ここでいう操作とは画面の切替であり、カメラ本体の操作(回転・ズームなど)はあくまで中央監視を行うオペレータ権限でのみと考えますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
425	I-4-70	4.15	4.15.2			ITV装置	別紙ITVリストの内容は参考とし、設置場所は提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 但し、監視場所、ITV機能等は協議によります。
426	I-4-70	4.15	4.15.2			ITV装置	不燃ごみクレーンとペットボトルクレーンを共用とし、施設でクレーンを1基しか設置しない場合は、別紙ITVリストにあるクレーン操作室のモニタは1台としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
427	I-4-70	4.15	4.15.2			ITV装置	別紙ITVリスト中の「画面分割」欄にある「可」「固」の意味についてご教示願います。	分割数の「可変(協議によります)」、「固定」を表します。
428	I-4-71	4.15	4.15.4	(10)	2)	計装用機器及び工事	配線材料として示されているものは、エコケーブルになっていませんが、エコケーブルとして市販されているものは、エコケーブルを使用するという解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
429	I-4-72	4.16	4.16.2			真空掃除機	弊社実績より、真空掃除機のホース等が重く、作業効率が良くないので、可搬式掃除機で御提案させていただいてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。 但し、可搬式掃除機の性能、台数、設置場所は協議によります。
430	I-4-72	4.16	4.16.3			自動窓拭き装置	本装置は運転業務上不要と判断した場合は設置しないとしてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
431	I-4-72	4.16	4.16.3			自動窓拭き装置	ごみピット用クレーン操作窓のみと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
432	I-4-73	4.16	4.16.5			説明用パンフレット	パンフレットは、4ヶ国語をそれぞれ15,000部ということでしょうか。また、小学生用は日本語のみ15,000部ということでしょうか。	施設説明用は4ヶ国語併記を想定しています。小学生用はご理解のとおりです。
433	別紙資料					地質調査	地質調査報告書一式をご貸与頂けないでしょうか。	別紙資料[地質調査]にて判断ください。
434	別紙資料					現況平面図	現況地盤高等数値が不明瞭のため、明瞭な資料を提示願えないでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
435	別紙資料					処理対象物一覧	各年度の品目別の数値は、搬入された品目の個数でしょうか。	ご理解のとおりです。
436	別紙資料					「処理対象物一覧」	「搬入粗大ごみの実績(2002年から2008年まで)」の単位は個数と考えればよろしいでしょうか。	No.435の回答を参照ください。
437		全体					質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは入札説明書に示したとおりとします。
438		全体					建築主は岡山市長殿でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	Ⅱ-1-1	1				総則	「市と事業者のリスク低減や効率的な運営の確保を目的に、概ね5年毎に見直す予定である。」とありますが、概ね5年毎に業務範囲または内容等を見直すとの理解でよろしいでしょうか。また、見直しがなされる場合は、内容に応じて委託額も見直されるとのことでしょうか。	要求水準書記載のとおり、関係する法改正や市の分別基準の変更等により処理品目が変わった場合や、収集形態や技術革新等により、処理量や処理品質に大きく変化が生じた場合に、運營業務内容を見直すことを想定しています。無条件に、概ね5年毎に業務内容を見直すことはありません。
2	Ⅱ-1-1	1.1	1.1.3.2			資源選別施設	処理対象ごみの中に空き缶がありませんが、家庭系粗大・資源化物回収所に持ち込まれた場合は受け入れないという理解でよろしいでしょうか	受け入れます。市が引き取るまでの間、保管してください。
3	Ⅱ-1-3	1.2	1.2.5			一般廃棄物処理実施計画の遵守	貴市の定める一般廃棄物処理実施計画の内容について、運営を行う中で事業者にて異議等が発生した場合は貴市と協議させていただけるのでしょうか。	市が定める一般廃棄物処理計画の内容が、要求水準書の事業条件と著しくことなり、事業者に着しい費用増加が伴う場合には、ご理解のとおりです。
4	Ⅱ-1-3	1.2	1.2.5			一般廃棄物処理実施計画の遵守	「一般廃棄物処理実施計画」の内容の遵守に際し、著しい費用の増加が伴う場合はその負担についてご協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.3の回答を参照ください。
5	Ⅱ-1-3	1.2	1.2.6			生活環境影響調査の遵守	「岡山市西部リサイクルプラザ整備・運営に係わる生活環境影響調査」は、どこで入手可能かご教示願います。	要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答 No.17を参照ください。
6	Ⅱ-1-4	1.2	1.2.9	(6)		労働安全衛生・作業環境管理	日常点検等にて施設の改善が必要となった場合、改善に係る費用については、事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、改善が必要な原因が、設計・施工のかしによる場合は、要求水準書第Ⅰ編設計・建設業務編によります。
7	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.11			急病等への対応	事業者は、本施設にAEDを設置するように求められています、設置基数は提案によるものとしてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.11	(3)		急病等への対応	設置数の指定はあるか御教示願います。	No.7の回答を参照ください。
9	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.12			災害発生時の協力	ごみ量およびごみ質が大きく変化する可能性があり、変動費だけで十分対応しきれず、対応人員増・メンテナンス費増がやむを得ず起きる事態も想定されます。その場合は費用増分についてご協議をお願いいたします。	原則として、要求水準書のとおりとします。ただし、本市が運転時間の大幅な延長を指示する場合の延長に伴う人件費増や、本市が新たな設備・機器を必要とする処理を求める場合については協議します。
10	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.12			災害発生時の協力	「震災その他不測の事態により…(省略)…なお、処理に係る費用については、変動費にて支払うものとする。」とありますが、計画搬入量を超える多量の廃棄物を処理する場合、通常時よりも人員の増加や勤務時間の延長による人件費の増加、運転時間の増加による設備の磨耗などの劣化進行による補修費の増加等、固定費とされる部分の増加も予想されます。よって、変動費のみではなく、固定費である委託費B,Cについても増加費用の対象にしていただけませんか。	No.9の回答を参照ください。
11	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.12			災害発生時の協力	災害にて発生する廃棄物の処理により、通常処理すべき廃棄物の処理が滞ってしまった場合は別途貴市殿と協議いただけるのでしょうか。	費用については、No.9の回答を参照ください。本市が、通常処理すべき廃棄物よりも災害廃棄物の処理を優先するように指示した場合に、通常処理すべき廃棄物の処理が滞ることに対しては、ご理解のとおりです。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
12	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.12			災害発生時の協力	施設能力を逸脱する処理においては、単純なごみ量と単価の積による費用の増加にならず、且つ災害廃棄物については前処理など通常の処理フローと異なる処理が想定されることから、災害発生時の協力を伴う著しい負担増に対しては、費用負担について別途協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.9の回答を参照ください。
13	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.13			本市他施設との調整	ごみ量が大きく変化する場合は、変動費だけで十分対応しきれない事態も想定されます。その場合は費用増分についてご協議をお願いいたします。	要求水準書のとおりとします。
14	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.13			本市他施設との調整	「事業者は、本市が、本市他施設と本施設の間で、廃棄物搬入量の調整を行う場合は、本市に協力すること。」とありますが、廃棄物搬入量の調整はどのような場合に行われるのでしょうか。	例えば、本市他施設において、計画外の停止等により処理ができない場合です。
15	Ⅱ-1-5	1.2	1.2.13			本市他施設との調整	施設能力を逸脱する処理においては、単純なごみ量と単価の積による費用の増加にならないことから、他施設との調整への協力を伴う著しい負担増に対しては、費用負担について別途協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	No.13の回答を参照ください。
16	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.14	(1)		障がい者の雇用	「12人以上の障がい者の確保をすること。」とありますが、手選別の必要人員が12人を下回る場合は12人を下回ってもよろしいでしょうか。	障がい者の作業は、手選別に限定していません。手選別の必要人員が12人を下回る場合でも、12人以上の障がい者の雇用を確保してください。
17	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.14	(1)		障がい者の雇用	他の事例では障がい者2名に付き指導員を1名つけています。「12人以上の障がい者の確保をすること。」とありますが、12人以上とは指導員の方含んでの人数でしょうか。	指導員は含みません。
18	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.14	(2)		障がい者の雇用	「12人以上の障がい者の雇用を確保する事」とありますが、12人とは、どのような要素に基づいた人数なのでしょうか？御教示願います。	本市他施設での雇用状況を踏まえ設定しています。
19	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.14	(2)		障がい者の雇用	12人以上の障害者の雇用を確保することとありますが、運営企業が、直接雇用ではなく、びん類の手選別および清掃等を市内障がい者団体等(A型事業所)へ委託することは可能でしょうか	ご理解のとおりです。
20	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.17			受付管理業務に関する研修の受講	「受付管理業務に関する研修の受講をすること」とありますが、具体的にどのような研修を受講するのかご教示ください。	本市他施設における受付管理業務の状況を確認頂いた後、事業者が受講を希望する内容及び期間について協議します。
21	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.17			受付管理業務に関する研修の受講	「受付管理業務に関する研修」とありますが、現在想定されている研修があればご教示をお願いします。	No.20の回答を参照ください。
22	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.17			受付管理業務に関する研修の受講	岡山市で主催される研修があるかご教示願います。ない場合、どのような講習を受講するか御教示願います。	No.20の回答を参照ください。
23	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.17			受付管理業務に関する研修の受講	「事業者は、本業務開始前までに、本市と協議の上、受付管理業務に関する研修を受講すること。」とありますが、本研修は、必要に応じて実施して頂けるのでしょうか。また、運営開始後に事業者職員が交代する場合にも受講する必要があるのでしょうか。	前段については、本市と協議の上、ある期間で実施することを想定しています。随時や複数回の実施は想定していません。 後段については、運営開始後の実施は予定していません。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
24	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.17			受付管理業務に関する研修の受	研修はどのような内容、期間を想定されておりますでしょうか。	No.20の回答を参照ください。
25	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.19			保険	貴市を追加被保険者とする保険契約とする目的は何でしょうか。	市の損害を担保するためです。
26	Ⅱ-1-6	1.2	1.2.19			保険	本事業に関連して御市が加入する保険をご教示願います。	市が現在加入している建物総合損害共済(社団法人全国市有物件災害共済会中国支部)と同程度の保険付保をを予定しています。
27	Ⅱ-1-7	1.2	1.2.19	②		火災保険	市殿においても共済保険に加入されると思われませんが、その場合、火災保険が重複する可能性があり、保険の支払いも按分される可能性があります。そのため、市殿が共済保険に加入されるのであれば、事業者側の火災保険加入は免除していただくことはできないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
28	Ⅱ-1-7	1.2	1.2.19			保険	貴市が施設の所有者であるため、所有者で必要な保険は付保される予定でしょうか。また、付保される場合は保険の種類(予定)をご教示願います。	No.26の回答を参照ください。
29	Ⅱ-1-7	1.2	1.2.20			業務実施計画書及び業務計画書の作成	初年度の運転計画については貴市よりご提示いただいた数値より計画を立ててよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	Ⅱ-1-8	1.3	1.3.2			提案書の変更	「市の指示により変更する場合はこの限りではない」とありますが、金額に増減が発生した場合は、金額等の変更もあり得ますか。	ご理解のとおりです。
31	Ⅱ-1-9	1.3	1.3.4.1	(4)		本施設の性能に関する条件	引渡し時とは、本業務期間終了(20年後)と解釈しますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	Ⅱ-1-9	1.3	1.3.4.1	(4)	1)	本施設の性能に関する条件	引渡し時、搬入済み質(ごみの性状)が変わった場合は合理的な判断をしていただけると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	Ⅱ-1-9	1.3	1.3.4.1	(4)	2) ①	内外の外観等の検査	a)の検査基準を具体的に御教示願います。	要求水準書記載のとおり、主として目視、打診、レベル測定によります。
34	Ⅱ-1-9	1.3	1.3.4.1			本施設の性能に関する条件	「事業期間終了後も20年間にわたり継続して実施することに支障のない状態」とありますが、支障のない状態とは、補修や更新を含む必要な維持管理が行われる前提であり、事業終了時においては(1)から(4)に示される内容によりその状態が判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	20年間にわたり継続して実施することに支障のない状態の必要条件として、(1)から(4)を満たしてください。
35	Ⅱ-2-1	2.2				有資格者の配置	現場総括責任者は、運営事業開始の平成27年1月から現地事業所への配置計画と考えておりますがよろしいでしょうか。	要求水準書1.2.16に示す運転指導の受講時期より、配置してください。
36	Ⅱ-2-1	2.2		(2) (3)		有資格者の配置	防火管理者及び第3種電気主任技術者は非常勤としてよろしいでしょうか。	常勤としてください。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
37	Ⅱ-2-1	2.2				有資格者の配置	電気主任技術者は電気保安協会へ委託することで対応してもよろしいでしょうか。	No.36の回答を参照ください。
38	Ⅱ-2-1	2.2		(4)		有資格者の配置	上記以外の有資格者とは低圧電気取扱特別教育修了者、フォークリフト運転技能講習修了者・運転特別教育修了者、玉掛け技能講習修了者、車両系建設機械運転技能講習修了者、クレーン運転特別教育修了者、職長・安全衛生責任者教育修了者、振動・刈払併合修了者等を想定されているのでしょうか。	事業者の計画内容に応じて配置してください。
39	Ⅱ-2-1	2.2		(3)		有資格者の配置	資格を満たしていれば外部機関からの委託配置でもよろしいでしょうか。	原則として、常勤で配置してください。ただし、詳細について、事業者選定後に協議することは可能です。
40	Ⅱ-2-1	2.2		(3)		有資格者の配置	第3種電気主任技術者を配置とありますが常駐を意味しているのでしょうか。ご教示願います。	No.36の回答を参照ください。
41	Ⅱ-2-1	2.2		(3)		有資格者の配置	「事業者は、第3種電気主任技術者を配置すること。」とありますが、問題の無い場合は、業務委託とすることは可能でしょうか。	No.36の回答を参照ください。
42	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.1	(3)		計量施設での受付管理	「本市が定める搬入基準を満たしていることを確認する」とのことですが、貴市の搬入基準をご開示願います。	処理不適物を含まないことです。
43	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.1			計量施設での受付管理	計量施設では、貴市が定める搬入基準を満たしていることを確認し、それを満たしていない時は受け入れてはならないとなっており、事業者が搬入基準を満たしていない廃棄物を持ち込んだ場合、分別指導等を行うようになっていきます。その際、貴市の支援(貴市のごみ基準は広く公開されているのでしょうか。)はあるのでしょうか。	分別指導等における市の支援は予定していません。
44	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.1			計量施設での受付管理	搬入基準を具体的に御教示願います。	No.42の回答を参照ください。
45	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.1			計量施設での受付管理	計量施設とは計量棟を意味するものという理解でよろしいでしょうか、またはその他の施設を含むもののでしょうか	計量棟を意味します。
46	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.1	(1)		受付管理業務	「家庭系粗大ごみについては、本市が市民に対して連絡する予約番号及び内容を事前に確認した上で受け付けること」とのことですが、予約番号・内容について、貴市から、何時・どのように連絡を受けるのかご開示願います。	個人情報が含まれるため、市から専用端末を提供し、端末から確認する方法を予定しています。
47	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.1	(4)		計量施設での受付管理	「搬入基準は、本市で定めるものとする」とありますが、運営期間中に事業者側からの提案で搬入基準を見直して頂くことは可能でしょうか。	現時点では、想定していません。
48	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2			家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	貴市が市民に対して連絡する予約番号及び内容を事前に確認した上で受け付けるとありますが、具体的にはどのような手続きとなるのでしょうか。ご教示願います。	No.46の回答を参照ください。
49	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2			家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	東部リサイクルプラザ、新保資源選別所、野殿粗大ストックヤードへの一般家庭持込車の搬入台数の実績値があればご教示ください。	要望があれば、代表企業に資料を配付しますので、連絡の上、来庁してください。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
50	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2	(1)		家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	具体的な方策があればご教示願います。	No.46の回答を参照ください。
51	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2	(3)		家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	具体的な種類を御教示願います。	粗大ごみ(可燃性、不燃性)、空きびん、空き缶、ペットボトル、古紙・古布、発泡トレイ、廃乾電池等、蛍光管、廃食用油を想定しています。
52	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2	(4)		家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	具体的な搬入基準を御教示ください	No.42の回答を参照ください。
53	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2			家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	(1)事業者は、家庭系粗大・資源化物回収所において、一般家庭持込車の受付を行うこと。なお、家庭系粗大ごみについては、本市が市民に対して連絡する予約番号及び内容を事前に確認した上で受け付けること。とありますが、他の資源化物(空きびん、ペットボトル、古紙・古布、発泡トレイ、廃乾電池等、蛍光管、廃食用油)については、受付時間内において、市民の方が自由に搬入されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2			家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	御市が市民から家庭系粗大ごみの持込みを受け付ける際に、持ち込み日や時間帯の分散は考慮されるのでしょうか。	1日の台数については上限を設けます。
55	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.2	(1)		家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	「本市が市民に対して連絡する予約番号及び内容を事前に確認した上で受け付けること。」とありますが、予約されていない市民の持込者が来られた場合は、事業者で受付した後に御市へ報告することによろしいでしょうか。	御質問の場合の対応については、事業者決定後に協議します。
56	Ⅱ-3-1	3.2	3.2.3	(1)		家庭系粗大・資源化物回収所での受付管理	予約番号に上限はあるか御教示願います。	No.54の回答を参照ください。
57	Ⅱ-3-2	3.4		(1)		料金徴収	「本市が定める方法にて」市に代わり徴収するとありますが、「本市が定める方法」とはどのような内容でしょうか。具体的な方法の提示を提示願います。	現金及び既納券による徴収があります。
58	Ⅱ-3-2	3.4		(2)		料金徴収	徴収した料金の指定金融機関への引渡方法の提示をお願いします。	原則として、翌日(土日祝日除く)に引き渡してください。
59	Ⅱ-3-2	3.4				料金徴収	徴収した料金を貴市が定める方法によって本市の指定金融機関へ引き渡すこととありますが、具体的な方法を御教示願います。また、金曜日の受付終了後においては、翌月曜日まで事業者側で料金を保管するとの理解でよろしいでしょうか。料金については、現行の10kgまでごとにつき130円と考えてよろしいでしょうか。	前段については、No.58の回答を参照ください。 中段については、ご理解のとおりです。 後段については、現時点では、現行の料金設定の予定です。
60	Ⅱ-3-2	3.4				料金徴収	処理手数料の後納制度はございますでしょうか。もし、後納制度がある場合、債権回収まではSPCは責任を負いかねます。従いまして、後納分の請求及び収受については貴市の業務範囲としていただきますようお願いいたします。	後納制度はあります。債権回収は、市が行います。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
61	Ⅱ-3-2	3.4		(1)		料金徴収	資源化物、粗大ごみの一般家庭持込車については無料という理解でよろしいか。 またその際、持込時に計量しなくて良いという理解でよいか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、要求水準書第Ⅱ編4.6に示すとおりです。
62	Ⅱ-3-2	3.4				料金徴収	本市が定める指定金融機関への引渡し方法をご教示願います。	No.58の回答を参照ください。
63	Ⅱ-3-2	3.5		(3)		受付時間	受付時間外であっても、貴市が指示する一時的な受付とありますが、具体的にはどのような場合を想定されているのでしょうか。 また、回収所では日曜日の受け入れが想定されていますが、搬入台数はどれくらいでしょうか。	前段については、例えば緊急時や臨時受入等を想定しています。 後段については、不明です。なお、No.54の回答も参照ください。
64	Ⅱ-3-2	3.5		(3)		受付時間	受付時間外の対応が予想される具体的な時期及び期間等があればご教示ください。	No.63の回答を参照ください。
65	Ⅱ-3-2	3.5			表3-1	本施設の受付時間	土曜日の搬入及び運転は無いと考えてよろしいでしょうか。	土曜日の搬入はありません。運転については、要求水準書を満たす上で、事業者の提案に委ねます。なお、搬送先の受付時間は、要求水準書第Ⅱ編4.12に記載のとおりですので、留意してください。
66	Ⅱ-3-2	3.5		(3)		受付時間	「本市の指示する一時的な受付管理については、対応すること」とありますが、どのような時、およびどれくらいの時間帯を想定されているのでしょうか。	No.63の回答を参照ください。
67	Ⅱ-3-2	3.5		(3)	表3-1	本施設の受付時間	「本市の指示する年末年始は除く」とありますが、何日から何日を想定されているのでしょうか。	現時点では、12/31～1/3を想定しています。
68	Ⅱ-3-2	3.5				受付時間	本市が指示する一時的な受付管理は、どの程度の日数を想定されていますでしょうか。	具体的な日数の想定はありません。No.63の回答を参照してください。
69	Ⅱ-4-1	4.2	4.2.2			計画処理量(リスク分担表)	今回の要求水準等に、リスク分担表が示されていませんが、実施方針の時のリスク分担表が適用されると解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書等でリスク分担が修正させていない限りご理解のとおりです。
70	Ⅱ-4-1	4.2	4.2.2			計画処理量(リスク分担表)	本業務で「第Ⅱ編 運營業務編」に関するリスク分担は、実施方針別紙-3「市と事業者のリスク分担表 共通項」によるとの理解でよろしいでしょうか。	No.69の回答を参照ください。
71	Ⅱ-4-1	4.2	4.2.2			計画処理量	計画処理量が当該施設に搬入されず、その理由が事業者の責によらない場合、そのリスクの負担者は、実施方針別紙-3「市と事業者のリスク分担表」計画変更リスクにより、貴市のリスクと理解でよろしいでしょうか。さらに、上記リスク分担表におけるごみ量変動リスク(金利変動リスク)は、著しく逸脱した(一定範囲を超える)場合、貴市のリスクとなると理解しています。実施方針の質問書No.109のご回答では、「著しくの判断は、客観的事情に照らし、社会通念により市が判断します。」という回答を載せていますが、具体的にどの程度の範囲であるのか御教示願います。	前段については、計画処理量と実績処理量の差異のリスクは、ごみ量変動リスクに該当するものと考えます。 後段については、具体的な範囲の想定はありません。

要求水準書(運営業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
72	Ⅱ-4-1	4.2	4.2.2			計画処理量	年計画処理量が日当り計画処理量×年間運転日数以上となっており(例:資源選別施設計画処理量 17(t/5h)×255(日/年)=4,335t<4,457(t/年))。年計画処理量は、年間稼働日内で処理量の調整を行うとの理解でよろしいでしょうか。	本市が提示する年計画処理量に応じ、年間運転日数を計画してください。
73	Ⅱ-4-1	4.2	4.2.5			年間運転日数	年間運転日数(時間)と年間受入日数(時間)は同じではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	Ⅱ-4-1	4.2	4.2.5			年間運転日数	運転日数の上限はあるか御教示願います。	ありません。
75	Ⅱ-4-2	4.5		(6)		搬入管理	定期的とは、どの程度の間隔・台数で見込めばよいか御教示願います。	事業者の提案に委ねます。
76	Ⅱ-4-3	4.6		(1)		場内運搬	家庭系粗大・資源化物回収所において受け付けた廃棄物は、計量施設で種類別に計量後、工場棟へ運搬することになっていますが、その量はどの程度か御提示願います。	粗大ごみ(可燃性、不燃性)については、約 2.6 t/日と想定しています。
77	Ⅱ-4-3	4.6		(2)		場内運搬	事業者にて重機類・車両等を用意するとありますが、必ずしも事業者が所有していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	Ⅱ-4-3	4.6		(1)		場内運搬	軽量物の最小計量単位はいくらか御教示願います。	要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答 No.4を参照ください。
79	Ⅱ-4-3	4.6		(1)		場内運搬	搬入車両動線との安全が確保されていれば工場棟の計量機(トラックスケール)を利用しての計量しても問題ないでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
80	Ⅱ-4-3	4.6		(1)		場内運搬	なお、計量施設で計量できない軽量廃棄物については、家庭系粗大・資源回収所で計量した後に工場棟へ運搬すること。とありますが、軽量廃棄物についても、家庭系粗大・資源回収所にて一定量貯留した後、計量施設(計量機)で計量した後、工場棟へ運搬することで対応してもよろしいでしょうか。上記考え方が不可の場合、家庭系粗大・資源回収所に簡易計量機を設置することになりますが、この簡易計量機のデータを計量施設のデータ処理装置へ転送する必要がありますでしょうか。	前段については、No.79の回答を参照ください。後段については、事業者の提案に委ねます。
81	Ⅱ-4-3	4.7		(1)		前処理作業等	再資源化対象物に対する「本市が指示する。」の内容を具体的ご教示お願いいたします。	再資源化対象物の種類について指示します。
82	Ⅱ-4-3	4.7				前処理作業等	前処理作業は、基本的に「別紙資料(処理対象物一覧)」に示されている各品目が搬入され、分類の区分に従い処理するような設備及び人員を確保するよう計画すると解釈してよろしいでしょうか。具体的にはマットレスの処理は、スプリングとマットレスを分解せずに、処理困難物として搬出してよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、スプリング入りのマットレスについては、スプリングを再資源化対象物として取り出して下さい。
83	Ⅱ-4-3	4.7		(1)		前処理作業等	再資源化対象物は本市が指示するとありますが、モーター、スプリング、基盤、磁石、非鉄、くず鉄以外にどのようなものを想定されていますでしょうか。	現時点では具体的な想定はありません。
84	Ⅱ-4-3	4.7		(3)		前処理作業等	粗大ごみの再利用において、持込者の承諾は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
85	Ⅱ-4-3	4.8		(2)		適正処理	「毎年度の売却単価については、当該年度の本市の東部リサイクルプラザにおける鉄類、アルミ類の売却単価相当の売却単価となる品質を確保すること」とのことですが、過去5年間の各単価をご開示願います。	入札説明書に関する質問回答 No.77を参照ください。
86	Ⅱ-4-3	4.8		(2)		適正処理	「なお、事業者は、本市が指定する業者の引取価格よりも、高額な価格で引き取る業者を提案することができる。」とのことですが、貴市からの単価の提示は、1年に何回受けられるのでしょうか。また提示を受けてから独自に引取業者を提案するまでの期間は、どの程度あると想定すればよいでしょうか。	入札説明書に関する質問回答 No.81を参照ください。
87	Ⅱ-4-3	4.8		(2)		適正処理	ペットボトルの処理に関し、「市町村からの引き取り品質ガイドライン」に示される品質を満足すればよく、ラベル除去までは必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	Ⅱ-4-3	4.8		(2)		適正処理	「当該年度の本市の東部リサイクルプラザにおける鉄類・アルミ類の売却単価となる品質を確保すること。」とありますが現状の東部リサイクルプラザの売却単価および品質をご教示ください。	入札説明書に関する質問回答 No.77を参照ください。
89	Ⅱ-4-3	4.8		(2)		適正処理	「本市が指定する業者の引取価格よりも、高額な価格で引き取る業者を提案することができる」とありますが、提案した場合、ご採用の可否はどのような基準で決められるのでしょうか。またその益は事業者のものとなるのでしょうか。	前段については、原則として、採用することを考えています。 後段については、入札説明書p.34「(3)資源化物の品質向上に係る対価(インセンティブフィー)」によります。
90	Ⅱ-4-3	4.8		(1)		適正処理	貴市指定の業者及び、その引取り条件、引取単価を御教示願います。	業者、引取条件、引取単価については、本業務期間中同一ではありません。
91	Ⅱ-4-4	4.10		(2)		搬出物の保管及び積込	事業者にて重機類・車両等を用意するとありますが、必ずしも事業者が所有していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	Ⅱ-4-4	4.10		(4)		搬出物の保管及び積込	I-2-15に記載されている資源化物搬出車に積み込む為に必要な重機類は、フォークリフト、ショベルローダの他に必要なものがあればご教授下さい。	事業者の提案に委ねます。
93	Ⅱ-4-4	4.11				搬出物の性状分析	搬出物の性状分析について、具体的な分析項目、頻度についてご教示ください。 また、性状分析は第3者機関に委託する必要がありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
94	Ⅱ-4-4	4.11		(2)		搬出物の性状分析	「定期的に、分析・管理を行うこと。」とありますが、頻度および、具体的な分析内容についてご教示ください。	No.93の回答を参照ください。
95	Ⅱ-4-4	4.11		(2)		搬出物の性状分析	分析項目は「別紙 4 搬入廃棄物に対する分析項目及び頻度」に準じているという理解でよろしいでしょうか	事業者の提案に委ねます。
96	Ⅱ-4-5	4.12		(1) (2)		搬出物の運搬	事業者にて車両を用意するとありますが、必ずしも事業者が所有していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が適法な使用権原を有して下さい。
97	Ⅱ-4-5	4.12				搬出物の運搬	正規の受入ではない、当該施設周辺道路等放置された、いわゆる不法投棄物の扱い、リスク分担をご教示ください。	放置場所の管理者が対応することになります。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
98	Ⅱ-4-5	4.12				搬出物の運搬	事業者が場外運搬するものは、東部クリーンセンター行き可燃物と山上新最終処分場行き不燃物の2点のみでよろしいでしょうか。 それらの処分費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。 また、不適物及び残渣の運搬費用、処分費用は貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	前段及び中段については、ご理解のとおりです。 後段については、本施設に搬入された不適物については、本市の指示に従ってください。御質問の残渣が、要求水準書第Ⅰ編図2-4に示す「資源化できない古布等」であるなら、可燃物として東部クリーンセンターに運搬してください。本施設外への運搬及び処理処分を行う場合は、ご理解のとおりです。
99	Ⅱ-4-5	4.12				搬出物の運搬	場外処分の受付時間は、月～金曜日の8～15時となっておりますが、計画処理量以上のごみを受け入れる事態となった場合、土・日曜日の受入れも可能と考えてよろしいでしょうか。	不可です。
100	Ⅱ-4-5	4.12		(1)		搬出物の運搬	建設予定地から東部リサイクルセンターまでの片道の運搬距離をご教示ください。	要求水準書に記載した東部クリーンセンターの住所から、調べて下さい。
101	Ⅱ-4-5	4.12		(1)		搬出物の運搬	搬入可能な車両寸法(長さ、高さ、幅)、重量(車両総重量)、ダンプ可能高さ、搬入出口シャッター高さ、計量棟高さ等を具体的な数値で御教授願います。	通常の10tダンプを使用している現状を踏まえ、提案してください。
102	Ⅱ-4-5	4.12		(1)		搬出物の運搬	「搬出に必要な車両を用意し」とありますが、10t程度の車格であり、運搬時に廃棄物の落下・飛散がなければ、どのようなタイプの車両でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No.101の回答も参照ください。
103	Ⅱ-4-5	4.12		(2)		搬出物の運搬	建設予定地から山上新最終処分場までの片道の運搬距離をご教示ください。	要求水準書に記載した山上新最終処分場の住所から調べて下さい。
104	Ⅱ-4-5	4.12		(2)		搬出物の運搬	搬入可能な車両寸法(長さ、高さ、幅)、重量(車両総重量)、ダンプ可能高さ、搬入出口シャッター高さ、計量棟高さ等を具体的な数値で御教授願います。	通常の10tダンプを使用している現状を踏まえ、提案してください。
105	Ⅱ-4-5	4.12		(2)		搬出物の運搬	「搬出に必要な車両を用意し」とありますが、10t程度の車格であり、運搬時に廃棄物の落下・飛散がなければ、どのようなタイプの車両よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、No.104の回答も参照ください。
106	Ⅱ-4-5	4.12				搬出物の運搬	可燃物及び不燃物の運搬先での処理費用は貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	Ⅱ-4-5	4.12		(1)		搬出物の運搬	「搬出車両の積載重量は、最大10t程度とすること。」とありますが、東部クリーンセンターは10t車の受入れが可能であるものと考えてよろしいでしょうか。 また、車両仕様の条件がありましたらご教示ください。(ダンプ高さ等)	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、No.101の回答を参照ください。
108	Ⅱ-5-2	5.5		(3)		点検・検査の実施	点検・検査に係る記録の保管期間は、法令等で定められた年数又は貴市との協議による年数となっておりますが、概ね何年でしょうか。	現時点では、本業務期間を想定しています。

要求水準書(運営業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
109	Ⅱ-5-4	5.12				長寿命化計画の作成及び実施	長寿命化計画の作成及び実施とありますが、本事業運営期間後の20年間においても施設が適正に稼動するよう、更新・補修の計画を作成、実施するとの解釈でよろしいでしょうか。	本業務期間及び本業務期間後の20年間で想定していますが、詳細は事業者選定後に協議します。
110	Ⅱ-5-4	5.12				長寿命化計画の作成及び実施	最初の長寿命化計画は、どの時点で提出すればよろしいでしょうか。	本業務期間開始時に作成・提出してください。
111	Ⅱ-7-1	7				啓発業務	啓発施設の開館時間をご指示願います。	10:00～16:00とします。
112	Ⅱ-7-1	7.3		(5)		啓発業務計画の作成	【不用品の修理・再生・展示・販売業務のほか、……再生品の販売は、市民を対象に実施すること。】とありますが、販売により得た収益は実施方針での質問回答通り貴市収入となるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	Ⅱ-7-1	7.3		(5)		啓発業務計画の作成	再生品の販売は、市民を対象に実施することとありますが、その売り上げは貴市の収入となると考えてよろしいでしょうか。	No.112の回答を参照ください。
114	Ⅱ-7-1	7.3		(5)		啓発業務計画の作成	「不用品の修理・再生・展示・販売業務のほか、」とありますが、不用品の販売収入について、御市へ納付することよろしいでしょうか。	No.112の回答を参照ください。
115	Ⅱ-7-1	7.3		(5)		啓発業務計画の作成	不用品とありますが、粗大ごみ以外で不用品としての持込みがあるのでしょうか。また、その場合持込み量はどの程度でしょうか。	有りますが、量は不明です。
116	Ⅱ-7-1	7.3		(5)		啓発業務計画の作成	再生品の販売について、収入の取扱い、価格の決定ルールについてご教示願います。	収入の取扱いについては、No.112の回答を参照ください。価格の決定ルールについては、事業者決定後に協議します。
117	Ⅱ-7-1	7.4		(2)		啓発業務の実施	貴市にて行なう啓発イベントについてその概要と年間スケジュール・頻度等をご教示願います。	事業者決定後に協議します。
118	Ⅱ-7-1	7.4		(1)		啓発業務の実施	貴市が本施設内で行う啓発イベントの内容及び頻度について、計画等があれば御教示願います。	No.117の回答を参照ください。
119	Ⅱ-7-1	7.4		(2)		啓発業務の実施	「事業者は、本市が本施設で行う啓発イベントについて、イベント場所を提供するとともに、本市がイベントを円滑に実施できるように協力すること。」とありますが、イベントとはどのような内容のものでしょうか。また頻度はどのくらいでしょうか。	No.117の回答を参照ください。
120	Ⅱ-7-1	7.5				見学者対応	見学者の受入をする時間・曜日をご指示願います。	時間については、啓発施設開館時間と同じ10:00～16:00とします。曜日については、水曜日～日曜日を予定しています。
121	Ⅱ-7-2	7.5		(2)		見学者対応	小学生の見学対応は基本的に事業者にて対応するとの理解でよろしいでしょうか。また、人員策定のため、西部リサイクルプラザを小学4年生が社会見学で訪問するおおよその時期と対象となる小学校数、児童数等をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、時期は4月～6月及び9月～10月を想定していますが、現時点で各小学校の詳細な予定は不明です。なお、東部クリーンセンターの実績では、年間約50校、約4300人の小学生が訪問しています。

要求水準書(運営業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
122	Ⅱ-7-2	7.5		(2)		見学者対応	行政による視察等の対応については貴市にて対応いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	本市による対応を予定していますが、必要に応じ、本市の支援を行ってください。
123	Ⅱ-7-2	7.5		(3)		見学者対応	本業務期間中のパンフレットの年間配布数は、施設説明用:3,000部、小学生用:5,000部とありますが、これを大きく上回る場合は、変動費のその他費用として戴けるものと考えてよろしいでしょうか。	協議します。
124	Ⅱ-7-2	7.5				見学者対応	見学者対応について、実施方針への質問回答No.16で「行政視察の行政的な質問等の対応は、市で行います。それ以外は事業者の業務範囲とします。」とありますが、日程調整についても、行政視察の対応は貴市、それ以外は事業者の業務範囲という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	Ⅱ-7-2	7.5		(1)		見学者対応	見学者及び利用者による施設の汚損・破損があった場合の補修費については、貴市ご負担と考えてよろしいでしょうか。	見学者及び利用者の故意又は過失による汚損・破損については、事業者の負担ではありません。
126	Ⅱ-9-1	9.2		(4)		清掃	本施設周辺でのボランティア清掃を行うことになっていますが、年間の想定回数、又は延べ人数の想定を御教示下さい。	具体的な想定はありません。提案に委ねます。
127	Ⅱ-9-1	9.5		(4)		保安	不法投棄があった場合は、本市に報告し、事業者が適切に対応し、とありますが、施設外周辺においては、貴市に報告し、その指示を待つとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	Ⅱ-9-2	9.6	9.6.2			近隣住民対応	「本施設の運営に関して、住民等から意見等を得た場合は、初期対応を行い、速やかに本市に報告すること。」とありますが、ここで示される初期対応とは具体的にはどのような範囲までなのでしょう。また、住民から情報開示等を求められた場合は、貴市と協議の上対応する形でよろしいでしょうか。	前段については、事業者の提案に委ねますが、最低限として、住民の意見を聞く等の対応を想定しています。 後段については、ご理解のとおりです。
129	別紙-1-1	別紙1				事業者の運営業務範囲	市殿所有の東部クリーンセンター、山上新最終処分場への事業者の持ち込みは無料と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	別紙-3-1	別紙3				環境保全計画及び作業環境保全計画における分析項目及び頻度	下水道排水の分析は事業者の範囲でしょうか。事業者の範囲の場合の測定項目、頻度を御教示願います。	本施設は、岡山市下水道条例の特定施設に該当しないことから、岡山市下水道条例第17条に基づく水質測定の義務はありません。
131	別紙-3-1				2)	作業環境保全計画	アズベスト分析(プラットホーム、手選別室)各手選別室およびプラットホームにて建築資材としてアズベストを使用していないが、分析する目的はどのような目的でしょうか	アズベスト分析は、作業環境について配慮したためです。
132		全体					質問回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。

要求水準書(運營業務編)に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
133	-	-	-	-			本要求水準書等における稼働、受入の用語の定義を御教示願います。	受入とは、廃棄物を本施設の計量施設、受入供給設備または家庭系粗大・資源化物回収所で受け入れることを意味します。稼働とは、受入を含め、本施設が廃棄物の処理を行うことを意味します。
134							電気自動車急速充電設備の電力使用量はどの程度でしょうか？また、その電力使用に係る費用の負担はどのようにお考えでしょうか？御教示願います。	要求水準書(設計・建設業務編)に関する質問回答 No.240を参照ください。
135							引渡し性能を確認後、本施設運転開始時の貴市職員の配置はどのように考えておられるか、御教示願います。	現時点では、市職員の配置は想定していません。

落札者決定基準に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	5	第5	2	(2)	表3	技術評価の評価項目と評価ポイント	評価ポイントの「ア、イ、ウ・・・」の各ポイントに配点があり、その合計点にA～Eの評価がなされるのか。それとも、例えば「ア、イ、ウ・・・」のポイントに該当する提案の内、格段に優れた提案があれば、Aの評価を受ける場合もあり得ると考えて宜しいでしょうか？御教示願います。	前段については、各評価ポイントの配点は予定していません。 後段については、各評価ポイントを網羅した提案が望ましいですが、可能性はあると考えられます。
2	5	第5	2	(2)	表3	技術評価の評価項目と評価ポイント	②事故・災害対策の評価ポイント・エの「降雨対策について、優れた提案がなされているか？」と言う項目においては、転じて「雨水の有効利用」も評価されると考えて宜しいでしょうか？御教示願います。	ご理解のとおりです。
3	5	第5	2	(2)	表3	技術評価の評価項目と評価ポイント ④省エネルギー、次世代エネルギー「見える化」	評価ポイント・アにおける「太陽光発電システムについての有効利用等」とありますが、太陽光発電の有効利用とは、電力使用であり、売電量が評価対象になるかと思料致しますが、他に評価対象がございますでしょうか？御教示願います。	太陽光発電による発電量及び売電量は評価対象と考えます。
4	6	第5	2	(2)	表3	2)②エ	この項目では、貴市指定の業者よりも引取り単価が高額な業者を提案した場合も、高評価対象となるのでしょうか？御教示願います。	評価対象になると考えますが、高評価となるかは提案内容によります。
5	8	第5	2	(3)		価格評価点の算定	価格評価点の算定にあたり、分母を58,000,000円とされた根拠、考え方を申し上げます。	競争による価格の低減余地、価格と価格以外の評価のバランス等を考慮し算定しました。
6	8	第5	2	(2)		表4 技術評価の評価項目の得点化方法	判断基準は、絶対評価あるいは相対評価のどちらでしょうか。	絶対評価が可能なものは絶対評価を基本としますが、どちらかに特定していません。
7	9	第5	(4)			総合評価点の算定	市は、技術評価点及び価格評価点の合計を算定し、とあり貴市主体で提案書を評価するもの理解しますが、おおよそ何名でどのような立場の方によって評価がなされるかご教示下さい。	岡山市建設工事総合評価一般競争入札の試行に関する要綱(平成20年市告示第223号)に基づき、評価、算定します。
8	9	第5	2	(4)		総合評価点の算定	御市が総合評価点を算定した後、学識経験者の意見を聴取した上で、総合評価点の最も高い提案者を入札参加資格確認対象者とするとありますが、学識経験者の意見とはどのような位置づけになるのでしょうか。	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第5項の規定に基づき、意見を聴くものです。
9	9	第5	2	(4)		総合評価点の算定	総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格の低い方を入札参加資格確認対象者とするとありますが、これは「価格重視」という御市の姿勢を明確にしたものという理解でよろしいでしょうか。	総合評価点と同点であった場合における入札参加資格確認対象者の決定方法を示しているものに過ぎません。

落札者決定基準に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
10		全体					質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。

様式集に関する質問回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	第8号 第9号 第10号 第11号					全体	補足資料(図面等)の添付は可能でしょうか	要求していない添付資料の提出は不可です。
2	第8号 第9号 第10号 第11号					全体	文字の大きさ、フォント等について指定はありますでしょうか。また行間、記載枠の大きさは変更してもよろしいでしょうか。	文字の大きさ、フォント等について特に具体的な制限はありませんが、見易さに配慮をお願いします。行間、記載枠の大きさは変更可能です。
3	第8号 第9号 第10号 第11号					全体	提案書にて、貴市HP等にて公開されている施設写真データ等の使用は可能でしょうか。	著作権法等の法令を遵守する限りにおいて可能です。
4	第8号 第9号 第10号 第11号					全体	頁左下のA4版縦 ○ページ以内という記載は削除して宜しいでしょうか。	削除可能です。
5	第8号 第9号 第10号 第11号					全体	様式の書式は、枠を設け要領に沿った提案をすれば宜しいでしょうか。記載上、ご制約事項等があればご教示願います。	入札説明書及び様式集に記載している内容以上の制約事項はありません。
6	第9号	5	1	ウ		一般持込者対応	「一般持込者への持ち込み場所にて行う啓発についての提案」とありますが、様式第10-1のイにもほぼ同様の項目があります。記載にあたり、どのような観点で書き分けをすればよろしいでしょうか。	様式第9号は、設計・建設業務に関する提案を求めるものであり、様式第10号は、運営業務に関する提案を求めるものであることについて留意願います。例えば、設備内容に関する提案であれば、様式第9号に記載してください。
7	第10号	4				環境管理	記載の表は2つは、消去せず記入するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	第11号	9				E-IRR	■評価指標 の表中に、E-IRR(ネットキャッシュフローの出資金に対するIRR)とありますが、『ネットキャッシュフロー』すなわち『E-IRR算定キャッシュフロー』とは、具体的に上段の■SPCのキャッシュフロー表 のどの数値を指すのでしょうか。(3 配当前キャッシュフロー or 5 配当後キャッシュフロー(内部留保金)、あるいはその他でしょうか。)	「E-IRR算定キャッシュフロー」は、「3 配当前キャッシュフロー」をキャッシュインとし、出資金をキャッシュアウトとするキャッシュフローとしてください。
9	第11号	9				E-IRR	E-IRRの計算式を記入した電子データを提供いただけないでしょうか。	No.8の回答を参照した上で計算してください。
10	第11号	3	1/2			リスク管理	様式第8号以降の技術提案記載様式において、このページのみ「A4版・縦～ページ以内or任意枚数」と言う規定がありません。やはり、「A4版・縦 任意枚数」と言う事でしょうか？御教示願います。	様式第11号-3全体について、「A4版・縦 枚数任意」です。

様式集に関する質問回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
11	第11号	3	1/2			リスク管理	入札説明書を初めとする公告時(平成23年5月24日)御提示書類中に、「市と事業者のリスク分担表」がありませんが、これは、「リスク分担」に関しては実施方針(平成23年2月1日)時御提示の「市と事業者のリスク分担表」を原則とすると言う事との理解で宜しいでしょうか？御教示願います。	市と事業者のリスク分担については、各契約書案において示しています。
12	第11号	3	2/2			リスク管理	枚数任意とありますが、枚数制限なしという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域企業等は実名を記載してもよろしいのでしょうか。	企業名がわかる記述を避けていただくのは、入札参加者の構成員となる企業です。構成員とならない企業の企業名の記載は可能です。
14	第11号	4				地域の活性化についての提案	地元企業の関心表明書は必要でしょうか。必要な場合は、評価対象となるのか、また、提出書類のどこに添付すればよろしいでしょうか。	要求していない添付資料の提出は不可です。
15	第11号	4				地域の活性化についての提案	雇用予定人数、地域企業への発注予定金額、障がい者の雇用予定人数と実績に相違が出た場合ペナルティーはあるのでしょうか。	左記の場合は、提案未達として債務不履行になります。
16	第11号	4				地域の活性化についての提案	本様式(第11号-4)は、様式第11号であるので、改善技術提案書の受付時(11月14日～15日)に提出すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の企業とは、岡山県内に本店・本社を置く企業と理解してよろしいでしょうか。	No.18の回答を参照ください。
18	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の企業とは、岡山市内に本店・本社を置く企業と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の企業とは、岡山市内に支店・営業所を置く企業と理解してよろしいでしょうか。	No.18の回答を参照ください。
20	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の人材とありますが、岡山市内に在住している者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の人材の雇用予定人数とありますが、あくまで予定の人数であり、雇用人数を保証するものではないと理解してよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
22	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の人材の雇用予定人数とありますが、本様式に記載した雇用予定人数が、事業実施時の人数と違って問題はないものと理解してよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
23	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の企業への発注予定金額とありますが、あくまで予定の金額であり、金額を保証するものではないと理解してよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。

様式集に関する質問回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
24	第11号	4				地域の活性化についての提案	地域の企業への発注予定金額とありますが、技術提案書に記載した発注予定金額が、事業実施時の発注金額と違って問題はないものと理解してよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
25	第11号	4				地域の活性化についての提案	障がい者の雇用予定人数とありますが、場合によっては、事業実施の際に障がい者予定人数が集まらない場合もあるものと考えます。雇用予定人数とは、あくまで予定の人数であり、雇用人数を保証するものではないと理解してよろしいでしょうか。	No.15の回答を参照ください。
26	第11号	5				事業計画参考資料	本様式の提案価格の欄は、委託費A,B,Cの合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。またその場合、内容・算定根拠はどのような項目を記載するのでしょうか。	様式第11-5は委託費Aのごみの種類毎の提案単価を、提案いただく様式です。入札説明書別紙1-2-(2)の委託費Aの支払の対象となる費用を参照の上、提案単価を構成する費目を応募者にて設定の上、提案単価の算定をお願いします。
27	第11号	5				事業計画参考資料	費目は委託費A,委託費B、委託費Cと記載するのでしょうか。	No.26の回答を参照ください。
28	第11号	9				SPCのキャッシュフロー表 評価指標	E-IRR算定キャッシュフローの数値は、「3 配当前キャッシュフロー」の数値を転記するとの理解でよろしいでしょうか。	No.8の回答を参照ください。
29	第11号	9				事業計画参考資料(SPC長期収支計画表)	SPCの資金管理上、銀行口座等の管理、運用に制限はございますでしょうか、ご教示願います。	特に制限はありませんが、健全に管理・運用をお願いします。
30	第11号	9				事業計画参考資料(SPC長期収支計画表)	評価指標のE-IRR値に目安となる値がありましたらご教示願います。	応募者の提案に委ねます。
31	第11号	9				事業計画参考資料(SPC長期収支計画表)	法人税等について、実効税率41.52%のご指示ですが、この中には法人住民税(市民税、県民税)が含まれ、これらはSPCが赤字でも納付の必要があると考えますが、計算上考慮する必要があるか、ご教示下さい。	本事業計画において法人税等については一定の略算との理解ですので、考慮する必要はありません。
32	第12号				(ア)	施設概要	施設概要とは、提案する機器の仕様書をご提示すればよろしいでしょうか。特に必要な図書があればご提示をお願いします。	ご理解のとおりです。
33	第12号				(イ)	図面	建築一般図(各階平面図、立面図、断面図)とありますが、各階平面図と断面図については、各階機器配置平面図および機器配置断面図と兼用してもよろしいでしょうか。	各々提示してください。
34	第12号				(イ)	図面	外観透視図は、外観鳥瞰図と兼用してもよろしいでしょうか。	各々提示してください。
35	第12号					施設設計図書	施設設計図書(ウ)設計書等・主要機器設計計算書(性能、容量、数量、構造、材質、操作条件、等)とありますが、カッコ内の項目を記述する機器仕様を提示すればよろしいでしょうか。	設計計算書を提示してください。

様式集に関する質問回答

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	質問内容	回答
36	第14号	1				入札価格内訳書	入札価格が許容価格(予定価格)以下であれば、入札価格の内訳(設計・建設業務に係る対価、運営業務に係る対価)のそれぞれに上限はないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	第14号					入札書	代表者名の押印は、委任状(代理人)で届け出た代理人の印ではなく、代表者の印との理解でよろしいでしょうか。	有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されている代表企業の届出印を使用してください。
38	第17号					指名停止等措置状況調書	構成員ごとに本様式にて作成とありますが、担当業務ごとに提出するのでしょうか？ 担当業務を兼任している場合は、[]を行う者の欄に、担当業務を複数個記入して、構成員ごとでの提出でよろしいでしょうか	担当業務を兼任している場合は、担当業務ごとに調書を作成する必要はなく、担当業務を複数記載した調書でも構いません。
39	第19号					添付書類	「本工事で必要とされる技術・資格を証する書面の写し」とありますが、具体的には何を指すのでしょうか？ 配置予定技術者は監理技術者資格以外の資格は必要ないという理解でよろしいでしょうか。	清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証及び講習修了証の写しを添付してください。
40							技術提案書の文字大きさ、フォント等の指定はありますか？ 指定が無い場合、見やすいことを前提に、外枠の拡大等を含め応募者の自由、という理解でよろしいでしょうか。	No.2の回答を参照ください。
41	全体						質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。

基本協定書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	1	3	1			特別目的会社の設立	本条での構成員とは特別目的会社に出資する構成員との理解でよろしいでしょうか。	定義上の構成員であり、出資する構成員に限りません。
2	2	3	3	1		特別会社の設立	資本金の多寡がSPCの収益性(E-IRR)を検討する上で評価の指標となるでしょうか。ご教示下さい。	資本金の多寡は、資金計画に関連するため「財務の健全性と安定性の確保」に関する評価の一要素になるものと考えます。
3	2	4	1			株式の譲渡等	当条項について、事業期間中、各構成員において、企業合併、会社分割など、M&Aが行われることも想定されますが、その場合の措置はどのように考えれば良いかご教示下さい。	株式の処分の態様により承諾が不要となることはありません。
4	2	5	1	5		特定事業契約 基本契約	基本契約の仮契約日の目途をいつと考えればよいでしょうか。	平成24年1月を想定しています。
5	3	5	3			特定事業契約	各号に規定することは、事業者のことでしょうか。	ご理解のとおりです。締結時に修正します。
6	3	5	3			特定事業契約	デフォルト事由が本事業の入札手続以外のものである場合においては、違約金又は損害賠償債務は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	違約金債務は発生しません。市に損害が発生した場合には、損害賠償債務が発生する可能性があります。
7	3	6	1			準備行為	本条項のご主旨はどのような場合を想定されているのでしょうか。準備行為の具体的な範囲を含めてご教示下さい。	設計のための協議などを事前に行うことが必要不可欠である場合を想定しています。具体的な範囲は構成員の裁量により決することになります。本条が構成員の権利を定めている点にご留意ください。
8	4	8	2			有効期間	第9条(秘密保持等)の定めも一定期間は本協定終了後も有効にさせていただけないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
9	5	9	4			秘密保持等	事業者側の技術等のノウハウの根幹に関わる内容が含まれることが想定されるため、情報公開については、事前に事業者側の了解を得た上で措置を講じて頂きたいと存じます。	情報公開については、法令による手続きにより行われます。
10	7	別紙1	1			出資者保証書	SPCが会計監査人設置会社であることが求められていますが、今回設立するSPCは規模的に会社法の定める大会社には該当せず、会計監査人の設置は義務付けられていません。SPCを会計監査人設置会社とすることは、事業経費及び事務負担増大の要因となりますので、任意設置会社としながら監査法人監査を受けることで対応させて頂けないでしょうか。	基本協定書(案)のとおりとします。
11	7		1			出資者保証書	SPCは公開会社、大会社ではないので、会計監査人設置会社を要件とすると業務負担、費用負担が大きくなると考えられます。会社法上の株式会社として適法に設立されることを要件とし、会計上の適正を保つための方策は、SPCの提案として頂きたいと存じます。	基本協定書(案)のとおりとします。
12	7		4			出資者保証書	4条1項と同様、各構成員において、企業合併、会社分割など、M&Aが行われた場合、本条項はどのように考えれば宜しいでしょうか。ご教示下さい。	株式の処分の態様により承諾が不要となることはありません。

基本協定書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
13		全体					質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。

基本仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	表紙1						「基本仮契約書(案)」は、「基本契約書(案)」と読替えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。基本仮契約書(案)は、岡山市議会の議決を経たときに本契約書としての効力を有し、改めて契約書は作成しません。
2	1	前文				5段落目	本文のなお書きの部分について、仮に、不可抗力、帰責事由の如何によっても同様でしょうか。ご教示下さい。	なお書きの原因は「議会で可決されず本契約が成立しない」です。
3	2	4	1	(3)		役割分担	運営企業は、特別目的会社から運営業務の一切を再受託するとありますが、特別目的会社が直接実施する業務もあるものと考えます。再委託する運営業務の範囲をご教示願います。また、運営業務を複数の企業で行う場合はそれぞれの実施業務を受託するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、「運営業務委託契約に従うほか」を補います。 後段については、ご理解のとおりです。
4	3	6	2			特別目的会社の運営	SPCへ出資する構成員が1社の場合、株主間契約書は作成しないものと思われま。この場合、第2項でいう「株主間の契約」に代わり、何かしらの対応が必要なのでしょうか。	基本契約上の義務としては必要ありませんが、社内手続において同様のことが行われたことが分かる書面の提出をお願いする場合があります。
5	3	6	2	(7)		特別目的会社への支援措置	「(前略)この場合、市は、合理的に必要と認める内容及び規模の支援措置を選択のうえ、当該選択に係る支援措置(疑義を避けるため、当該支援措置には、上限額は設定されず、市は、合理的に必要と認める金額を設定できるものとする。)を講じることを構成員に対して請求することができる(以降、略)」とありますが、民間企業が営む事業として、ご指定のような無限責任を課すことは、本基本契約第2条2項「市は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。」とも矛盾する規定と思料いたします。本項は提案者の提案内容に委ねるなど再考をお願い致します。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
6	3	6	2	(7)		特別目的会社の運営	「…、市は、合理的に必要と認める内容及び規模の支援措置を選択のうえ、当該選択に係る支援措置…を講じることを構成員に対して請求することができるものとし、…」とありますが、特別目的会社への支援措置については、貴市が支援策及びその額を決定するのではなく、協議にて支援策等を決定していただけないでしょうか。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
7	3	6	2	(7)		特別目的会社の運営	「市は合理的に必要と認める金額を設定出来るものとする」との記載がありますが、貴市との協議の場を設けて頂けるものと考えて宜しいでしょうか。もしくは、「当該請求後10日以内に、構成員は、協議のうえ、」とありますが、市側との協議も含まれるという理解で宜しいでしょうか。ご教示下さい。	前段については、協議の余地はありません。 後段については、含まれません。

基本仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
8	4	6	2	7		特別目的会社の運営	「市は、合理的に必要と認める内容及び規模の支援措置を選択のうえ、当該選択に係る支援措置(疑義を避けるため、当該支援措置には、上限額は設定されず、市は、合理的に必要と認める金額を設定できるものとする。)を講じることを構成員に対して請求することができるものとし、」とのことですが、特別目的会社の倒産回避のため、出資者が上限無しの支援するのであれば特別目的会社の設置意義が少なくなり、また応募者に過大な負担を強いるものと思慮します。したがって、支援額の上限の有無、支援策は、応募者の提案によるものとさせていただきます。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
9	4	6	6			特別目的会社の運営	市が担保権の設定を請求する場合は、どのような場合を想定されていますでしょうか。ご教示願います。	必要な庁内手続きが完了次第請求します。
10	5	6	10			特別目的会社の運営	SPCは公開会社ではありませんので、財務諸表等の公表については、事業者の了解を得た上で行って頂きたいと存じます。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
11	5	7	1			特別事業契約	建設工事請負契約書は今後の質疑回答結果や誤植訂正等を踏まえられたものと理解して良いよろしいでしょうか。 また、優先交渉権を得た場合は、市と建設事業者間のリスク分担等に関し建設工事請負契約の交渉の余地があるものと理解して良いよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本事業者選定は入札によるものです。優先交渉権者は存在せず、また、交渉の余地もありません。
12	5	7	2			特別事業契約	運營業務委託契約は今後の質疑回答結果や誤植訂正等を踏まえられたものと理解して良いよろしいでしょうか。 また、優先交渉権を得た場合は、市とSPC間のリスク分担等に関し運營業務委託契約の交渉の余地があるものと理解して良いよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、本事業者選定は入札によるものです。優先交渉権者は存在せず、また、交渉の余地もありません。
13	6	7	3	5		特別事業契約	この号はどのような場面を想定されているのでしょうか。	事業者帰責で基本契約以外の特定事業契約が解除された場合を想定しています。
14	7	9	4			運營業務	「…、運営期間の途中で終了する場合又はそのおそれを市が合理的に認めて特別目的会社に要請した場合には、運営企業を除く事業者は、運営企業に代わる、…」とありますが、①「運営期間の途中で終了する場合」とは具体的にはどのような要因を想定されていますでしょうか。②「運営企業を除く事業者」とは、運営企業が複数の場合、運営期間の途中で終了する又はそのおそれのある運営企業以外の運営企業も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	①については、運営企業の業務履行状態が健全性を欠いている場合などが想定されます。 ②については、ご理解のとおりです。
15	7	9	4			運營業務	当該条項に仮に相当する事象があった場合、後継運営企業候補者への引き継ぎを早期に、より確実に実施させて頂くために、事業者側が探索した段階で、貴市に打診させて頂いても宜しいでしょうか。	この場合、契約上の打診とならない場合がありますので、再度の打診をお願いする場合があります。

基本仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
16	8	10	4			連帯保証	「代位による権利又は順位を市に無償で譲渡するものとする」という記述について、どのようなことを念頭におかれているのでしょうか。また、本条項は主債務の履行が完了した場合でも、適用されるのでしょうか。ご教示下さい。	主債務の一部について保証債務を履行した構成員は、SPCに対して求償権を有するとともに、弁済による代位によって自己の権利に基づいて求償をすることができる範囲内において、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を民法501条及び502条に従って行使することができますが、これの権利の行使が残された主債務に係る市の権利行使を妨げとなるおそれがある場合には、これらの代位による権利や順位を市に譲渡していただくことを請求します。
17	8	10	7			連帯保証	「主債務」として考えられるのは、運營業務委託契約第25条に基づく本施設の損傷、滅失により生じた損害賠償義務、同契約第35条に基づく契約解除に伴う違約金支払義務等であって、特段、工期の変更、延長の変更の影響を受けるものではないと理解して良いよろしいでしょうか。	「建設工事請負契約に基づく工事に係る工期の変更、延長、工事の中止」は主債務の変更の原因の例示列挙ですが、これらが生ずれば、主債務の変更が当然に生ずるとまで想定しているものではありません。
18	8	10	7			連帯保証	当項の構成員についてもSPCの構成員を指すのでしょうか。建設工事は、SPCとの契約ではないのですが、本条項の主旨をご確認させて下さい。	ご理解のとおりです。主債務の変更の原因としては「その他の事由」が含まれており、建設工事請負契約に基づく場合に限りません。
19	8	10				連帯保証	構成員が特別目的会社と連帯して負う保証債務について、本条文では無限大であるかとれます。保証が無限大に生ずる場合には、特別目的会社はデフォルトするのが一般的と考えます。特別目的会社がデフォルトしないで、構成員が保証できる範囲には限度があると考えます。保証額に上限を設けていただけようお願いいたします。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
20	9	11				再委託等	運営委託契約書第8条と照合した場合、文末に関わらず「運營業務については第三者に再委託するもの」と理解して宜しいでしょうか。もしくは、事前に貴市にご承認頂ければ、第三者に再委託もしくは下請けすることは可能でしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
21	9	13				損害賠償	事業者としては「市が被った損害の全額」という規定の下でかかる賠償責任を負うことは過大な責任と考えます。事業者においては、賠償額の上限を設けていただけようお願いいたします。	基本仮契約書(案)のとおりとします。
22	9	14				契約の不調	本条項は具体的にどのような場合を想定されているのでしょうか。ご教示願います。また、不可抗力と帰責事由の如何によってはご協議として頂きたいと存じます。	原因問わずの規定となります。したがって協議の余地はありません。
23	10	16	1			秘密保持等	「特定事業契約又は本事業に関して」の下線部分は、「本基本契約」に変更していただけないでしょうか。	基本仮契約(案)のとおりとします。
24	10	16	3			秘密保持等	事業者のノウハウに関わる情報もあるため「秘密情報の開示」に際しては、事前協議をお願いします。	法令、本契約に従った扱いがなされます。必ずしも事前協議を予定するものではありません。
25	11	16	4			秘密保持等	事業者側の技術等の秘密、ノウハウの根幹に関わる内容が含まれることが想定されるため、情報公開については、事前に事業者側の了解を得た上で措置を講じて頂きたいと存じます。	No.24の回答を参照ください。

基本仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
26	11	16	4 5			秘密保持等	「特定事業契約又は本事業に関して」の下線部分は、「本基本契約」に変更していただけないでしょうか。	基本仮契約(案)のとおりとします。
27		全体					質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。

建設工事請負仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	1	契約書 前文				2段落目	本文のなお書きの部分について、仮に、不可抗力、帰責事由の如何によっても同様でしょうか。ご教示下さい。	なお書きの原因は「議会で可決されず本契約が成立しない」です。
2	1	1	5			総則	基本協定書9条と同じ条文にしていけないでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。
3	1	1	12			総則	専属的管轄裁判所は岡山地方裁判所第1審でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	3	9			設計図書	当該条項の但書の表現では、帰責事由の存否が明確にならないことが想定されます。とりわけ事業者の「看過」の場合については、基本的には想定できないと考えて宜しいでしょうか。	事業者の看過もありうると思います。
5	4	5	2	2		著作権の譲渡等	「甲は、成果物が著作権に該当するとしなくにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。」とのことですが、成果物の公開は、応募者の固有のノウハウや企業秘密を公開を意味します。従って、応募者の今後の企業活動が著しく不利となることから、公表・広報・他人への閲覧・複写・譲渡は、運営・維持管理目的の範囲内で行い、その内容については、事前に乙と協議し合意することとしてください。	本条の規定は、協議を予定していません。建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。
6	4	5の2	2			著作権の譲渡等	成果物公開の内容について、事業者側の技術等の秘密・ノウハウの根幹に関わるものが含まれることが想定されるため、事前に事業者側の了解を得た上での公表として頂きたいと存じます。	本条の規定は、事業者側の了解を予定していません。建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。
7	4	5の2				権利義務の譲渡等	成果物には、事業者のノウハウに関する内容もあるため、公表に際しては事前協議をお願いします。	本条の規定は、協議を予定していません。建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。
8	5	5の2	4			著作権の譲渡等	成果物の内容を自由に改変されると、後の事業運営に大きく影響する可能性があります。改変されるのは、具体的にどのような場合を想定されていますでしょうか。ご教示下さい。	具体の想定はありません。
9	7	10の2	1			技術者	設計技術者、照査技術者に定められる者は、特別な資格を有している必要があるのでしょうか。もしあるのであれば必要な資格をご教示ください。	特段ありませんが、十分な経験を有する者を配置してください。
10	7	10の4	1	1		地元関係者との交渉等	「協力」の範囲は、甲からの指示による資料の提供との理解でよろしいでしょうか。	具体の想定としてはご理解のとおりですが、資料の提供のみとは限りません。
11	7	10の4	2			地元関係者との交渉等	貴市が負担する「当該交渉等に関して生じた費用」には、JVが第1項に基づき協力した際に係る費用も含むのでしょうか。	含みません。
12	9	14	6			監督員の立会い、工事記録の整備等	見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、JVではなく市の負担とするのが、他の項と比較して合理的と思いますので、「本条に基づく見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用に関し、第1項及び第3項の場合は乙の負担とし、前項の場合は甲の負担とする。」としていただけないでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。

建設工事請負仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
13	9	15	6			支給材料及び貸与品	貴市は、第5項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができるとしていますが、「甲は、前項に規定するほか、必要があると認め、乙の承諾を得たときは、支給材料又は貸与品の品名(略)」としていただけないでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。
14	13	25	1			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	請負契約後12月を経過した後であれば請負代金の変更を請求することができる規程になっていますが、請負契約後12月以内であっても同様の変動は起こりうるため12月以内の変動による請負代金額の変更についても認めていただけないでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。
15	13	25	1			賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「甲又は乙は…(省略)…賃金水準又は物価水準の変動により…(省略)」とありますが、賃金水準又は物価水準の基準をご教示ください。	国や県の動向を踏まえ、適切な基準を用います。
16	16	31	3			検査及び引渡し	破壊検査の結果、検査不合格の原因がJVにある場合に、当該費用をJVが負担することが合理的と思われるので、「(略)費用は、検査の結果不合格である場合は乙が負担し、それ以外の場合は甲が負担する。」としていただけないでしょうか。	建設工事請負仮契約書(案)のとおりとします。
17	16	31	3			検査及び引渡し	「検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。」とありますが、工作物を破壊し検査した結果特に問題が無いと判断された場合の復旧費用については、請求させていただきたくお願いいたします。	本条の費用負担の原則は、その結果により変更されるものではありません。
18	16	33	1			部分使用	引渡し前において工作物の全部又は一部の使用が開始された時点から管理責任も甲に行うものとさせていただきます。	市が負うのは使用についての責任のみです。部分引渡しとは異なる点にご留意ください。
19	17	37	3			部分払	「検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。」とありますが、工作物を破壊し検査した結果特に問題が無いと判断された場合の復旧費用については、請求させていただきたくお願いいたします。	本条の費用負担の原則は、その結果により変更されるものではありません。
20	20	44	1	5		甲の解除権	「契約の相手方としての資格」とは具体的に示していただけないでしょうか。	入札説明書を参照ください。
21		全体					質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。

運営業務委託仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
1	2	4	1			契約の保証	岡山市契約規則にある、市長が確実に認める金融機関の保証に「公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証」が含まれると考え、適用させていただきますてもよろしいでしょうか。	「公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証」は含まれません。
2	2	4	1			契約の保証	契約の保証は、保証事業会社の保証も可との理解でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照ください。
3	2	5	2			業務遂行	本事業において、廃掃法上、SPC及び運営企業、協力企業はどのような許認可が求められるのかをご教示いただけないでしょうか。	許認可の判断もSPCの事業範囲となります。
4	3	主文				2段落目	本文のなお書きの部分について、仮に、不可抗力、帰責事由の如何によっても同様でしょうか。ご教示下さい。	なお書きの原因は「議会で可決されず本契約が成立しない」です。
5	3	5	5			業務遂行	条文中の「基準値の未達」の要因が、乙の帰責事由でない場合には債務不履行とは見なされないと考えてよろしいでしょうか。	甲帰責の場合、不可抗力・法令変更、その他契約に定めがある場合には、乙の債務不履行と看做されません。
6	3	5	6			業務遂行	条文中の「甲が締結することとなる住民協定等」とありますが、住民協定の締結は必須なのでしょうか。また、締結の根拠があればご教示ください。	現時点では、締結の予定はありません。
7	3	5	10			業務遂行	備品等の所有権の移転が購入時とすると、契約の残期間についてお互いの備品管理、財政管理の観点から、様々な問題が生じると予想されるため、本事業の終了時に貴市へ所有権に帰属するという考えで宜しいでしょうか。	備品等の所有権は、購入した時から市に帰属します。
8	3	6	2			本業務の範囲	SPCが、本施設の機能を維持するため又は本施設を円滑に運営しかつ維持管理するために必要な措置を適時に講ずる場合、それに係る費用は、運営業務に係る対価とは別に請求できるものと理解して良いのでしょうか。	ご指摘の場合であっても、受託者は委託者に対し別途請求はできません。なお、不可抗力・法令変更、その他契約に定めがある場合には、それぞれの規定に従います。
9	4	8	1			第三者の使用	本項により提案書にて事業者が提案した通り、SPCから運営を行なう構成員への再委託及び、構成員から協力企業等への一部業務の委託が可能と理解しております。協力企業と構成員の間でも責任分担・リスク対応は十分に行ないつつも最終的な責任はSPC及びその受託者である構成員が負うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	4	8	1			第3者の使用	「乙は事業者提案に従って本業務の各業務を再委託するものとする。」とありますが、焼却施設までの可燃残渣の運搬は再委託ができない業務と理解されますが、本事業においては再委託が可能となるのでしょうか。	焼却施設までの可燃残渣の運搬は再委託できません。
11	4	8	2			第三者の使用	事業者提案で明示すべき業務の範囲をご教示願います。また、運営企業の下請け企業の明示は不要との理解でよろしいでしょうか。	前段については、第三者の使用を予定している範囲については、様式第11号-1に記載してください。 後段については、運営企業の下請け企業を予定している場合も、様式第11号-1に記載してください。

運営業務委託仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
12	5	9	2			緊急時の対応等	震災その他不足の事態には、最大限の協力はいたしますが、その処理に要した費用については別途清算させていただきますようお願いいたします。	変動費により対応します。
13	8	17	2			運営業務に係る対価の支払	「支払いを免れた費用」の算定基準をご教示下さい。	実態に合わせて算定します。
14	8	20				料金徴収	「一般事業者」だけでなく「許可業者」の料金聴取も事業者範囲となるのでしょうか。「許可業者」の場合、一ヶ月纏めて支払う場合もあるようですが、本施設では持ち込み当日徴収となるのでしょうか。月末などにまとめて請求を行う場合は、事業者業務外とし、市殿の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。	許可業者については現金及び既納券による料金徴収があり、後納の場合、その債権回収は市の業務範囲となります。
15	9	25				損害賠償等	SPCが、故意又は過失により本施設を損傷し、又は滅失したことによって生じた貴市の損害の一切を貴市に賠償しなければなりません。上限がないため、過大な額の請求がなされる可能性があります。つきましては、当該損傷等が発生した事業年度の対価を上限とするなどの限度額を設けていただければ幸いです。	運営業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
16	10	29	2			不可抗力によって発生した費用等の負担	不可抗力リスクについては、甲乙の合意が成立しない場合、甲が示す合理的な対応方法とはどのような方法についてご教授ください。	具体的個別的な判断により対応方法を決定します。
17	11	31	3	(1)	イ	法令変更によって発生した費用等の負担	「甲は、『イ 税制度に関する法令変更のうち、本業務に直接関係する税制度の新設・変更に関するもの』を負担する」とありますが、本業務に直接関係する税制度の変更という意味では、税率(実効税率)の変更があった場合も貴市にて負担いただけるのでしょうか。	本業務に直接関係する税制度とは、例えば廃棄物処理施設を対象とした税制度を想定しており、法人税などの税率の変更は乙の負担と考えます。
18	11	31	3	(2)		法令変更によって発生した費用等の負担	乙は直接関係しない法令変更・税制度変更に起因する増加費用・損害を負担するとのことですが、そもそも法令変更に起因したと明確になった増加費用・損害が発生する時点で直接関係したと説明できるため、本項の必要意義を見出せないのですが、どのような場合が想定されますでしょうか。	法人税、事業税など広く一般に適用される税制度を想定しており、乙の負担と考えます。
19	11	31	3	(1)		法令変更によって発生した費用等の負担	本業務に直接関係する法令変更とありますが、事業者でコントロールできない法令変更による発生費用は甲の負担との理解でよろしいでしょうか。	運営業務委託仮契約書(案)のとおりとします。

運営業務委託仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
20	12	35	2			甲の契約権	「…乙は契約金額(要求水準書に示す計画処理量の場合の委託費A、委託費B及び委託費Cの契約期間の総額)の100分の10に相当する額を違約金として…」とありますが、すでに業務を履行した部分に遡って違約金を課すのは乙にとっては過剰なリスクを負担することになると考えます。従って、下記のように条文を変更していただけないでしょうか。 「…乙は契約金額(要求水準書に示す計画処理量の場合の委託費A、委託費B及び委託費Cの契約の残り期間の総額)の100分の10に相当する額を違約金として…」	運営業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
21	12	35	2			甲の解除権	違約金の設定について、貴市と事業者、もしくは構成員間でリスクの分担に従って業務を切り分けているため、契約残期間に応じてリスクを遁減させることはできないでしょうか。	運営業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
22	15	43	4			知的財産権	SPCは、この契約に基づきSPCが貴市に対して提供した情報、書類、図面等に関し、第三者の有する著作権及びその他の知的財産権を侵害するものでないことを貴市に対して保証することとされていますが、そのような保証を行うことは困難とされます。つきましては、SPCが「知り得る限りにおいて保証する」としていただけないでしょうか。	運営業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
23	19	別紙3				保険	火災保険の付保は通常施設所有者が行うものと考えます。貴市にて付保いただけますようお願いいたします。	運営業務委託仮契約書(案)のとおりとします。
24	19	別紙3				あとがき	貴市とのリスク分担や、VFMの算定に影響しますので、貴市所有の施設(財産)として、不可抗力の対応等、事業期間中、貴市で付保される保険等の内容についてご教示下さい。	市が現在加入している建物総合損害共済と市民総合賠償補償保険の付保を予定しています。保険の概要については、別添資料「岡山市が付保を予定する保険の概要」を参照してください。
25	19	別紙3				保険(第27条)	市殿においても共済保険に加入されると思われませんが、その場合、火災保険が重複する可能性があり、保険の支払いも按分される可能性があります。市殿が加入される共済保険条件(保険対象額、被保険者名、免責額、免責項目)をご教示願います。	No.24の回答を参照ください。 なお、建物総合損害共済については、岡山市が修繕費等の費用を支出した場合に対象となります。
26	20	別紙4				不可抗力の場合の費用分担	「不可抗力が生じた場合、1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の11に至るまでは乙が負担するものとし…」とありますが、不可抗力の際の追加費用又は損害については予想が困難であり、増加費用に際限がない状態での1%が乙の負担ですと、乙にとっては過剰なリスクを負担することになると考えます。従って、条文中の費用分担を下記のように変更していただけないでしょうか。 「契約金額を20で除した金額の100分の1以下の額(不可抗力が数次にわたるときは甲の一会計年度に限り累積する。)は乙の負担とし、これを超える額は甲の負担とする。」	運営業務委託仮契約書(案)のとおりとします。

運営業務委託仮契約書(案)に関する質問回答

No.	頁	条	項	号	カナ等	項目名	質問内容	回答
27	20	別紙4				不可抗力の場合の費用負担	「1事業年度中に発生した追加費用又は損害の100分の1に至るまで」とありますが、追加費用又は損害の額が年間委託費の100分の1に至るまでとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28		全体					質疑回答の内容が、質疑に対する回答として不明確な点があれば、再質問をさせていただくことは可能でしょうか。	質問回答の手続きは、入札説明書に示したとおりとします。